GOODYカードVisa・Mastercard® 規程集

目 次

一体型 単体型	GOODYカードVisa·Mastercard®会員規約 … P1
	リボ払い専用カードサービス特約 P82
	「楽Pay」特約 ······ P84
一体型	個人情報の取扱いに関する同意条項 P92
一体型 単体型	GOODYカード保証委託約款P100
一体型	あしぎんカード規定······P107
一体型	あしぎんICキャッシュカード特約 P112
一体型	GOODYキャッシュー体型カード特約 ········ P114
一体型	あしぎんデビットカード取引規定 P120
一体型	個人情報利用等に関する同意について P127

一体型

IC キャッシュカードー体型クレジットカードをご契約の方を対象とした規約、約款、規定、特約です。

単体型 クレジット専用カードをご契約の方を対象とした規約、約款、規定です。

GOODYカードをご愛顧賜り、誠にありがとうございます。本規程集にはGOODYカード に関する重要な内容が記載されております。必ずお読みいただいたうえで、カードをご利用 ください。

GOODYカードVisa・Mastercard。会員規約

第1編 総則 第1章 本契約の成立

第1条(定義)

本規約において、別紙1定義集各号に掲げる語句は、本規約中に 別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有す るものとします。

第2条(本契約の申込と成立)

- 1.本契約は、株式会社足利銀行(以下「当行」といいます。)が、本人 会員となろうとする者による申込を承諾し、当行所定の手続を完 了したときに成立するものとします。
- 2.前項の申込は、当行所定の手続により、当行所定事項を漏れな く、かつ正確に申告して行うものとします。
- 3.申込者は、申込に対する諾否の結果にかかわらず、申込書、申込 に際して提出された書面その他の物の返還を請求することはできず、当行は、これら提出物を適宜処分することができるものとします。

第2条の2(保証の取得)

- 1.本人会員は、ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。)、融資金、ショッピング利用手数料、キャッシングサービス手数料、カードローン利息および遅延損害金等本契約に基づき生じる一切の債務(ただし年会費は除きます。)について、株式会社めぶきカード(以下「めぶきカード」といいます。)の保証を得るものとします。
- 2.本人会員は、めぶきカードの保証がなされない場合、当行から カードの発行を受けられない場合があることをあらかじめ承諾す るものとします。
- 3.めぶきカードの保証を得るについて、本人会員はめぶきカードの 定める保証委託約款をあらかじめ承諾するものとします。
- 4.本人会員は、当行に対する債務の履行を怠った場合、めぶきカードが当行からの保証債務の履行の請求に応じ、本人会員に対する通知・催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。

第3条(本契約と本規約の関係)

本規約は、本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または 本規約に定めるところに従い本規約が変更された場合には、変更 後の本規約が本契約の内容となります。

第4条(特約)

- 1.当行は、一般会員、ゴールド会員などの会員区分もしくは貸与するカードに係る国際ブランドに応じて、または特定のサービスに関する事項など、本契約の内容となるべきものの一部のみに関する事項につき、特約を定めることができるものとします。
- 2. 当行が、特約を定めたときには、当該特約は、本規約と一体となっ

1

て当該特約の適用対象となる会員またはサービスにつき適用されるものとします。この場合において、特約に、本規約に定めがない事項または本規約と異なる内容が定められている場合には、特約が優先して適用されるものとします。

第2章 本契約に基づく会員の地位第1節 会員に提供されるサービス

第5条(基本サービス)

- 1.会員は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てショッピングを利用することができます。
- 2.本人会員(本人会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。)が、キャッシングサービス利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てキャッシングサービスを利用することができます。
- 3.本人会員が、カードローン利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員(ただし、家族会員を除きます。)は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てカードローンを利用することができます。
- 4.当行は、第1項から第3項までのサービスにつき、常時提供することを保証するものではありません。

第6条(付帯サービス等)

- 1.会員は、付帯サービスを、当行または当行が提携する第三者(以下、「サービス提供会社」といいます。)が別に定めるところに従い利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当行が本人会員に通知し、または当行ウェブサイトその他の当行所定の方法により公表します。
- 2.当行またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当行または サービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、 会員へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件 もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止しもし くは廃止することができるものとします。
- 3.会員が会員資格を喪失した場合または第8条に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。
- 4.会員は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。
- 5.会員が当行に対する債務の履行を遅滞している場合、付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当行は、会員の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。

6.当行は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。本人会員は、会員が当該付帯サービスを利用したときには、当行があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。

第2節 会員の義務 第1款 カード等の管理等

第7条(カードの貸与)

- 1.当行は、会員が入会等をした場合には遅滞なく、または本規約に 定める場合にはその定めるところに従い、会員ごとにカードを1 枚発行してれを会員に貸与します。
- 2.会員は、第8条(更新カードの発行)または第9条(カードの再発行)の場合を含め当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りでありません。
- 3.当行が本規約に定めるところに従い会員に貸与するカードの所 有権は、当行に帰属します。
- 4.会員は、当行が別に定める場合を除き、第8条または第9条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。

第8条(更新カードの発行)

カードの有効期限は、カードの表面上に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。当行が適当と認める場合には、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。

第9条(カードの再発行)

- 1.当行は、カードの盗難もしくは紛失を理由として本人会員がカードの再発行を求め、当行がこれを適当と認めた場合または毀損、滅失その他の当行が適当と認める理由に基づき本人会員がカードの再発行を希望した場合には、会員に対し、カードの再発行を行い貸与します。この場合、当行が必要と認めたときには、カード番号を変更することがあります。
- 2.当行が会員に貸与したカードがICカードであって会員が暗証番号の変更を求めた場合、当行は、会員に対し、暗証番号を変更したICカードの再発行を行い貸与します。
- 3.第1項または第2項によりカードの再発行を行う場合、当行は、本 人会員に対し、当行所定のカードの再発行手数料を請求できるも のとします。
- 4.第1項または第2項の規定にかかわらず、カードの偽造またはカード情報の漏えいのおそれがあるときなどカード情報の管理または保護のために必要がある場合その他当行の業務上必要がある場合には、当行は、会員の申出によらずして、カード番号を変更のうえカードを再発行することがあります。

第10条(更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置)

- 1.会員は、第8条または第9条の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当 行は、会員に対し、カードの返却を求めることができ、会員はこれ に応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する 当行の指示に従うものとします。
- 3.会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第8条または第9条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当行が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。
- 4.前項に規定するときには、当行は、会員に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、当行は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。

第11条(子カード)

当行は、会員に対し、子カードを発行し、貸与する場合があります。 子カードについては、その性質に反しない限度で、カード等の管理等に関する規定(第2節第1款)その他本規約のカード等に関する規定を準用します。

第12条(暗証番号)

- 1.会員(会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。)は、入会等に先立ち、当行所定の方法によりカードの暗証番号として4桁の数字を当行に申し出るものとします。
- 2.会員は、暗証番号を選択するにあたっては、以下の各号のいずれかに該当するなど、他人に推知されやすい数字列を選択してはならないものとします。
 - (1)「0000」、「9999」などの同一数字の反復
 - (2)会員の生年月日、電話番号、自宅住所もしくは郵便番号、常用する自動車の登録番号または趣味など、会員の身の回りの事柄から容易に推測される番号
 - (3)キャッシュカード、他のクレジットカードなどの暗証番号と同一または類似の番号
- 3.会員は、その選択した暗証番号が前項に反しまたは反することとなったときには、当行に対して暗証番号の変更を申し出なければならないものとします。

第13条(カード等の管理)

1.会員は、他人にカード等を利用させてはならないものとし、カード等が他人に利用されることがないよう、善良なる管理者の注意をもってカード等を利用および管理しなければなりません。本人会

員にあっては、家族カード等についても当該家族カード等に係る 他人に利用されることのないよう同様に管理するものとします。

- 2.会員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。ただし、第2号については、本規約に別に定める場合または当行が明示的に許諾した場合にはこの限りでありません。
 - (1)他人へのカードの譲渡、担保権設定などの処分行為
 - (2)カードの毀損、分解などの物理的損壊行為
 - (3)前各号に掲げるもののほか、カードに対する当行の所有権を 侵害する行為
 - (4)シールの貼付などによるカードの外観または形状の変更
- 3.会員は、貸与、寄託その他どのような方法によってもカードの占有を他人に移転してはなりません。ただし、家族会員が当該家族会員に係る家族カードの占有を本人会員に移転することを除きます。
- 4.会員は、基本サービスまたは付帯サービスを受けるため所定の利用方法に従い提供する場合その他の正当な理由がある場合を除き、他人にカード情報を提供しまたは他人がカード情報を利用できる状況を作出してはなりません。
- 5.会員は、カードの複製もしくは改ざんまたはカード上の磁気ストライプ、ICチップもしくはこれらに含まれるデータの複製、改ざんもしくは解析を行ってはならないものとします。
- 6.当行は、会員に対し、カード等の利用および管理に関し、特に会員 が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は 当該事項を遵守しなければなりません。
- 7.当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、カード等の利用および管理に関する注意事項を会員に通知しまたは当行ウェブサイトに掲出するなど会員の知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第1項の義務を履行するものとします。
- 8.第2項から前項までの規定は、第1項の善良なる管理者の注意義 務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第14条(暗証番号の管理)

- 1.会員は、暗証番号を他人に伝え(ただし、本人会員が家族カードの暗証番号を当該家族カードに係る家族会員に伝える場合を除きます。)または他人が知ることができる状態においてはならないものとし、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。
- 2.会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載しもしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。
 - (1)暗証番号
 - (2)(1)以外のものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号

- 3.当行は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
- 4.当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を通知しまたは当行ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第1項の義務を履行するものとします。
- 5.第2項から前項までの規定は、第1項の善良なる管理者の注意義 務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第15条(カードの占有喪失時の会員の義務)

- 1.会員が貸与されたカード(更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードであって、これに記載された有効期限を経過していないものを含みます。本条、第16条および第19条において同じ。)につき、盗難、紛失その他どのような事由であってもその占有を喪失したときには、会員は、以下の各号に定めるところに従い対応しなければなりません。
 - (1)ただちにカードの占有喪失の事実を当行所定の窓口に連絡すること。
 - (2) すみやかにカードの占有喪失の事実を最寄りの警察に届け出ること。
 - (3)当行が請求したときには、前号の届出を行ったうえで、すみやかに当行に対し、カード喪失届を提出すること。
- 2.前項第1号の連絡を受けた場合または会員に貸与したカードが他人に利用されたおそれがある場合には、当行は、会員のカードの利用および管理の状況を確認するためまたはカードの他人による利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は、遅滞なくこれに応ずるものとします。
- 3.前項に規定する場合、会員は、当行の請求により、カードの他人による利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第16条(カードの利用と本人会員の責任)

- 1.会員のカードが利用された場合、他人によるカード利用によるものであっても、これに係るカード等利用代金等相当額は本人会員が支払義務を負担するものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、会員が、盗難、紛失など会員の意思によらずしてカードの占有を喪失し、これに起因して他人(家族会員にあっては本人会員を除きます。)がカードを利用した場合には、以下の各号がすべて満たされることを条件として、当行は、本人会員に対し、当行が第15条(カードの占有喪失時の会員の義務)第1項第1号の連絡を受け付けた日前60日以降の、当該連絡に係るカード等利用代金等相当額に係る支払債務(以下本条において「対象債務」といいます。)を免除します。
 - (1)会員が、第15条第1項各号の手続をすべて行ったこと。

- (2)第15条第1項第2号の警察への届出が受理されたこと。
- 3.前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、本人会 員の対象債務は免除されないものとします。
 - (1)カードの管理の状況、カードの占有喪失に至る事情その他の事情に照らし、その意思によらないカードの占有喪失につき会員の重大な過失がある場合
 - (2)カードの他人利用につき、会員の故意または重大な過失がある場合
 - (3)会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカード の占有喪失に関与し、またはカードを利用した場合
 - (4)第7条(カードの貸与)第2項、第10条(更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置)、第13条(カード等の管理)その他本規約に定める貸与カードの利用および管理に関する会員の義務に違反している状況において、カードの占有を喪失した場合
 - (5)前号に掲げる場合を除き、当行が、会員に対し、カードの利用、 管理または破棄に関して依頼した事項に会員が応じなかった 場合
 - (6)会員が当行に対し、盗難、紛失などカードの占有喪失の状況も しくは被害状況の届出内容を偽りまたはその重要事項を届 け出なかった場合
 - (7)会員が第15条第2項の調査に協力せずまたはその説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合
 - (8)当行が第15条第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、 会員がこれを行わなかった場合(当行が協力を求めた内容 が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを 除きます。)
- 4.会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対し、会員がカードの占有を喪失したことまたは他人がカードを利用したことに起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。
 - (1)前項第1号または第2号に定める事由がある場合
 - (2)前項第6号前段または第7号前段に定める事由がある場合
 - (3)前項第6号後段または第7号後段に定める事由があり、これにつき会員に故意または重大な過失がある場合

第17条(カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等)

1.会員は、カード情報(更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードに係るカード情報であって、これに含まれる有効期限が経過していないものを含みます。本条から第21条までの規定において同じ。)の他人による利用のおそれまたは偽造カードの利用のおそれがあることを認知した場合には、ただちに当行所定の窓口にその旨を連絡するものとします。

- 2.前項の連絡を受けた場合、カード情報が他人により利用されたおそれのある場合または偽造カードが利用されたおそれがある場合には、当行は、カード等の利用および管理の状況またはカード情報の他人による利用もしくは偽造カードの利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して、説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
- 3.前項に規定するいずれかの場合、会員は、当行の請求により、カード情報の他人による利用または偽造カードの利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第18条(カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会 員の責任)

- 1.本人会員は、会員に貸与されたカードに係るカード情報が利用された場合であっても、これが他人(ただし、家族会員にあっては本人会員を除きます。)により利用されたものであるときには、これに係るカード等利用代金等相当額につき支払義務を負わないものとします。偽造カードが他人により利用された場合も同様とします。
- 2.前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本人会員は、前項のカード等利用代金等相当額につき、 支払義務を負担するものとします。
 - (1)会員がカード情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えい について会員に重大な過失がある場合
 - (2)会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカード 情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えいに関与した場 合
 - (3)第1号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員に故意または重大な過失がある場合
 - (4)第2号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者が関与した場合
 - (5)会員が、第17条(カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等)第2項の調査に協力せず、または説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合
 - (6)当行が第17条第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、 会員がこれを行わなかった場合(当行が協力を求めた内容 が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを 除きます。)
- 3.会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、本 人会員に対しカード情報の他人による利用または偽造カードの利 用に起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外 のものについて賠償を請求することができるものとします。
 - (1)前項第1号または第3号の事由がある場合(ただし、会員に故

意または重大な過失があるときに限ります。)

- (2)第17条第2項の調査において虚偽の説明をした場合
- (3)前号の場合を除き、前項第5号に定める事由がある場合であって、これにつき会員に故意または重大な過失があるとき。

第19条(暗証番号が使用された場合の本人会員の責任)

- 1.カード等の利用にあたり暗証番号が使用された場合には、第16条 (カードの利用と本人会員の責任)第2項または第18条(カード 情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任)第1 項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。
- 2.前項の規定は、本人会員および使用された暗証番号に係る会員が善良なる管理者の注意をもって暗証番号を選択、使用および管理している場合には適用されないものとします。
- 3.第1項に規定する場合であって、会員が、その暗証番号を他人に 伝えまたは故意もしくは重大な過失によりその暗証番号を他人 が知ることができる状態においていたときには、当行は、本人会 員に対し、他人が暗証番号を使用してカードを利用したことに起 因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のもの について賠償を請求することができるものとします。

第20条(クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任)

- 1.カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第18条第1項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。
- 2.会員は、クレジットカード本人認証サービス用のIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報(以下本条において「ID等」といいます。)につき、善良なる管理者の注意をもって選択(ただし、ワンタイムパスワードを除きます。)、使用および管理しなければなりません。
- 3.会員が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第1項の規定は適用されないものとします。
- 4.会員がID等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは 重大な過失によりID等を他人が使用することができる状態にお いたことによりカード情報の利用にあたりID等が他人に使用され たときには、当行は、本人会員に対し、他人がカード情報を利用し たことに起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの 以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

第21条(第三者へのカード情報の登録と管理)

- 1.第13条(カード等の管理)の規定にかかわらず、会員は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。
 - (1) 当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であ

ること、

- (2)カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに 登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限を確 認する合理的手段を定めているものであること。
- 2.前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトのIDおよびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限があることを確認する手段(以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。)につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。

第2款 その他の義務

第22条(年会費)

- 1.本人会員は、当行に対し、当行所定の日に当行所定の年会費をカード等利用代金等と同様の方法で支払うものとします。
- 2.年会費の額および支払日は、カード送付時に本人会員に通知しまたは会員向けの当行ウェブサイトに表示する方法により会員に示されたところによるものとします。
- 3.支払済みの年会費は、本契約が終了した場合でも返金いたしません。また、カードの利用停止中であっても、これにより年会費の支払義務は免れないものとします。

第23条(届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)

- 1.本人会員は、当行に申告しまたは届け出た事項のうち次の各号 (以下「届出事項」といいます。)のいずれかに誤りまたは変更が あったときには、遅滞なく、当行所定の方法によりその旨および その内容を届け出るものとします。
 - (1)本人会員または家族会員の氏名もしくは住所
 - (2)本人会員の自宅固定電話番号、携帯電話番号またはメールアドレス
 - (3)本人会員の職業(個人事業主の場合には、事業の種類を含みます。)または主たる収入の種類
 - (4)本人会員の勤務先または事業の名称、所在地(事業の場合に あってはその本拠)もしくは電話番号
- 2.前項の届出が遅滞し、これにより、当行の会員に対する通知(電磁的記録による場合を含みます。以下本項において同じ。)もしくは書類その他の送付物が延着しまたは到着しなかった場合には、当行は、当該通知または送付物が、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなすことができるものとします。ただし、前項の届出を行わなかったことにつき客観的にやむを得ない事由がある場合にはこの限りでありません。
- 3.当行は、入会時および入会後定期的にまたは必要に応じ、本人会員に対して、本人会員の国籍、在留資格および在留期間の届出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
- 4.当行は前項の届出内容につき確認の必要があると認めるときには、本人会員に対して、本人会員の在留カード(有効かつ現在の

住居地が記載されたものに限ります。)の提示または本人会員の 在留資格および在留期間を証する文書の提出を求めることがあ り、本人会員は遅滞なくごれに応ずるものとします。

第24条(みなし届出)

- 1.本人会員と当行との間でカード会員契約以外の契約がある場合において、本人会員が、届出事項の変更を本人会員と当行との間のいずれかの契約について届け出た場合には、当行は、本人会員と当行との間のすべての契約との関係でこれを届け出たものとみなすことができるものとします。
- 2.当行は、適法かつ適正な方法により取得した情報に基づき届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、本人会員からの届出を待つことなく当該変更内容に係る届出があったものとして取り扱うことができるものとします。ただし、当行は届出事項の変更につき会員のために調査をする義務は負いません。

第25条(年収および職業等の申告)

- 1.本人会員は、割賦取引利用可能枠が定められている場合であって、その年間の収入の額または種類が変動したときには、遅滞なくてれを当行に申告するものとします。
- 2.本人会員は、当行が、本人会員の年間の収入の額もしくはその種類、勤務先または職業につき当行に対して申告するよう求めた場合には、遅滞なくこれを当行に申告するものとします。
- 3.本人会員は、当行が請求したときには、遅滞なく、本人会員の収入 を証する書面であって当行所定のものを提出するものとします。

第26条(取引時確認および外国政府等における重要な公的地位 の保有等に係る届出等)

- 1.当行が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところに従い取引時確認を行うときには、本人会員は、これに応ずるものとします。
- 2.本人会員は、当行に対して申告した本契約に基づく取引に係る取引の目的を変更する場合には、あらかじめ当行に対し、当行所定の方法で申告するものとします。
- 3.本人会員は、本人会員が以下のいずれかに該当する場合または 該当することとなった場合には、遅滞なく、当行所定の方法により 当行に届け出なければなりません。
 - (1)犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める現に外国政府等において重要な公的地位にある者
 - (2)過去に前号に該当していた者
 - (3)第1号または第2号に該当する者の配偶者(事実婚を含みます。以下本号において同じ。)、父母、子および兄弟姉妹ならびに配偶者の父母および子
- 4.会員によるショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用につき、その利用金額、頻度、利用の場所その他利用の内容または態様が、本人会員が当行に申告した職業、取引の目的、年収その他事項に照らし不自然である場合には、当行は、本人会員に対し、取引の目的、支払原資その他関連事項につき説明

または資料の提出を求めることができ、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)

- 1.本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。
 - (1)組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に 定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を仮装しま たは犯罪収益等を隠匿すること。
 - (2)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ 我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定め る財産凍結等対象者その他これらに類する者(団体を含みま す。)との間で取引を行うこと。
 - (3) 外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。 (4) 米国OFAC規制により規制される取引を行うこと。
- 2.会員は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としまたはその 手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないもの とします。
- 3.当行は、第1項または第2項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第28条(WEBサービス等への登録)

- 1.本人会員(本人会員となろうとする者を含みます。)は、本契約の申込にあたりまたは本契約成立後遅滞なく、当行が別に定めるところに従い、WEBサービスおよびWEB明細に登録するために必要となる手続をとるよう努めるものとします。
- 2.本人会員は、本人会員としての資格を有する間、WEBサービス およびWEB明細登録を維持するよう努めるものとします。

第29条(WEBサービスおよびWEB明細の利用に関する事項)

- 1.会員は、当行が別に定めるところに従いWEBサービスの登録を 行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、 家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することが できません。
- 2.本人会員は、WEBサービスおよびWEB明細の登録を行うことにより、WEB明細を利用することができます。
- 3.会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用のために必要となるIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報(以下本条において「ID等」といいます。)につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。
- 4.WEBサービスまたはWEB明細を提供するために開設された当行所定のウェブサイトにおいてID等が利用された場合には、当行は、当該ID等に係る会員によりWEBサービスまたはWEB明細が利用されたものとみなすことができるものとします。

- 5.会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当行ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。
- 6.会員は、WEBサービスもしくはWEB明細の提供を妨げまたは妨けるおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- 7.WEBサービスもしくはWEB明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当行は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更しまたは廃止することができるものとします。

第3章 家族会員

第30条(家族会員)

- 1.本人会員は、以下の各号の要件をすべて満たす者であって本人 会員がその者によるカード等の利用を許諾しようとする者を指定 し、当行に対し当行所定の方法で、家族会員とすることの承認を 求めることができます。この場合、本人会員は、利用許諾の範囲ま たは内容を限定することはできないものとします。
 - (1)本人会員の家族(当行所定の範囲の者に限ります。)であること。
 - (2) 本規約に定められた会員の義務を遵守する意思および能力を有する者であること。
 - (3)前各号に定めるほか、当行所定の要件を満たす者であること。
- 2.当行が前項の指定を承認したときには、当該家族会員は、当該家族会員に係る家族カード等を用いて、本人会員と同様に、ショッピングまたはショッピングおよびキャッシングサービスを利用することができるものとします。本人会員は、当行との関係で、家族会員の利用の範囲または利用できる金額を限定することはできないものとします。
- 3.第1項第2文および前項の規定にかかわらず、本人会員は、第1項の承認請求の際、当行所定の方法で届け出ることにより、家族会員によるキャッシングサービスの利用を許諾しないことができるものとします。
- 4.第1項第2文および第2項の規定にかかわらず、本人会員は、当行に対して当行所定の方法で通知することにより、キャッシングサービスの利用を許諾された家族会員につき、その許諾を撤回することができます。この場合、当該撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。
- 5.当行が第1項の指定を承認した後、家族会員が第1項の要件を欠いていることが判明しまたは欠くに至った場合であっても、この事実のみによっては家族会員としての地位を喪失しないものとします。

第31条(家族会員がある場合の本人会員の責任)

1.本人会員は、家族カード等の利用に基づくカード等利用代金等、 家族カードに係る年会費および各種手数料、家族会員が利用した 付帯サービスの代金および手数料ならびに本規約に定めるカー ド等利用代金等相当額の支払義務を負担します。 2.本人会員は、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約および適用のある特約の内容を周知し、かつこれらを遵守させなければなりません。本人会員は、家族会員が本規約または特約を遵守しなかったことにより生じた当行の損害を賠償するものとします。

第32条(家族会員によるカード利用内容の本人会員への通知)

家族会員が家族カード等を利用したときには、当行は、ご利用明細の提供その他の方法により、その利用日、利用内容、利用金額その他これに関連する事項であって当行が別に定めるものを、当該利用に係るカード等利用代金等の約定支払日のうち最初に到来するものに先立って本人会員に対し通知しまたは容易に知りうる状態に置くものとします。

第33条(家族会員の指定の撤回)

- 1.本人会員が家族会員の指定を撤回する場合には、当行所定の方法により当行に対してその旨を通知しなければなりません。
- 2.家族会員の指定の撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定 の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有す るものとします。

第34条(家族会員の死亡と届出)

家族会員が死亡したときには、本人会員は、遅滞なく、当行所定の方法により当行に対してその旨を届け出るものとします。

第35条(当行による家族会員の承認の撤回)

以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、第30条 第2項に定める承認を将来に向かって撤回することができるもの とします。

- (1)家族会員が、第30条(家族会員)第1項の指定の時点において、第30条第1項各号のいずれかの要件を欠いていることが判明したこと。
- (2)家族会員が、第30条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったこと。
- (3)家族会員が、本規約または特約に定める家族会員が遵守すべき事項を遵守しなかったこと。

第36条(家族会員の指定の撤回等の場合における本人会員の義務)

- 1.本人会員が家族会員の指定を撤回し、当行が第30条(家族会員) 第2項の承認を撤回しまたは家族会員が死亡したとき(以下本条 において、これらを総称して「家族会員の指定の撤回等」といいま す。)には、本人会員は、ただちに、当該家族会員に係るすべての家 族カードおよび子カードを回収のうえ、当該カードおよび子カード の磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードおよび子 カードに記載および記録された情報(カード情報を含みます。)の すべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当 行は、本人会員に対し、当該家族会員に係る家族カードまたは子 カードの返却を求めることができ、本人会員はこれに応ずるもの とします。

- 3.家族会員が、家族カードに係るカード情報につき、第47条(通信販売等加盟店とカード情報の登録)または第48条(継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則)に定める登録を行っている場合において、家族会員の指定の撤回等があったときには、本人会員は、ただちに登録された当該家族会員に係るカード情報をすべて削除するなど、以後登録されたカード情報の利用ができない状態を確保しなければならないものとします。
- 4.家族会員の指定の撤回等があった場合であっても、本人会員が 第1項から第3項までの規定に基づく義務の履行を完了するまで の間に当該家族会員に係る家族カード等が用いられたときには、 本人会員は、これによるカード等利用代金等またはカード等利用 代金等相当額の支払義務を負担するものとします。

第2編 カード等の利用等と支払 第1章 利用可能枠等

第37条(カード利用可能枠等の設定等)

- 1.当行は、本人会員の入会時に、審査のうえ、そのカード利用可能枠を決定するとともに、当該カード利用可能枠の範囲で分割払い・リボ払い利用可能枠を決定し、これらを、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
- 2.当行は、前項に定める各利用可能枠とは別に、割賦取引利用可能枠を定め、これを当行所定の方法で本人会員に通知します。割賦取引利用可能枠は、対象カード等のすべてに共通で適用されるものとします。
- 3.当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠もしくは割賦取引利用可能枠(以下本条において「各種利用可能枠」といいます。)を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
- 4.前項第1文の場合において、当行は、本人会員が各種利用可能枠の全部または一部の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の各種利用可能枠に戻す処置をとるものとします。
- 5.第1項または第2項に定める利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。
- 6.本条、第40条において「対象カード等」とは、本規約を内容とする カード会員契約に基づき当行が発行するカード等をいいます。

第38条(カード利用可能枠の範囲での利用)

1.会員は、以下の各号の債務の未決済残高の合計額が、カード利用 可能枠を超えることとなる基本サービスおよび付帯サービスの 利用は、行ってはならないものとします。

- (1)ショッピング利用代金
- (2)キャッシングサービスの融資金およびキャッシングサービス 手数料
- (3)年会費
- (4)前各号に掲げるもののほか、本契約に定めるところにより本 人会員が当行に対して負担する金銭債務(ただし、ショッピン グ利用手数料ならびにカードローンの融資金および利息は除 きます。)
- 2.前項各号の債務の未決済残高の合計額がカード利用可能枠を 超えることとなった場合、本人会員は、当行の請求により、ただち に、当該超過した債務全額を一括して支払わなければならないも のとします。

第39条(分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用)

- 1.会員は、会員がショッピングまたは付帯サービスを利用したことに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち、支払方式が以下の各号のいずれかであるものに係る未決済残高(ただし、分割払い・リボ払い利用可能枠超過の判定の目的に限ってはショッピング利用手数料を含まないものとします。)の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。
 - (1)第55条(支払方式の種類と内容)第4号に定める分割払い
 - (2)第55条第5号に定めるボーナス併用分割払い
 - (3)第55条第6号に定めるリボルビング払い
- 2.締切日の時点において、前項に規定する未決済残高の合計額が、 分割払い・リボ払い利用可能枠を超過することとなった場合、本人 会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額につき一括し て支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなけ ればならないものとします。

第40条(割賦取引利用可能枠の範囲での利用)

- 1.会員は、会員(本人会員が当行から他の対象カード等の発行を受けている場合であって、当該対象カード等に家族会員があるときには、当該家族会員を含みます。)が、対象カード等によるショッピングまたは対象カード等に係る付帯サービスを利用したことに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち支払方式が1回払いではないものの未決済残高(ただし、割賦取引利用可能枠超過の判定の目的に限っては、ショッピング利用手数料を含まないものとします。)の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。
- 2.前項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えるものとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額を一括して当行に対して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとします。
- 3.本条第1項に定める「対象カード等」とは、第37条(カード利用可能枠等の設定等)第6項に定める対象カード等をいいます。

第41条(キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利 用可能枠の設定等)

- 1.当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カード利用可能 枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定し、これを当 行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
- 2.当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カードローン利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
- 3.当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
- 4.キャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。

第42条(キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の範囲での利用)

- 1.会員は、キャッシングサービスの利用に係る融資金の未決済残高が、キャッシングサービス利用可能枠を超えることとなるキャッシングサービスの利用を行ってはならないものとします。
- 2.本人会員は、カードローンの利用に係る融資金の未決済残高が、 カードローン利用可能枠を超えることとなるカードローンの利用 を行ってはならないものとします。

第2章 ショッピング 第1節 ショッピングの利用

第43条(カード等の利用による立替払いの委託)

- 1.会員が、本規約に定めるところに従い、貸与されたカード等を加盟店において利用したときには、本人会員は、当行に対し、当該利用に係る以下のいずれかの金員を当該カード等を利用した会員に代わり当行が立て替えて支払うことの委託を申し込んだものとします。当該申込は、当行所定の手続により申出がなされ当行が承認した場合を除き、撤回することはできないものとします。
 - (1)加盟店からの商品もしくは権利の購入の代金または役務受領の対価
 - (2)国税、地方税、社会保険料その他これらに類する金員
- 2.当行は、前項に定める立替払いの委託の申込を承諾しない場合には、加盟店を通じてこれを会員に通知するものとします。加盟店において所定のショッピング利用の手続が完了しつつ、かかる通知がない場合には、当行は、立替払いの委託の申込を承諾してれを受託したものとします。ただし、その効力は、加盟店から、第1

項各号に係る金員の支払請求を当行が受けたことを条件として 発生するものとし、その効力発生時期は当該支払請求を当行が 受領した時点とします。

- 3.当行は、第1項に定める立替払いの委託の申込を承諾し、立替払いを受託したときには、これにつき、当行所定の時期に行うことができるものとし、かつ、金銭の支払に代え相殺、交互計算その他経済的に金銭の支払と同視し得る方法によって行うことができるものとします。また、当行がその加盟店との間で、加盟店との支払に係る法律上の原因をどのように定めているかを問わないものとします。
- 4.第1項に定める立替払いの委託に基づく支払につき、当行は、当行または国際ブランド会社と提携するカード会社、金融機関その他事業者が、直接または間接にその加盟店に対して行うことで、当行の支払に代えることができるものとします。前項の規定は、この場合に準用します。
- 5.本人会員は、当行に対し、第1項の委託に条件もしくは期限を定め、またはその執行時期もしくは方法を指図しもしくはこれに制限を加えることはできないものとします。

第44条(加盟店)

加盟店は、会員が貸与されたカードに係る国際ブランドの別に応 じ、以下の表の該当欄に○印が記載されているものとします。

店舗種別カード種別	当行または当行 提携先加盟店	Visa 加盟店	Mastercard 加盟店
Visa ブランド	0	0	-
Mastercard ブランド	0	_	0

第45条(ショッピングの利用方法)

- 1.会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。ただし、加盟店が指定する場合には、暗証番号の入力に代えて所定の売上票または電磁的記録による売上票に署名を入力するための端末に署名をするなど、加盟店が指定する他の方法によるものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当行所定の範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当行所定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該当するときには、会員は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします。
 - (1)非接触決済の方法による利用であること。
 - (2)第1号の場合を除き、当行所定の加盟店(加盟店が百貨店、総

合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品 卸売業に該当する場合にあっては当行所定の売場)における ショッピングの利用であること。

第46条(通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法)

- 1.第45条の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟 店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによ りショッピングを利用することができます。
- 2.前項の方法でショッピングを利用する場合、加盟店によっては、クレジットカード本人認証サービスの利用その他加盟店所定の方式によることを求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。

第47条(通信販売等加盟店とカード情報の登録)

- 1.第46条に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。
- 2.会員が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、 退会その他の事由により会員資格を喪失したときには、会員は、 加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を 削除するものとします。

第48条(継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則) 第45条(ショッピングの利用方法)および第46条(通信販売等加 盟店の場合のショッピング利用方法)の規定にかかわらず、当行 が適当と認める場合には、会員は、継続課金取引により発生する 代金または対価につき、カード情報をあらかじめ当該継続課金取 引に係る加盟店に登録することにより、当該継続課金取引につき ショッピングを利用することができます。この場合、当該加盟店が 当該継続課金取引により発生する代金または対価を当行に請求 した時点で、カード等を利用したものとみなします。

第49条(継続課金取引の終了等)

- 1.会員が、第48条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了しまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。
- 2.会員が、第48条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、どのような事由であっても当該カードに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格を喪失し

た場合であっても、第48条に定めるところに従い会員がカード等 を利用したものとみなします。

第50条(ショッピング利用時の本人確認等)

- 1.ショッピングの利用にあたり、当行または加盟店は、会員に対し、運転免許証その他の本人確認書類の提示を求め、または電話による本人確認その他カード等の不正利用を防止するために必要な確認を行う場合があります。この場合、会員は、当該確認に応ずるものとします。
- 2.当行は、カード等の不正利用を防止するため必要がある場合には、加盟店に対し、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他当行に届け出た会員の個人情報を提供し、加盟店が、これを、当該ショッピングを利用しようとする者が当該加盟店に申告しまたは届け出た情報と照合することがあり、会員は、これにあらかじめ同意します。
- 3.第1項の場合において、加盟店は、当行に対し、カード等の不正利用を防止するため、当該ショッピング利用に係る売買等(商品の送付先または役務の提供先の所在地および氏名もしくは名称を含みます。)または当該カード等の利用者に関する情報(過去における当該加盟店での売買等取引の有無、回数、時期その他当該売買に関する事実を含みます。)を提供することができるものとし、会員はあらかじめこれに同意します。

第51条(ショッピング利用に係る禁止行為等)

- 1.会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。
 - (1)法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または 利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためま たは違法な行為の手段として行われるもの
 - (2)加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品を買い受けることを前提とする商品の購入のためのもの
 - (3)前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、換金を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの
 - (4) 加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおける法定通貨(ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。) の購入のためのもの
 - (5)暗号資産の購入のためのもの
 - (6)前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの
 - (7)金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの
 - (8)価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値 その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達 のためのもの
 - (9)不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典(付帯サービスの提供によるものを含みます。)を得

ることとなるもの

- (10) 加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの
- 2.ショッピングの利用が、前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがあるものである場合には、当行は、ショッピングの利用を承認しないことがあります。
- 3.会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。
 - (1)商品券その他の金券類の購入
 - (2)金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型 貨幣の購入
 - (3)前各号に掲げるもののほか当行が定め当行ウェブサイトで公表 しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領
- 4.会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会員は当行所定の手続により当行の承認を得なければならないものとします。

第52条(会員の責によらないショッピングの利用の制限)

- 1.以下の各号のいずれかの事由がある場合には、ショッピングの利用ができません。
 - (1)システムメンテナンスのため必要がある場合
 - (2)停電または通信障害が生じた場合
 - (3)前各号に掲げる場合のほかやむを得ない理由がある場合
- 2.ショッピングの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思 に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない理由がある 場合には、当行はショッピングの利用を承認しないことがあります。

第2節 支払義務と支払方式

第53条(ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の支 払義務)

- 1.会員がショッピングを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、ショッピング利用代金を支払うものとします。
- 2.会員がショッピングのうち支払方式が1回払い、2回払いまたは ボーナスー括払い以外のものを利用したときには、本人会員は、 当行に対し、本規約に定める手数料率により計算されたショッピ ング利用手数料を支払うものとします。

第54条(海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等)

- 1.海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用については、以下の金額をショッピング利用代金として本規約を適用します。ただし、第2号のうち、海外アクワイアラー加盟店取扱手数料の加算については、当行が別に定めた日以降適用するものとします。適用開始日は、あらかじめ、当行ウェブサイトに掲出するなどの方法で周知するものとします。
 - (1) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、外

貨建で利用されたものについては、外貨を邦貨に換算した金額

- (2)海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、 邦貨建で利用されたものについては、当該邦貨建の金額に 当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料を加算し た金額
- 2.第1項第1号の外貨の邦貨への換算は、会員が利用したカード等に係る国際ブランド会社における売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、当該国際ブランド会社が選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。
- 3.第1項第2号に定める当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱 手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額とします。
- 4.第1項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。
 - (1)国際ブランド会社から、専ら日本国外において、当該国際ブランドを付したカードに係る加盟店契約を締結することを許諾された者
 - (2)前号の者から直接または間接に加盟店契約の締結を許諾され、 当該資格に基づいて、加盟店との間で契約を締結している者

第55条(支払方式の種類と内容)

ショッピング利用代金の支払は、以下のいずれかの方式によるものとします。

(1)	1回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。
(2)	ボーナスー括払い	カード利用の日の別に応じて、次の約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なることがあります。 ①カード利用の日が12月16日から翌年6月15日までの場合、当該期間後最初に到来する8月の約定支払日②カード利用の日が7月16日から11月15日までの場合、当該期間後最初に到来する1月の約定支払日
(3)	2回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、その翌月の約定支払日に残額を支払う方式をいいます。
(4)	分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第1回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を均等に分割して支払う方式をいいます。

(5)	ボーナス併用分割 払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第1回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を分割して支払う方式であって、3額に、ボーナス月に加算する額(以下「ボーナス月加算額といいます。)分割して支払い、ボーナス月の約定支払日には、これにボーナス月の類を加算した額を支払う方式をいいます。ボーナス月は、毎年1月および8月とします。
(6)	リボルビング払い	締切日におけるショッピングリボ残高を 基礎として、あらかじめ定められた方法 により算出される金額を支払う方式をい います。

第56条(分割払いおよびボーナス併用分割払いの支払回数ならび にボーナス月加算額)

- 1.第55条第4号および第5号に定める支払回数は、3、5、6、10、12、15、18、20または24回とします。
- 2.第55条第5号に定めるボーナス月加算額は、以下の条件をすべて満たす金額であって、当行が指定する額とします。
 - (1)ボーナス月加算額の合計額が、当該支払方式に係るショッピング利用代金の概ね50%相当額であること。
 - (2)ボーナス月加算額は、1千円単位で定められた額であること。
 - (3)各回のボーナス月加算額が均等額であること。

第57条(リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法)

第55条第6号に定めるリボルビング払いは、元利型残高スライド方式によるものとし、別表1の支払コースのうち一般コースが適用されるものとします。

第58条(リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更)

- 1.本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。
 - (1)元利型残高スライド方式に変更しまたはその支払コースを別表1に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。
 - (2)元金型残高スライド方式に変更しまたはその支払コースを別表1に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。
 - (3)元利型定額方式に変更しまたはその支払コースを変更すること。
 - (4)元金型定額方式に変更しまたはその支払コースを変更すること。
 - (5)ボーナス併用リボルビング払いに変更しまたはその平月における支払額の算定方法、支払額、ボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更すること。

2.支払額の算定方法を変更した場合、変更後の支払額の算定方法 は、ショッピングの利用の時期にかかわらず、変更時以降に存在するショッピングリボ残高全額に対して適用されるものとします。

第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)

1.本人会員は、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を変更する場合には、変更内容に応じ、それぞれ下記の表の選択可能支払コースの欄に記載された支払コースから選択するものとします。

変更内容	選択可能支払コース	
元利型残高スライド方式への変更		
元利型残高スライド方式の支払 コースの変更	別表1の支払コース	
元金型残高スライド方式への変更		
元金型残高スライド方式の支払 コースの変更		
元利型定額方式への変更	1千円以上10万円以下で1千円 単位の金額	
元利型定額方式の支払コースの変更	ただし、変更時のショッピング リボ残高に照らし、ショッピング 利用手数料のみの支払となる変 更はできません。また、お持ちの カードおよび変更を申し出る方	
元金型定額方式への変更		
元金型定額方式の支払コースの変更	法により、変更できる金額の上限が異なる場合があります。	

2.ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する場合またはボーナス併用リボルビング払いのボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。

(1)ボーナス月

夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあっては7月または8月、冬期にあっては12月または1月のいずれか

- (2)ボーナス月加算額
 - 1万円以上1万円単位
- 3.ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いの場合に、平月における支払額の算定方法またはその支払コースを変更するときには、その時点での平月における支払額の算定方法の別に応じて第1項を準用します。

第60条(支払方式の指定)

- 1.会員は、ショッピング利用の時に、当行所定の方法により、以下の各号の事項を指定するものとします。ただし、加盟店によりまたは会員が購入する商品もしくは権利もしくは提供を受ける役務により、指定できるものが限られる場合があります。
 - (1)第55条(支払方式の種類および内容)に定めるいずれかの支払方式の別
 - (2)指定する支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払い である場合には支払回数
- 2.日本国外にある加盟店におけるショッピング利用の場合には1回 払い以外の支払方式を指定することはできないものとします。
- 3.会員が、ショッピング利用時点において支払方式を指定しなかったときには、1回払いを指定したものとみなします。

第61条(指定された支払方式の変更)

- 1.第60条により指定された支払方式が、1回払い(第60条第2項または第3項の規定による場合を含みます。)またはボーナスー括払いである場合、本人会員は、当行所定の日までに当行所定の方法で申し出て、当行の承諾を得ることにより、その支払方式を分割払いまたはリボルビング払いに変更することができます。
- 2.前項の規定により支払方式が変更された場合には、ショッピング利用日に変更された支払方式によるショッピング利用がなされたものとみなします。
- 3.変更の回数その他の事情に照らし当行の事務処理上やむを得ない事由がある場合には、当行は本人会員に通知し、以後、支払方式の変更の申込を制限することができるものとします。この場合、当該本人会員は、当該通知されたところに従わなければならないものとします。
- 4.システム保守のためその他の合理的な理由がある場合には、当 行は第1項に定める申出の受付けを停止することができるものと します。
- 5.本条に定める支払方式の変更に関する手続その他の事項は、当 行が別に定めるところによるものとします。

第3節 ショッピング利用手数料

第62条(手数料率)

- 1.ショッピング(ただし、支払方式が1回払い、2回払い、ボーナスー括払いの場合を除きます。)の利用により本人会員が負担すべきショッピング利用手数料は、別表2の手数料率表に定める手数料率により、本規約に定めるところに従い計算した額とします。
- 2.手数料率は、支払方式が分割払いおよびボーナス併用分割払いであるショッピングの場合には、当該ショッピングの支払方式および支払回数別にショッピング利用代金100円あたりの手数料額として定めるものとし、リボルビング払いの場合には、実質年率で定めるものとします。

第63条(手数料率の変更)

- 1.第126条(本規約等の変更)の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知しまたは容易に知りうる状態に置くことにより、第62条の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- 2.前項により変更した後の手数料率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、変更に係る支払方式を指定しまたは当該支払方式に変更したショッピングの利用に適用されます。
- 3.前項の規定にかかわらず、会員が指定しまたは変更した支払方式 がリボルビング払いの場合には、変更に係る通知等に定められた 効力発生日以降、ショッピングリボ残高全額に対して変更後の手 数料率が適用されるものとします。この場合のショッピングリボ残 高には、ショッピング利用日が当該効力発生日より前のものも含 まれます。

第64条(分割払いまたはボーナス併用分割払いのショッピング利 用手数料の計算方法)

支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払いの場合における、ショッピング利用手数料は、ショッピング利用ごとに計算するものとし、ショッピング利用ごとの手数料の総額は、以下の計算式によって定まるものとします。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

●ショッピング利用代金×100円あたりの手数料額÷100

第65条(リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法)

- 1.リボルビング払いのショッピング利用手数料は、ショッピングリボ 残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月締切日までの期間ご とに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々 定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端 数がある場合にはこれを切り捨てます。
 - ●所定ショッピングリボ残高×リボルビング払いのショッピング 利用手数料率÷365
- 2.前項の「所定ショッピングリボ残高」とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額(100円未満切捨て)をいいます。
- 3.リボルビング払いの場合、カード等利用の日から、同日以降最初 に到来する締切日までは、ショッピング利用手数料は生じないも のとします。

第4節 支払日と支払額等

第66条(1回払い)

会員が、ショッピングの支払方式として1回払いを指定した場合 (第60条第2項または第3項の規定による場合を含みます。)に は、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日 の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金 全額を支払うものとします。

第67条(ボーナス一括払い)

会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いボーナスー括払いを指定した場合には、本人会員は、第55条第2号に定めるところにより、当該ショッピングの利用の日に応じて定まる約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第68条(2回払い)

- 1.会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従い2回払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、当該約定支払日の後に最初に到来する約定支払日に、残額を支払うものとします。
- 2.前項の計算により1円未満の端数が出る場合には、初回の支払額につき当該端数を切り上げ、2回目の支払額につき当該端数を切り拾てるものとします。

第69条(分割払い)

- 1.会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従い分割払いを指定しまたは第61条の規定に従い支払方式を分割払いに変更した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に以下の計算式で定まる金額を支払い、以後毎月の約定支払日に、会員が第60条第1項または第61条に従い指定した支払回数に達するまで、当該金額を支払うものとします。
 - ●当該ショッピング利用代金全額÷指定された支払回数+当該 ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料 総額÷指定された支払回数
- 2.前項の計算により、ショッピング利用代金全額またはこれに対するショッピング利用手数料総額を指定された支払回数で除した金額に1円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。
 - ●当該ショッピング利用代金全額+これに対するショッピング利 用手数料総額-端数切捨後の各回の支払額×支払回数

第70条(ボーナス併用分割払い)

- 1.会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いボーナス併用分割払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日および当該日以降毎月の約定支払日に、会員が第60条第1項に従い指定した支払回数に達するまで、以下の金額を支払うものとします。
 - (1)当該約定支払日が平月である場合には、以下の計算式で定ま る金額

- ●(当該ショッピング利用代金全額-ボーナス月加算額×ボーナス月の回数)÷指定された支払回数+当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額÷指定された支払回数
- (2)当該約定支払日がボーナス月である場合には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額
- 2.前項第1号の計算により、各回の支払額に1円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。
 - ●当該ショッピング利用代金全額+これに対するショッピング 利用手数料総額-(端数切捨後の各回の支払額×支払回数 +ボーナス月加算額×ボーナス月の回数)

第71条(リボルビング払い(元利型残高スライド方式)の支払額)

- 1.会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型残高スライド方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第57条(リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法)または第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第1項の規定に従い別表1の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額とします。当該金額には第76条(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料)に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用 手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、 本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものと します。

第72条(リボルビング払い(元金型残高スライド方式)の支払額)

会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型残高スライド方式であるときには、約定支払日において支払う金額は、第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第1項の規定に従い別表1の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される支払元金額に、第76条(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料)に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。

第73条(リボルビング払い(元利型定額方式)の支払額)

1.会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従い いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支 払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額 の算定方法が元利型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第1項の規定に基づき定まる支払金額とします。当該金額には第76条(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料)に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。

2.前項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数 料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員 は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第74条(リボルビング払い(元金型定額方式)の支払額

会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第1項の規定に基づき定まる支払金額に、第76条(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料)に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。

第75条(ボーナス併用リボルビング払いの支払額)

- 1.会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従い いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその 支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払 額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いであるときには、 本人会員は、平月の約定支払日には、平月における支払額を支払 い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に第59条(支払額の 算定方法等の変更時に定めるべき事項)第2項に従い指定され たボーナス月加算額を加算した金額を支払うものとします。
- 2.前項に定める平月における支払額は、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する時点における当該算定方法に応じて、第71条から第74条までの規定に従い定まる金額とします。ただし、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更したのち、第59条第3項により準用される第59条第1項の規定により平月における支払額の算定方法または支払コースを変更した場合には、当該変更後の算定方法および支払コースに応じて第71条から第74条までの規定により定まる金額とします。
- 3.第1項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数料の額が第1項により決定される平月またはボーナス月に支払う金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第76条(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用 手数料)

第71条から第75条までに定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、第

65条(リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算)に従い定まるショッピング利用手数料額とします。

第77条(ショッピングリボ残高および手数料が算定額を下回る場合の取扱い)

第71条から第75条までに定める約定支払日に係る締切日におけるショッピングリボ残高および第76条に定めるショッピング利用手数料の合計額が、第71条から第75条までの規定により算定された金額を下回る場合には、本人会員は、第71条から第75条までの規定にかかわらず、当該締切日におけるショッピングリボ残高および第76条に定めるショッピング利用手数料の合計額を支払うものとします。

第78条(リボルビング払いの臨時加算支払)

- 1.本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、 当行の承諾を得ることにより、リボルビング払いの支払額の算定 方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1万 円単位で増額することができるものとします。
- 2.前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第 106条または第107条に従いWEB明細またはご利用明細書に より、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を 通知します。

第5節 ショッピングに関する雑則

第79条(加盟店との紛議)

会員がショッピングを利用した場合において、当該ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売もしくは役務の提供またはこれらに係る契約につき加盟店との間で紛議があるときには、会員と加盟店とにおいてこれを解決するものとします。

第80条(支払停止の抗弁)

- 1.会員が利用したショッピングの支払方式が1回払い以外のものである場合であって、ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供につき加盟店に対して生じた事由があるときには、本人会員は、割賦販売法の定めるところに従い同法の定める範囲で、当該事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利または役務に係るショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料について、支払を停止することができます。ただし、加盟店に対して生じた事由が存在する場合でも、支払の停止が信義誠実の原則に反する場合には、支払の停止が認められない場合があります。
- 2.本人会員は、前項の定めるところにより支払を停止するときには、その旨を当行に申し出るものとします。この場合、本人会員は、すみやかに、書面により、加盟店に対して生じた支払停止の原因となる事由およびこれに関連する資料がある場合には当該資料を当行に提出するよう努めるものとします。
- 3.本人会員が第1項に定めるところにより支払を停止する場合であって、当行が第1項の事由について調査する必要があるとき

は、会員はその調査に協力するものとします。

- 4.割賦販売法上、第1項の加盟店に対して生じた事由としては、例えば、ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または 役務の提供に関する以下の各号に掲げるものがあります。
 - (1)商品の引渡し、権利の移転または役務の提供が履行されないこと。
 - (2)引き渡された商品、移転された権利または提供された役務が、その種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであること。
 - (3)売買契約または役務提供契約が無効であり、取り消されまたは解除されたこと。
- 5.割賦販売法上、例えば以下の各号の場合などは、第1項の支払を停止できる場合には含まれておりません。また、割賦販売法第30条の4第1項(同法第30条の5第1項により準用される場合を含みます。)の規定は、一般に、支払済みの金員の返還請求を認めるものではないと解されていることにご留意ください。
 - (1)1回払いを除くショッピングの利用のうち、支払方式がリボルビング払い以外の場合には、ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額が4万円に満たない場合
 - (2)支払方式がリボルビング払いであるショッピングの利用であって、加盟店に対して生じた事由のある商品もしくは権利の販売または役務の提供に係る現金販売価格または現金提供価格が3万8千円に満たない場合
 - (3)加盟店に対して生じた事由が権利の販売に関するものであり、 当該権利が割賦販売法に定める指定権利に該当しない場合
 - (4)加盟店に対して生じた事由のある売買契約または役務提供 契約が、会員にとって営業としてまたは営業のために行われ たものである場合(ただし、業務提供誘引販売個人契約また は連鎖販売個人契約に該当する場合を除きます。)
 - (5)ショッピングの利用が日本国外で行われた場合
 - (6)不動産の販売に係る契約につき行われたショッピングの利用である場合

第3章 キャッシングサービスおよびカードローン 第1節 キャッシングサービス・カードローンの利用

第81条(金銭消費貸借契約の成立)

- 1.会員が、貸与を受けたカード等を、本規約に定めるところに従い キャッシングサービスまたはカードローンを受けるために利用し、 当行がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付 したときには、これにより本人会員は、当行との間で、金銭消費貸 借契約を締結したものとします。
- 2.当行は、会員がキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。

第82条(キャッシングサービス・カードローンの利用方法)

- 1.会員がキャッシングサービスを利用し、または本人会員がカードローンを利用するには、第1号または第2号のいずれかの方法により、カード等を利用するものとします。
 - (1)当行所定の現金自動預払機または現金自動支払機(以下 「ATM等」といいます。)にカードを挿入し、登録された暗証 番号を入力する等所定の手続に従いATM等を操作する方法
 - (2)当行ウェブサイトの所定のページを経由し、または当行所定の方法により、当行に対して必要事項を通知する方法
- 2.当行が金銭消費貸借契約の締結を承諾する場合には、当行は、前 項第1号にあってはATM等を操作した会員に現金を交付する方 法により、前項第2号にあっては支払口座に資金を振り込む方法 により資金を交付するものとします。

第83条(当行所定のATM等)

当行所定のATM等は、当行または当行が提携する金融機関が設置したもののほか、会員が貸与されたカードに係る国際ブランドの別に応じ、次のとおりとします。ただし、カードローンの場合には、日本国外にあるATM等は含まれないものとします。

(1) Visaブランド

Visaが提携する日本国外の金融機関その他事業者が設置したATM等

(2) Mastercardブランド

Mastercardが提携する日本国外の金融機関その他事業者が設置したATM等

第84条(交付資金およびその金額)

- 1.日本国内でキャッシングサービスを利用し、またはカードローンを利用する場合における交付資金は、邦貨によるものとし、その金額は、1万円以上とし、その単位は、利用するATM等を設置した事業者が定めるところによります。
- 2.日本国外でキャッシングサービスを利用する場合における交付 資金は、利用をする国または地域の現地通貨によるものとし、そ の単位は、利用するATM等を設置した事業者が定めるところによ ります。

第85条(キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止 行為)

- 1.会員は、以下の各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用は行ってはならないものとします。
 - (1)事業のために行うもの
 - (2)キャッシングサービスまたはカードローンの利用地と返済地、 利用と返済の時間的間隔その他の事情に照らし、実質的に送 金として行われるもの
- 2.キャッシングサービスもしくはカードローンの利用が前項の禁止 に違反しまたは違反するおそれがある場合には、当行はキャッシ ングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあり ます。

第86条(キャッシングサービス・カードローンの利用が制限される場合)

- 1.キャッシングサービスおよびカードローンは、第82条(キャッシングサービス・カードローンの利用方法)第1項第1号の方法による場合には、当行またはATM等を設置した事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で、同項第2号の方法による場合には、当行が定める時間内に限り、利用することができるものとします。
- 2.当行またはATM等を設置した事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用ができない場合があります。
- 3.日本国外におけるキャッシングサービスは、利用しようとする場所における法令または利用しようとするATM等を設置した事業者に対して適用される規則等により、利用時間もしくは利用金額が限定されまたは利用ができない場合があります。
- 4.キャッシングサービスまたはカードローンの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない事由がある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。

第2節 元利金支払義務および返済方式

第87条(元利金支払義務)

会員がキャッシングサービスを利用しまたは本人会員がカードローンを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、融資金を返済するとともに、本規約に定めるキャッシングサービス手数料またはカードローンの利息を支払うものとします。

第88条(日本国外でのキャッシングサービスの利用)

- 1.会員が、日本国外でキャッシングサービスを利用した場合には、これにより会員に交付された外貨建資金を邦貨へ換算した額を融資金として、本規約の各条項を適用します。
- 2.前項に定める外貨建資金の邦貨への換算については、第54条 (海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング 利用代金等)第2項を準用します。ただし、所定の手数料は加算されません。

第89条(キャッシングサービスの返済方式)

キャッシングサービスの返済方式は、1回払いとします。

第90条(カードローンの原則的返済方式およびその返済額の算定方法)

- 1.カードローンの返済方式は原則として毎月元金定額返済とし、各 約定支払日に、本契約に定めるところに従い定まる元金返済額に 第97条(カードローンの利息計算方法)に従い計算される利息 を加算して支払うものとします。
- 2.カードローンの元金返済額は、当行所定の日におけるカードローン利用可能枠に応じて定まるものとします。

第91条(カードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更)

- 1.本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、カードローンの返済方式またはその返済額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。
 - (1)毎月元金定額返済の以降の約定支払日における元金返済額を変更すること。
 - (2)毎月元金定額返済につき、ボーナス月加算毎月元金定額返済に変更すること。
 - (3)ボーナス月加算毎月元金定額返済の場合の、平月における元金 返済額、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。
 - (4)ボーナス月加算毎月元金定額返済につき、毎月元金定額返済 に変更すること。
- 2.返済方式または返済額の算定方法を変更した場合、変更後の ものは、変更時以降、利用日が変更の前であるか否かを問わず、 カードローン融資金残高全額に対して適用されるものとします。

第92条(返済方式または返済額の算定方法の変更時に定めるべき事項)

- 1.第91条第1項第1号または第3号のうち平月における元金返済額を変更する場合には、本人会員は、約定支払日に返済する元金額として、1千円単位で、カードローン利用可能枠に応じて当行が定める最低返済額以上の金額を指定するものとします。
- 2.カードローンの返済方式をボーナス月加算毎月元金定額返済に変更する場合またはボーナス月加算毎月元金定額返済のボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。

(1)ボーナス月

夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあっては7月または8月、冬期にあっては12月または1月のいずれか

(2)ボーナス月加算額

1千円以上1千円単位

第93条(キャッシングサービスからカードローンへの変更)

- 1.会員が、キャッシングサービスを利用した場合(日本国外での利用は除きます。)、カードローン利用可能枠の設定を受けている本人会員は、当行が別に定める期日までに当行所定の方法で申し出ることにより、当該キャッシングサービスの融資金をカードローンの融資金に変更することができます。
- 2.前項の規定にかかわらず、当行は、会員のショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用状況、本人会員の信用状態その他の事情を考慮し、カードローンの利用による融資金への変更をお断りすることができるものとします。
- 3.第1項に従いカードローンの融資金に変更した場合、第1項の申出日より前はキャッシングサービスの利用として取り扱い、当該申出日以降は、当該申出日にカードローンが利用されたものとして取り扱います。

第3節 手数料または利息および費用

第94条(利率)

1.キャッシングサービス手数料の利率は、会員区分に応じて以下の割合とします。

(1)	一般カード会員	年14.80%
(2)	ゴールドカード会員	年12.00%
(3)	プレミアゴールドカード会員	年8.50%

2.カードローンの利率は、会員区分に応じて以下の割合とします。

(1)	一般カード会員	年14.80%
(2)	ゴールドカード会員	年12.00%
(3)	プレミアゴールドカード会員	年8.50%

第95条(利率の変更)

- 1.第126条(本規約等の変更)の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知することにより、第94条に定める利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- 2.前項により変更した後の利率は、変更に係る通知等に定められた 効力発生日以降、融資金残高全額に対して適用されるものとしま す。この場合の残高には、キャッシングサービスまたはカードロー ンの利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第96条(キャッシングサービス手数料の計算方法)

- 1.キャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用日の翌日から返済日まで発生します。
- 2.前項に定めるキャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用による個別の融資実行ごとに以下の計算式によって定まる額とします。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。
 - ●キャッシングサービスによる融資金×利率×利用日の翌日から返済すべき日までの日数÷365

第97条(カードローンの利息計算方法)

- 1.カードローンの利息は、カードローンの利用日の翌日からその最終返済日まで発生します。
- 2.前項に定める利息の計算は、締切日翌日から翌月締切日までの 期間単位で区切って行うものとし、当該期間中、日々以下の計算 式によって定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円 未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。
 - ●所定カードローン残高×利率÷365
- 3.前項の所定カードローン残高とは、カードローン融資金残高のうち返済を遅滞していないものであって、その日の最終の残高をいいます。カードローン融資金は、利用日の翌日から所定カードローン残高に組み入れられるものとします。

第98条(ATM利用手数料)

会員がATM等を利用する方法により、日本国内でキャッシングサービスを利用した場合またはカードローンを利用した場合には、本人会員は、当行に対し、別表3に定めるATM利用手数料を負担するものとします。

第4節 返済日と返済額等

第99条(キャッシングサービスの返済額)

会員が、キャッシングサービスを利用したときには、本人会員は、 当該キャッシングサービス利用日以降直近の締切日の後に最初 に到来する約定支払日に、当該キャッシングサービスの融資金全 額とこれに対する第96条(キャッシングサービス手数料の計算 方法)に従い定まるキャッシングサービス手数料の合計額全額を 支払うものとします。

第100条(毎月元金定額返済であるカードローンの返済額)

- 1.本人会員が、カードローンを利用しまたは第93条の規定に従い キャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、 カードローンの返済方式が毎月元金定額返済であるときには、本 人会員は、約定支払日に、以下の各号により定まる元金の返済額 に所定利息を加算して支払うものとします。
 - (1)当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、約定支払日に返済する元金額としてあらかじめ定められた金額(以下本条および第101条において「カードローン返済元金」といいます。)以上である場合には、カードローン返済元金
 - (2) 当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高
- 2.前項の「所定利息」とは、約定支払日の2か月前の締切日の翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの期間に係る、第97条の規定に従い定まる利息をいいます。

第101条(ボーナス月加算毎月元金定額返済であるカードローン の返済額)

本人会員が、カードローンを利用しまたは第93条の規定に従い キャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、 その返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済であるときに は、本人会員は、約定支払日に、以下の各号に定める金額を支払 うものとします。

- (1)平月には、第100条の規定により算定された金額
- (2)ボーナス月には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した 金額
- (3)第1号または第2号の規定にかかわらず、約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン 返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高 に第100条第2項に定める所定利息を加算した金額

第102条(カードローンの臨時加算返済)

- 1.本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、 当行の承諾を得ることにより、カードローンの返済額の算定方法 により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1千円単 位で増額することができるものとします。
- 2.本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの元利金の返済として次回約定支払日に支払うべき金額を、カードローン融資金残高全額およびこれに対する次回約定支払日前日までの利息の合計額に変更することができるものとします。ただし、残高は、当該申込時点までに当行において売上処理が完了している範囲に限ります。
- 3.前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第 106条または第107条に従いWEB明細またはご利用明細書に より、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を 通知するものとします。

第103条(ATM利用手数料の支払)

本人会員は、会員が、ATM利用手数料が発生することとなる ATM等の利用を行った後直近の締切日の後に最初に到来する 約定支払日に、当該ATM利用手数料を支払うものとします。

第4章 支 払 第1節 締切日および約定支払日

第104条(締切日および約定支払日)

- 1.締切日は毎月15日とし、約定支払日は毎月10日とします。
- 2.前項の規定にかかわらず、10日が当行休業日である場合には、 当該月の約定支払日は翌営業日とします。

第105条(事務処理の都合による締切日および約定支払日の 変更)

- 1.事務処理の都合により、締切日が利用日以降到来する直近の15日より後の月の15日となる場合があります。
- 2.前項の場合、第66条(1回払い)の約定支払日または第68条(2回払い)から第70条(ボーナス併用分割払い)までに定める第1回目の約定支払日は、前項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の10日とします。
- 3.第1項の場合、第67条(ボーナスー括払い)の約定支払日は、同条 に定める約定支払日より後の約定支払日となる場合があります。
- 4.第1項の場合、第65条(リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法)第2項および第3項に定める締切日は、第1項により後倒しされた締切日を意味するものとします。
- 5.第1項の場合、第99条(キャッシングサービスの返済額)および 第103条(ATM利用手数料の支払)の約定支払日は、第1項によ り後倒しされた締切日の後最初に到来する月の10日とします。
- 6.第104条第2項の規定は、第2項および前項の場合に準用します。

第2節 約定支払日における支払

第106条(ご利用明細の提供等)

- 1.当行は、WEB明細登録を行った本人会員に対し、約定支払日に 先立ち、WEB明細により、第2編第2章第4節(支払日と支払額 等)および同編第3章第4節(返済日と返済額等)の規定により 定まる額その他直近の約定支払日において支払うべき金額(以 下「約定支払額」といいます。)、ショッピング、キャッシングサービ スまたはカードローンの利用明細その他関連事項を、電磁的記録の提供の方法によって提供します。この場合、当行は、第107 条に定める場合を除き、ご利用明細書の送付を行わないものと します。
- 2.前項のWEB明細は、概ね約定支払日の前月25日までにWEB サービスで用いる会員専用サイトに掲出する方法で提供するものとします。
- 3.第1項のWEB明細のファイルへの記録の方式その他の利用環境は、当行が別に定めるところによるものとします。
- 4.当行は、本人会員に対してWEB明細を提供し、本人会員が閲覧できる状態に置くことにより、その時点で約定支払額の通知を行ったものとみなします。
- 5.当行がWEB明細を提供した場合には、本人会員は、遅滞なくその内容を確認し、その内容に疑義があるときには、すみやかに当行に対してその旨を申し出るものとします。

第107条(ご利用明細書の発行と発行手数料)

1.当行は、当行所定の日時点において、以下の各号のご利用明細書発行事由欄に定められた事由があるときには、その後、当行所定の日時点に当該各号のご利用明細書発行停止事由欄に定められた事由が存在するに至るまで、WEB明細の提供に代えまたはこれとともにご利用明細書を、約定支払日に先立ち、本人会員に宛てて本人会員の届出住所に送付するものとします。ただし、年会費のみの請求である場合には、当行は、ご利用明細書の発行および送付を行わないことができるものとします。

	ご利用明細書発行事由	ご利用明細書発行停止事由
	第28条に定めるWEBサービス	左欄の事由が解消したこ
(1)	およびWEB明細の登録が完了し	Ł٥
	ていないこと。	
	当行所定の方法により、本人会	当行所定の方法により、本
(0)	員から、ご利用明細書の発行を	人会員から、ご利用明細書
(2)	希望する旨の申出がなされたこ	の発行を要しない旨の申出
	٤.	がなされたこと。
	前各号の場合を除き、当行の業	左欄の事由が解消したこ
(3)	務上、ご利用明細書の発行が必	Ł.
	要であること。	

- 2.本人会員は、当行が、前項第1号または第2号に定めるところにより本人会員に宛ててご利用明細書を送付したときには、当行に対し、ご利用明細書の発行および送付に係る手数料(以下「発行手数料」といいます。)として当行が別に定める額を支払うものとします。ただし、当行が別に定める場合にはこの限りでありません。
- 3.発行手数料は、当該発行手数料に係るご利用明細書で請求する ショッピング利用代金の約定支払日に、当該代金と合算して支払 うものとします。
- 4.第106条第5項の規定は、本人会員に宛ててご利用明細書が送達された場合に準用します。

第108条(口座振替による支払)

- 1.本人会員は、約定支払額につき、約定支払日に、支払口座から、口 座振替の方法により支払うものとします。本人会員は、約定支払 額の一部のみを口座振替の方法により支払うことができないこ とにつき異議ないものとします。
- 2.本人会員となろうとする者は、本契約の申込にあたり、前項に定める口座振替のために必要となる口座振替依頼書を作成のうえ当行に対して提出しまたはこれに代わる当行所定の手続がある場合には当該手続をとるものとします。本人会員が支払口座を変更しようとする場合にも同様とします。
- 3.本人会員(本人会員となろうとする者を含みます。)は、当行に開設された預金口座であって本人会員名義であるもの以外の預金口座を支払口座として指定してはならないものとします。

第109条(再振替)

支払口座の残高不足その他の事由により、約定支払日に約定支 払額の支払ができない場合、当行は、約定支払日後においても約 定支払額全額または一部につき口座振替ができるものとします。

第110条(口座振替によらない支払)

- 1.第108条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由がある場合には、口座振替による支払を行うことはできません。
 - (1)本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務につき期限の利益を喪失した場合であって、当行が口座振替を停止したとき。
 - (2)前各号に掲げるもののほか、当行が必要と認め本人会員に通知したとき。
- 2.前項第1号の場合には、当行が別途指定する預金口座への振込の方法により支払うものとします。
- 3.第1項第2号の場合には、本人会員は、当行が別に通知するところに従い支払うものとします。

第3節 履行期に遅れた支払

第111条(遅延損害金)

1.本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する 金銭債務について、その約定支払日における支払を遅滞した場合 (ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。)には、本人会 員は、当行に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の 支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用 代金(付帯サービ スの利用に基づく 代金または手数料 を含みます。い 下本条において 同じ。) および ショッピング利用 手数料	分割払い、ボーナ ス併用分割払い	支払を遅滞した、 ショッピング利用 代金およびショッ ピング利用手数料 の合計額×所定遅 延損害金率÷365
(2)	ショッピング利用 代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞した ショッピング利用 代金×所定遅延損 害金率÷365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞した ショッピング利用 代金×年14.50% ÷365
(4)	キャッシングサー ビスおよびカード ローン融資金		支払を遅滞した融 資金×年14.50% ÷365
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、第4号の場合におけるショッピングサービス手数料ではでするようであるものであって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金 額×年14.50%÷ 365

2.本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する 金銭債務について、期限の利益を喪失した場合には、本人会員 は、当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るま で、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うも のとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の 支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用 代金およびショッ ピング利用手数料	分割払い、ボーナ ス併用分割払い	期限の利益を喪失 したショッピング 利用代金および ショッピング利用 手数料の合計額× 所定遅延損害金率 ÷365
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナ ス一括払い	期限の利益を喪失 したショッピング 利用代金×所定遅 延損害金率÷365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボル ビング払い	期限の利益を喪失 したショッピン グ利用代金×年 14.50%÷365
(4)	キャッシングサー ビスおよびカード ローン融資金		期限の利益を喪失 した融資金×年 14.50%÷365
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、第3号の場合におけるショッピグ利用手数料、第4号の場合におけるサッシングサービス手数料でに遅延損害金を除きます。)であって当行が別に定めるもの		期限の利益を喪 失した金額×年 14.50%÷365

3.第1項および第2項に定める「所定遅延損害金率」とは、最初に遅滞した時点における法定利率(%)×365÷366(小数点3位以下切捨て)を指すものとし、支払を遅滞している期間中に法定利率が変動した場合であっても変更されないものとします。

第4節 約定支払日前の支払

第112条(約定支払日前の弁済およびその手続)

1.本人会員は、あらかじめ当行所定の方法により当行に通知し、当 行の承認を得ることにより、本規約に定めるところに従い、基本 サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対し

- て負担する金銭債務につき、期限の利益を放棄して、約定支払日に先立ち弁済することができるものとします。この場合の弁済方法は、支払口座からの口座振替による方法とします。
- 2.本人会員は、当行に対し、前項の通知時に、本規約に定めるところに従い、約定支払日前の弁済を予定する金銭債務の種類および範囲ならびに弁済日を指定するものとし、当行は、本人会員に対し、当該指定に従い、弁済日、当該弁済日において支払うべき金額および預金口座を通知します。
- 3.本人会員は、約定支払日より前に弁済をする場合には、前項により当行が通知したところに従い、当行が通知した預金口座に通知した弁済日に入金となるよう振込手続をとるものとします。

第113条(約定支払日前の弁済ができる範囲)

1.第112条第2項により本人会員が指定することができる金銭債務の範囲は、以下の表に記載された債務であって、当行に売上票が到達し売上処理が完了しているものとします。

	金銭債務の種類等	指定可能範囲
	ショッピング利用に基づき負担	ショッピングの売上票を単
	する金銭債務のうち、支払方式	位とする 1 個の利用に係る
(1)	が分割払いであるもの	ショッピング利用代金全額
(1)		およびこれに対するショッ
		ピング利用手数料の合計額
		全額
	ショッピング利用に基づき負担	ショッピングリボ残高およ
	する金銭債務のうち、支払方式	びリボルビング払いに係る
(2)	がリボルビング払いであるもの	ショッピング利用手数料の
		合計額の範囲で1円以上の
		任意の額
	キャッシングサービス利用に基	キャッシングサービスに係
(3)	づき負担する金銭債務	る融資金残高およびキャッ
(3)		シングサービス手数料の合
		計額全額
	カードローン利用に基づき負担	カードローン融資金残高お
(4)	する金銭債務	よびカードローンに係る利
(4)		息の合計額の範囲で1円以
		上の任意の額

- 2.前項第1号および第2号に定めるショッピング利用手数料、同項 第3号に定めるキャッシングサービス手数料ならびに同項第4号 に定めるカードローンの利息は、それぞれ、第112条第2項に従 い当行が通知した弁済日の前日までのものとします。
- 3.第1項第1号のショッピング利用手数料であって第112条第2 項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものは、78分法

またはこれに準ずる当行所定の計算方法により算出するものとします。

4.第1項第2号に定めるショッピング利用手数料は第65条の規定を、第1項第3号に定めるキャッシングサービス手数料は第96条の規定を、第1項第4号に定めるカードローンの利息は第97条の規定を、それぞれ準用して計算するものとします。

第114条(第112条によらずになされた支払)

- 1.本人会員が、第112条第1項に定めるところに従い当行に通知をせずもしくは当行の承認を得ることなくまたは同条第3項に反して支払をなした場合には、当行は、本人会員に通知することなく、以下の各号に定める処理をすることができるものとします。
 - (1)当行所定の日において、本人会員が当行に対し、本人会員と当行との契約(本契約以外の契約も含みます。)に基づき金 銭債務を負担している場合には、当該所定日に当該金銭債務 への弁済がなされたものとみなして取り扱うこと。
 - (2)前号以外の場合には、支払口座への振込その他の相当な方法で返金すること。
- 2.前項に規定する場合、本人会員の支払日から前項第1号の当行 所定日までまたは前項第2号の返金日までの間、当行は支払われ た金銭につき、利息を付さないものとします。
- 3.本人会員は、第1項第2号に定める返金に要する費用を負担するものとし、当行は、本人会員に対して通知することなく、返金に要する費用を控除した残額を返金することができるものとします。

第115条(ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則)

- 1.第112条から第114条までの規定にかかわらず、本人会員は、 当行が指定する日本国内のATMを利用して、当行において売上 処理が完了しているショッピングリボ残高またはカードローン融 資金残高の一部につき、期限の利益を放棄して約定支払日前の 弁済をすることができるものとします。
- 2.前項の場合、弁済できる金額は、1千円以上1千円単位(ただし、利用するATMによっては、1万円以上1万円単位)に限られるものとします。
- 3.第1項のATMの利用は、当行またはATM設置事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で利用することができるものとします。また、当行またはATM設置事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、ATMを利用した弁済はできないことがあります。

第5節 支払等に関する雑則

第116条(返金等の処理)

第114条の規定は、ショッピング利用の取消しその他の事由により、履行期にある債務の額を超えて当行に対して支払がなされ (ただし、第112条または第115条に定めるところにより約定 支払日前の弁済がなされた場合を除きます。)、当行が本人会員に対し本契約に関して返金等の処理をする必要が生じた場合に 準用します。ただし、当行が別に定める場合を除きます。

第117条(期限の利益の喪失)

1.以下の各号の期限の利益喪失事由欄に記載のいずれかに該当したときには、これにより、対応する期限の利益喪失債務欄に記載された債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

	期限の利益喪失事由	期限の利益喪失債務
(1)	ショッピングの利用のうち、以下のいずれかに該当するものによる債務につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞したこと。 ① 当該ショッピングの支払方式が1回払いであるものであるものであるものであるものである。 ② 当該ショッピングのあるものであるものである。 ③ 当該とはであるものであるものである。 ③ 当該とはであるものであるが1回払い以外であるものである。 ③ 当該とはであるものであるが1回込いのであるとである。 ④ 上記①から③までのいずれのももののであるは営業のはであるとしている。 ● は該当って、業としがおきにはであるには対している。 「契約または対している。」といる。 「契約または対した。であるには対した。であるには対した。 「以外であるといる。」といる。 ● はいいる会員がにいずれにはいる。 「以外であるといる。」といる。 「はりかんである」といる。 「はりかんである。」 「はいんである。」 「はいんではいんではいんである。」 「はいんではいんではいんではいんではいんではいんではいんではいんではいんではいんで	以下に該当する債務すべて (ア)ショッピングの利用による債務のうち、(1)の左欄①から④までに係る債務 (イ)キャッシングサービスの利用による債務 (ウ)カードローよる債務 (エ)その他本契約に基づきまをとに当行が利用人人会員が引用したことが当る金銭売法により書面または債務の定めにより書面または電が必要なものを除きます。)
(2)	キャッシングサービスまたはカードローンの利用による債務につき、本人会員が支払を一部でも遅滞したこと。	

ショッピングの利用による債務
(ただし、(1) ①から④までの
いずれかに該当するものを除きま
す。)につき、本人会員がその支

3) 払を一部でも遅滞し、当行が割賦 販売法に定めるところに従い支 を催告したにもかかわらず、当該 催告に従った支払がなされなかっ たこと。

本人会員につき、以下のいずれかの事由が生じたこと。

- ① 自ら振出した手形、小切手が電子交換所において不渡になったこと、もしくは電子債権記録機関の支払不能処分を受けたこと。
- ② 上記①に掲げる場合のほか、 支払を停止したこと。
- ③ その財産に対し、差押もしく は仮差押または仮処分(信用に 関しないものを除きます。)の 申立てがあったこと。
- (4) ④ その財産に対し、滞納処分に よる差押がなされまたは保全差 押が行われたこと。
 - ⑤ 破産手続開始または民事再生 手続開始の申立てがあったこ と。
 - ⑥ 債務整理のための、和解、調 停または裁判外紛争解決手続の 申立てがあったこと。
 - ⑦ 本人会員の債務整理につき、 弁護士、弁護士法人、司法書士、司法書士法人その他の者へ の依頼がなされた旨の通知を受けたこと。

以下のいずれかに該当したこと。

- ① 会員がカードの譲渡、担保権 設定など当行のカード所有権を 侵害する処分行為を行ったこと。
- ② 会員がカードの貸与、寄託な どカードの占有を移転する行為 を行ったこと。
 - ③ 本人会員が当行に対する届出をすることなくその住所または居所を変更し、当行にとってその所在が不明となったこと。
 - ④ 保証会社から保証の中止また は解約の申し出があったこと。

以下に該当する債務すべて (ア)ショッピングの利用に よる債務

- (イ)キャッシングサービス の利用による債務
- (ウ)カードローンの利用に よる債務
- (エ)その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務

- 2.以下の各号のいずれかに該当したときには、本人会員は、当行の 請求により、前項第3号、第4号ならびに第5号のア、イ、ウおよび 工の債務につき期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに 支払うものとします。
 - (1)本人会員の入会申込時の申告または第23条に基づく届出の 内容が虚偽であったとき。
 - (2)以下のいずれかの事由が生じたことその他の本人会員の信用状態が著しく悪化したと判断するに足りる理由があるとき。
 - ①本人会員が第三者に対して負担している債務につき当行が保証している場合において、当行が債権者から保証債務の履行を請求されたこと。
 - ②本人会員が経営する法人につき法的倒産手続開始の申立 てがなされまたは当該法人の事業のすべてが廃止された こと。
 - ③本人会員が当行に対して負担する金銭債務(ただし、会員が基本サービスを利用したことに基づくものを除きます。) の履行を怠ったこと。
 - (3)前項第5号または第1号に掲げる場合を除き、会員が本契約 に定める義務に違反し、その違反が重大であるとき。

第118条(充当)

本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する金銭債務の弁済として金員が支払われた場合(第114条第1項第1号の場合その他本契約に基づき弁済とみなされる場合を含みます。)であって、支払われた金員が、本人会員が当行に対して負担するすべての債務を消滅させるに足りないとき(第112条または第115条の規定に従い弁済がなされた場合を除きます。)には、当行は、本人会員への通知なくして、当該支払を当行所定の時期における弁済とみなし、当行所定の順序および方法により、当行に対するいずれかの債務(本契約以外の契約に基づく債務を含みます。)に充当することができるものとします。ただし、割賦販売法第30条の5第1項により同法第30条の4の規定が準用される場合にあっては、同法第30条の5第1項に従い充当されたものとみなすものとします。

第119条(支払等に要する費用等の負担)

- 1.本人会員は、振込手数料その他当行に対する債務の弁済に要する費用を負担するものとします。
- 2.本契約に関し本人会員が当行に対して負担した債務に関する契約締結費用または当該債務の弁済費用であって、印紙税その他の公租公課または公正証書作成費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきものについては、すべて本人会員の負担とします。

第120条(当行からの相殺)

1.本人会員が本契約に基づくショッピング利用代金(付帯サービス の利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条におい て同じ)、キャッシングサービス融資金、カードローン融資金の債 務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、キャッシングサービス融資金、カードローン融資金、ショッピング利用手数料、キャッシング利用手数料、カードローン利息および遅延損害金等本契約に基づく取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

2.前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の 計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については 預金規定の定めによるものとします。ただし、期限未到来の預金 の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365 日とし、日割で計算するほか、外国為替相場については当行の相 殺実行時の相場を適用するものとします。

第121条(会員からの相殺)

- 1.本人会員は支払期にある預金その他当行に対する債権とこの取引から生じる一切の債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
- 2.前項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。
- 3.第1項により相殺した場合における債権債務の利息および遅延 損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日まで とし、預金利率については預金規定の定めによるものとします。 また外国為替相場については当行の相殺実行時の相場を適用す るものとします。

第122条(相殺における充当の指定)

- 1.当行から相殺する場合に、本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
- 2.本人会員から相殺をする場合に、本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本人会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本人会員がどの相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
- 3.本人会員の当行に対する債務のうち1つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて前項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の相殺にあてるかを指定することができます。
- 4.第2項なお書き、または前項によって、当行が指定する本人会員 の債務について期限の未到来の債務があるときは、本人会員か らの相殺の意思表示により期限が到来したものとします。

第3編 退会、会員資格の取消その他の条項

第123条(反社会的勢力等の排除)

- 1.本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第30条(家族会員)第1項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、会員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1)暴力団、暴力団員または暴力団員でなくなったときから5年 を経過しない者
 - (2)暴力団準構成員または暴力団関係企業もしくは団体
 - (3)総会屋等または社会運動標ぼうゴロ
 - (4)特殊知能暴力集団等
 - (5)前各号に準ずる者
 - (6)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ 我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定め る財産凍結等対象者
 - (7)前号に掲げる場合を除きテロリスト等(その疑いのある者を 含みます。以下同じ。)
 - (8)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的その他の目的で不当に第1号から第5号までに掲げる者(以下「暴力団員等」といいます。)、第6号に掲げる者またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有する者
 - (9)暴力団員等、第6号に掲げる者またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
- 2.本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第30条(家族会員)第1項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことおよび家族会員にこれを遵守させることを確約します。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)当行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を 毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

第124条(会員区分の変更等)

- 1.本人会員が当行所定の手続により当行に対して申し込み、当行が 承認した場合、会員区分を変更することができます。
- 2.会員区分が変更になった場合、以下の各号の全部または一部が 変更されることがあります。また、家族会員につき、会員区分変更

後、あらためて家族会員として指定し当行の承認を求める手続が必要となる場合があります。

- (1)年会費
- (2)第2編第1章に定める利用可能枠等
- (3)ショッピング利用手数料率
- (4)キャッシングサービス手数料の利率
- (5)カードローンの利率

第125条(会員区分の変更の場合における処理

第124条第1項に規定する場合、当行は、会員に対し、変更後の 会員区分に応じて新たなカードを貸与します。第10条(更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置)の規定は、この場合に準用します。

第126条(本規約等の変更)

- 1.当行は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 社会情勢または経済状況の変動
 - (2)法令、自主規制機関の規則または国際ブランド会社のルールの変更
 - (3) 当行の業務またはシステムの変更
- 2.前項の規定にかかわらず、当行は、第9条第3項に定めるカード再発行手数料、第22条に定める年会費、第98条に定めるATM利用手数料、第107条第2項の発行手数料その他本規約に定める手数料等の金額につき、これを変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイトに公表する方法その他の本人会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。

第127条(退会)

- 1.本人会員は、当行所定の方法で当行に通知することにより、いつでも本契約を終了させることができるものとします。
- 2.本人会員が死亡したときには、その時点で当然に本契約は終了 するものとします。
- 3.本人会員に家族会員がある場合であって、本人会員が当行に対して第1項の通知をなしたときまたは本人会員が死亡したときには、当然に当該家族会員もその会員資格を喪失するものとします。

第128条(会員資格の取消)

- 1.本人会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何ら の催告なくして、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員 の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1)第117条(期限の利益の喪失)第1項第1号から第3号まで に掲げる事由により、当行に対して負担する債務の期限の利

益を喪失したこと。

- (2)第117条第1項第3号に定める債務につき、継続または反復 してその支払を遅滞したこと。
- (3)第117条第1項第4号の期限の利益喪失事由欄に掲げるいずれかの事由に該当したこと。
- (4)第13条(カード等の管理)第1項に違反してカード等を他人に利用させ、同条第2項第1号に違反してカードを処分し、同条第3項に違反してカードの占有を移転し、同条第4項に違反してカード情報を他人に提供しまたは同条第5項に違反したこと。
- (5)第13条第1項第1文後段または同条第4項に違反して他人がカード等を利用できる状態を作出したこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)。
- (6)第14条(暗証番号の管理)第1項かっこ書きの場合を除き、 暗証番号につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと(ただし、故意または重大な過失によるもので ないときを除きます。)。
- (7)第15条(カードの占有喪失時の会員の義務)第2項に反して 説明もしくは資料提出を拒み、虚偽の説明もしくは資料を提 出しまたは故意もしくは重大な過失により重要事項が欠落し た説明もしくは資料を提出したこと。
- (8)第20条(クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任)第2項に定めるID等につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)。
- (9)本契約の申込時に当行に申告すべき事項または第23条(届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)に定める届出事項につき、故意に著しく事実に反する申告または届出をしたこと。
- (間)第25条(年収および職業等の申告)の規定に基づき申告すべき事項につき、故意に著しく事実に反する申告をし、または同条第3項に基づき提出すべき収入を証する書面について、偽造もしくは変造した書面を提出したこと。
- (11)第26条(取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等)第3項に違反して同項の届出をせずまたは虚偽の届出をしたこと。
- (12)第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第1項または第2項 に違反したこと。
- (13)第51条(ショッピング利用に係る禁止行為等)第1項各号のいずれかに該当するショッピングの利用を行ったこと。
- (14)第51条第1項第9号に該当する場合を除き、付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に違反しもしくは濫用的であり、当行がかかる利用を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる利用が相当期間継続しても

- しくは多数回反復して行われたこと。
- (15)第85条(キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為)第1項各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用を行ったこと。
- (16)第123条(反社会的勢力等の排除)第1項の表明が事実に反しまたは同項もしくは同条第2項の確約に違反したこと。
- (17)第123条第1項の表明もしくは同項もしくは同条第2項の確約を拒みもしくは撤回しまたはこれらを行っていない旨を主張すること。
- (18)第31条(家族会員がある場合の本人会員の責任)第2項の義務に違反し、家族会員が、第4号から第8号までもしくは第13号から第15号までのいずれかに該当しまたは第27条第2項に違反したこと。
- (19)前各号に掲げる場合のほか、本規約(本規約に付随しまたは 関連する特約を含みます。以下本条および第129条におい て同じ。)に定める会員の義務に違反し、その違反が重大であ ること。
- (20)第9号に定める場合を除き、本人会員の住所および居所または職業もしくは勤務先が不明となったこと。
- (21) 当行と本人会員との間の本契約以外のカード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより当行が当該契約を解除したこと。
- (22)当行と提携する事業者と本人会員との間のカード会員契約に基づく債務につき、当行が本人会員から委託を受けて保証をしている場合において、当該カード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより解除されたこと。
- (23)前各号に掲げる場合のほか、本人会員の信用状態が著しく悪化したこと。
- 2.会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員 資格を取り消すことができるものとします。
 - (1)第123条第1項に定める暴力団員等またはテロリスト等であることが判明したこと。
 - (2)会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、当行 もしくは当行の委託先またはその役員、従業員もしくは代理 人(以下本条において「当行等」といいます。)に対して暴力行 為をなし、またはこれらの者を威迫したこと。
 - (3)会員が、自らまたは第三者をして、風説を流布しもしくは偽計 もしくは威力を用いて、当行の信用を毀損しまたは当行の業 務を妨害したこと。
 - (4)会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、以下 のいずれかに該当する言動その他の当行等の業務または私 生活の平穏を害する言動を行い、信頼関係を維持することが できない状態に至ったこと。

- ①著しく長時間または多数回にわたり苦情申出その他の連絡を行うこと。
- ②正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出 その他の連絡を行うてと。
- ③当行が会員に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行うこと。
- (4)義務ないことを行うことを執拗に求めること。
- ⑤差別、人格否定または性的な言動など社会通念上著しく不当な言動を行い、当行等がかかる行為を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる行為を継続してもしくは多数回反復して行ったこと。
- (5)第2号から前号までに掲げる場合を除き、会員が当行の事務 処理またはシステムの運用を阻害するおそれのある、カード 等の利用その他の言動をなし、当行がこれを行わないよう求 めても応じなかったこと。
- (6)当行との取引に関し、信義誠実の原則に反する行為もしくは 言動をなしまたは信義誠実の原則に反してなすべき行為を なさなかったことにより、当行が当該会員との取引を継続す ることが困難となったこと。
- (7)カードの貸与を受けた者としてであるか加盟店としてであるかを問わず、自らまたは第三者をして、クレジットカードの仕組みを、違法もしくは著しく不当な目的でまたはそのような行為の手段として利用したこと。
- 3.本人会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、該当する各号に定める義務の履行を催告のうえ、相当期間内にその義務の履行がない場合には、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1)第1項第7号の場合を除き、カードの占有喪失の状況もしくは被害状況につきその重要事項を届け出ずまたは第15条 (カードの占有喪失時の会員の義務)第2項もしくは第3項の義務に違反したこと。
 - (2)第1項第9号および第20号の場合を除き、第23条(届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)第1項の規定に違反して、届出事項の届出をしなかったこと。
 - (3)第1項第10号の場合を除き、第25条(年収および職業等の申告)の規定に違反して申告すべき事項を申告せずまたは提出すべき書面を提出しなかったこと。
 - (4)第26条(取引時確認および外国政府等における重要な公的 地位の保有等に係る届出等)第1項の義務に違反しまたは同 条第4項の説明もしくは資料の提出の求めに応じなかったこ と。
 - (5)第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第3項に基づく当行 の請求に対し、説明もしくは資料の提出に応じずまたは虚偽

- もしくは重要な事項が欠落した説明もしくは資料提出を行ったこと。
- (6)第61条(指定された支払方式等の変更)第4項の通知を受けたにもかかわらず、当該通知内容に従わなかったこと。
- (7)第108条(口座振替による支払)第2項に定める義務に違反したこと。
- (8)第1項各号および前各号に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務に違反したこと(ただし、当該義務の違反が軽微である場合を除きます。)。

第129条(カード等の利用の停止)

- 1.以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、第1号から第11号まで、第15号または第16号の事由にあっては当該事由が解消されるまでの間、第12号にあっては当該疑いが解消されまたは当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第13号にあっては当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第14号にあっては当該利用が行われないことを確認できるまでの間、第14号にあっては当該利用が行われないことを確認できるまでの間、第14号にあっては当該利用が行われないことを確認できるまでの間、当行は、何らの通知または催告を要せず本人会員およびその家族会員につき基本サービスもしくは付帯サービス等の全部または一部の利用を停止することができるものとします。
 - (1)本人会員が当行に対する金銭債務の履行を遅滞したとき。
 - (2)本人会員の信用状態が著しく悪化しまたは悪化するおそれの あるとき。
 - (3)会員が第15条(カードの占有喪失時の会員の義務)第2項または第3項の義務の履行を怠ったとき。
 - (4)本人会員が第26条(取引時確認および外国政府等における 重要な公的地位の保有等に係る届出等)第1項の義務の履行 を怠ったとき。
 - (5)本人会員が第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第1項 に違反した疑いがあるとき。
 - (6)会員が第27条第2項に違反した疑いがありまたは同条第3 項に違反したとき。
 - (7)本人会員が第31条(家族会員がある場合の本人会員の責任)第2項第1文の義務に違反した疑いがあるとき。
 - (8)第123条(反社会的勢力等の排除)第1項の表明が誤りであるおそれがありまたは本人会員が同条第1項もしくは第2項の確約に反した疑いがあるとき。
 - (9)会員が第128条第1項第4号から第8号まで、同項第13号、 同項第15号または同条第2項第6号もしくは同項第7号の いずれかに該当する疑いがあるとき。
 - (10)本人会員が、第128条第1項第9号から第11号までまたは 同項第19号のいずれかに該当する疑いがあるとき。
 - (11)第1号、第3号、第4号または第6号後段に掲げる場合を除き、 本規約に定める会員の義務が履行されないとき。
 - (12)第128条第2項第2号、同項第3号または同項第5号に定める言動がなされた疑いがあるとき。

- (13)第128条第2項第4号①から⑤までのいずれかの言動または同号柱書に定める言動がなされたとき。
- (14) 付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に反しまたは 濫用的であるとき。
- (15)会員の意思に基づかないカード等の利用がなされるおそれが 生じたとき。
- (16) 会員が、意思能力を喪失するなどその意思によりカード等を 利用することが困難となったおそれがあるとき。
- 2.当行は、支払口座からの口座振替を行うために必要な手続が完 了するまで、カード等の利用を停止することができるものとしま す。

第130条(本契約の解約)

当行は、以下の各号のいずれかの事由があるときには、本人会員に対し相当な予告期間を定めて通知することにより、本契約を将来に向かって解約し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1)当行が、社会情勢もしくは経済状況の変動または法令の改廃に対応するため、当行の業務またはシステムを変更するためその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードについて、その商品性を変更する必要がある場合
- (2)当行が第三者(国際ブランド会社および一般の事業会社を含みます。)と提携して発行するカードにつき、当該提携関係を終了すること、当該提携の条件または内容を変更することその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードにつき継続して発行することが困難となった場合
- (3)本人会員およびその家族会員全員が、長期間、貸与された カードのショッピングおよびキャッシングサービスを利用しな いなど、利用状況に照らして合理的な理由がある場合

第131条(更新カード不発行等と本契約の終了)

- 1.カードの有効期限が満了しつつ、当行が第8条(更新カードの発行)に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当行がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。
- 2.当行が第7条(カードの貸与)、第8条(更新カードの発行)または 第9条(カードの再発行)の規定により会員に対してカードを送付 したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、 当行は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみ なすことができるものとします。

第132条(本契約終了の効果)

1.第127条(退会)、第128条(会員資格の取消)、第130条(本契約の解約)または第131条(更新カード不発行等と本契約の終了)の規定により本契約が終了した場合には、会員は、以後、基本サービスおよび付帯サービスを利用してはならないものとします。

- 2.前項に規定する場合、当行は、当行自らまたは加盟店を通じて、会員に貸与したカードの返却を求めることができるものとし、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。
- 3.前項の規定にかかわらず第1項に規定する場合には、当行は、 カードの返却に代えてカードの破棄を求めることができるものと します。この場合、本人会員は、本人会員およびその家族会員に 貸与されたカードすべてにつき、磁気ストライプおよびICチップ を切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべ てが再現できない状態にして破棄するものとします。
- 4.第1項の規定に反して会員が基本サービスまたは付帯サービスを利用した場合には、本人会員はただちに当該利用に係るカード等利用代金等または付帯サービスの代金もしくは手数料に相当する額を支払うものとします。第49条(継続課金取引の終了等)第2項、第16条(カードの利用と本人会員の責任)、第18条(カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任)から第21条(第三者へのカード情報の登録と管理)までの規定により支払義務を負う場合にも同様とします。
- 5.第127条、第128条、第130条または第131条の規定により本契約が終了した場合であっても、以下の各号に掲げる事由に該当するときには、なお、以下の各号に定める本規約の規定が適用されるものとします。この場合、当該各号の規定につき第126条第1項の規定により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。
 - (1)第48条(継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則)に定める登録を行った場合には、第49条(継続課金取引の終了等)第2項
 - (2)第2項または第3項の義務が履行されるまでの間は、第13条 (カード等の管理)から第21条(第三者へのカード情報の登録と管理)までの各規定
 - (3)本契約が終了するまでに、本契約に定めるところにより本人 会員が当行に対して負担した金銭債務がある場合には、第 115条(ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則)を除 く第2編第4章(支払)の規定
 - (4)前項または第1号もしくは第2号の規定により負担する金銭 債務がある場合には、第111条(遅延損害金)、第118条(充 当)および第119条(支払等に要する費用等の負担)
 - (5)家族会員がある場合には、第31条(家族会員がある場合の本人会員の責任)

第133条(外国為替および外国貿易に関する法令等の適用)

1.日本国外でのカード等の利用またはこれに類するものとして当行が指定するものに該当する場合であって、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令により許可もしくは承認を受けまたは届出をする義務が課せられるものであるときには、会員は、当該カード等の利用ができずまたは制限される場合があります。

2.会員は、日本国外でカード等を利用したときには、外国為替及び 外国貿易法その他適用ある法令に定める義務に対応するうえで 必要となる当行の指示に従うものとします。

第134条(準拠法)

本契約、基本サービスの利用により成立する契約、付帯サービスに 関する契約および特約その他本契約に関連しまたは付随する契約 は、日本法を準拠法とし日本法に従って解釈されるものとします。

第135条(合意管轄)

会員は、会員と当行の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額にかかわらず、会員の住所地または当行の本店の所在地を管轄する 簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

2025年12月9日改定

別紙1 定義集

(1)	会員	本人会員または家族会員をいいます。
(2)	家族会員	第30条第1項に従い本人会員が指定し、同条第 2項に従い当行が当該指定を承認した者をいい ます。
(3)	家族カード	家族会員が利用するものとして貸与されたカード をいいます。
(4)	家族カード等	家族会員が利用するものとして貸与されたカード またはそのカード情報をいいます。
(5)	カード	当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載されまたは記録されている文字、数字、記号または符号によって会員を特定するとともに、当行が、当該会員に対して以下のいずれかを利用することができる利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定するものをいいます。ただし、子カードは除きます。 ① ショッピング ② ショッピングおよびキャッシングサービス 3 ショッピング、キャッシングサービスおよびカードローン
(6)	カード会員契約	カード発行事業者と個人との間で締結される継続的契約であって、以下に関する基本的事項を定めたものをいいます。 ① カード発行事業者の相手方である個人に対するカードの貸与 ② 貸与されたカードおよびカード情報の管理 ③ 貸与されたカード等の利用 ④ カード等の利用等に基づく債務の負担およびその支払 ⑤ 上記①から④までに関連する事項

(7)	カード情報	以下のいずれかに該当するものであって、暗証番号および子カードのみに係るもの以外のものをいいます。 ① 会員氏名、カード番号、カードの有効期限、セキュリティコード ② 上記①に掲げるもののほか、会員を特定しかつ当該会員に対して利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定する文字、数字、記号、符号または図形であって、会員に対して通知されるもの
(8)	カード等	カードまたはカード情報をいいます。
(9)	カード等利用代金等	ショッピング利用代金および融資金ならびにこれらに係るショッピング利用手数料、キャッシングサービス手数料その他手数料および利息を総称していいます。
(10)	カード等利用代金等相当額	会員に貸与等されたカード等(カード情報を用いて偽造されたカードを含みます。)を他人が用いてショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンを利用した場合において、会員が利用したものと仮定した場合のカード等利用代金等と同額の金員をいいます。
(11)	カードローン 融資金残高	融資金のうち、ある時点におけるカードローンに 係るものの未決済金額の合計額をいいます。
(12)	加盟店	販売業者または役務提供事業者など、会員が、ショッピングを利用して立替払いを委託する場合の、立替払いを受けることができる者として当行が指定した者をいいます。
(13)	加盟店契約	以下のいずれかの者が加盟店との間で締結する、 当該加盟店におけるショッピングの利用に関する 事項を定めた契約をいいます。 ① 当行 ② 当行から当行のために加盟店契約の締結を 許諾された事業者 ③ 国際ブランド会社から加盟店契約の締結を 許諾された日本国内外のカード会社、金融機 関その他事業者
(14)	基本サービス	第5条第1項から第3項までに定めるサービスを いいます。
(15)	継続課金取引	当事者間の事前の合意に基づく以下のいずれかの取引をいいます。 ① 商品の引渡し、役務の提供または権利の移転が定期的に反復して行われる取引であってこれに応じて代金または対価が発生する取引 ② 継続的に役務の提供がなされ、その対価の履行期があらかじめ定められた一定の期間ごと到来する取引 例えば、電気、ガスもしくは水道の供給、下水道の使用、通信サービスの利用、不動産の賃貸借などのほか、一般に、定期購入、各種サブスクリプションサービスなどが継続課金取引に該当します。

(16)	子カード	当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載しまたは記録されている文字、数字、記号、符号または図形によって会員を特定することができるもののうち、以下の条件をすべて満たすものをいいます。 ① 当行が会員に対して当該有体物を交付するのと同時にまたはこれに先立って当該会員に対してカード等を交付等することとしているものであること。 ② 当該有体物が、①のカード等によりこれに係る本人会員に対して付与された利用可能枠の範囲でショッピングを利用するために用いられることを予定するものであること。 ③ ②のショッピングにつき、利用されることを予定する加盟店の業種または範囲がカード等と異なるものであることを予定するものであること。
(17)	国際ブランド	国際ブランド会社の提供する決済サービスを表章するものとして国際ブランド会社が定めた標章をいう。
(18)	国際ブランド 会社	MastercardもしくはVisaのいずれかまたはその全部もしくは一部を総称していいます。
(19)	支払口座	当行に開設された預金口座であって本人会員が 支払のために指定し、所定の口座振替依頼書の提 出その他の口座振替のためにあらかじめ必要と なる手続が完了したものをいいます。
(20)	締切日	以下の基準日となる日をいいます。 ① ショッピングの約定支払日の判定または約定支払日における支払額の算定 ② キャッシングサービスの約定支払日の判定 ③ カードローンの約定支払日の判定または約定支払日における返済額の算定
(21)	ショッピング	第43条第1項各号の金員につき、その支払をなすべき相手方に対する立替払いを当行に委託し、当行が本人会員に代わってこれを行うサービスをいいます。
(22)	ショッピング 利用代金	ショッピングを利用することにより、当行に対して加盟店に対する立替払いを委託した金員をいいます。
(23)	ショッピング リボ残高	ある時点における、支払方式がリボルビング払いである ショッピング利用代金の未決済金額の合計額をいいます。
(24)	他人	カードもしくは子カードに記載もしくは記録されまたはカード情報もしくは子カードの情報で特定される会員に該当しない者をいい、本人会員にとっての家族会員、家族会員にとっての本人会員もしくは他の家族会員または会員の代理人もしくは財産管理人も、他人に含まれます。
(25)	入会	本人会員が、当行との間でカード会員契約を締結 することをいいます。
(26)	入会等	以下を総称していいます。 ① 入会 ② 本人会員が、本規約に定めるところに従い、 その家族を家族会員として指定し、当行がこれを認めること。

(27)	付帯サービス	当行もしくは当行が提携するサービス提供会社が本契約に関連して会員に対して提供するサービスまたは特典であって、ショッピング、キャッシングサービスまたはカードローン以外のサービスをいいます。
(28)	平月	以下の各場合における、ボーナス月以外の月をいいます。 ① ショッピング利用代金の支払方式がボーナス併用分割払いである場合 ② ショッピング利用代金の支払方式がリボルビング払いであってその支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いである場合 ③ カードローンの返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済である場合
(29)	本契約	当行と任意の個人の間で成立したカード会員契約 のうち本規約を契約内容とするカード会員契約(当 該契約が複数ある場合はその一)をいいます。
(30)	本人会員	当行との間で、カード会員契約を締結した個人を いいます。
(31)	融資金	キャッシングサービスまたはカードローンの利用 により貸付けを受けた元金をいいます。
(32)	ICカード	カードのうち、カード情報が集積回路に記録され、カードを提示して行うショッピングの利用の際、当該記録されたカード情報を読み取って行うことを予定するものをいいます。
(33)	Mastercard	Mastercard Incorporatedまたはそのグループ企業をいい、Mastercard Asia/Pacific Pte.Ltd.を含みます。
(34)	Mastercard 加盟店	加盟店のうち、Mastercardと提携する者との間で、Mastercardブランドのカードに係る加盟店契約を締結した者をいいます。
(35)	Mastercard ブランド	国際ブランドのうちMastercardに係るものをい います。
(36)	Visa	Visa Incorporatedまたはそのグループ企業を いい、Visa Worldwide Pte.Ltd.を含みます。
(37)	Visa加盟店	加盟店のうち、Visaと提携する者との間で、Visaブランドのカードに係る加盟店契約を締結した者をいいます。
(38)	Visaブランド	国際ブランドのうちVisaに係るものをいいます。
(39)	WEBサービス	インターネットを用いた当行に対する届出事項変更の届出、ポイント利用の申込など、当行が当行所定のサーバー上に開設する、会員ごとにアクセス制御がなされるWEBサイトを通じて会員に対して提供するサービスをいいます。
(40)	WEB明細	WEBサービス内のサービスのうち、本人会員に対して、ショッピングおよびキャッシングサービスの利用明細、次回約定支払日において支払うべき金額その他の関連事項を電磁的記録の提供の方法で提供するサービスをいいます。

別表1(第57条、第58条、第59条、第71条および第72条関係) 残高スライド方式の支払コース*

ショッピング リボ残高** 支払 コース	10万円 以下	10万円超 20万円 以下	20万円超 30万円 以下	30万円超 40万円 以下	40万円超 50万円 以下	50万円超 60万円 以下	60万円超 10万円 増す毎に
一般コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	5千円 ずつ加算
5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	27.	河	3万円	4万円	5万円	6万円	1万円
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	ずつ加算
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース		5万円					

^{*} 支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

別表2(第62条関係) ショッピング利用手数料の手数料率表 (一般カード会員)

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12
支払期間(ヵ月)	1	2	3	5	6	10	12
手数料率(実質年率)(%)	()	12.25	13.50	13.75	14.50	14.75
ショッピング利用代金(現金 価格)100円あたりの分割 払手数料の額(円)	0		2.04	3.40	4.08	6.80	8.16
支払回数(回)	15	18	20	24	ボーナ ス一括 払い	リボル ビング 払い	
支払期間(ヵ月)	15	18	20	24	1~6	*	
手数料率(実質年率)(%)		15.	.00	0	15.00		
ショッピング利用代金(現金 価格)100円あたりの分割 払手数料の額(円)	10.20	12.24	13.60	16.32	0		

^{**}締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

(ゴールドカード会員)

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12
支払期間(ヵ月)	1	2	3	5	6	10	12
手数料率(実質年率)(%)	()	9.75	10.75	11.00	11.50	11.75
ショッピング利用代金(現金 価格)100円あたりの分割 払手数料の額(円)	0		1.62	2.70	3.24	5.40	6.48
支払回数(回)	15	18	20	24	ボーナ ス一括 払い	リボル ビング 払い	
支払期間(ヵ月)	15	18	20	24	1~6	*	
手数料率(実質年率)(%)		12	.00	0	12.00		
ショッピング利用代金(現金 価格)100円あたりの分割 払手数料の額(円)	8.10	9.72	10.80	12.96	0		
							4

(プレミアゴールドカード会員)

1	2	3	5	6	10	12
1	2	3	5	6	10	12
C)	6.75	7.50	7.75	8.25	8.25
0		1.14	1.90	2.28	3.80	4.56
15	18	20	24	ボーナ ス一括 払い	リボル ビング 払い	
15	18	20	24	1~6	*	
	8.	50	0	8.50		
5.70	6.84	7.60	9.12	0		
	1 (1 2 0 0 15 18 15 18 83	1 2 3	1 2 3 5 0 6.75 7.50 1.14 1.90 15 18 20 24 15 18 20 24 8.50	1 2 3 5 6 ○ ○ 6.75 7.50 7.75 ○ 1.14 1.90 2.28 15 18 20 24 ポーナスー括 払い 15 18 20 24 1~6 8.50 ○	1 2 3 5 6 10 0 6.75 7.50 7.75 8.25 0 1.14 1.90 2.28 3.80 15 18 20 24 ポーナ リボル エング 払い 1.15 18 20 24 1~6 * 8.50 0 8.50

^{*}リボルビング払いの支払期間は、そのときどきのショッピングリボ 残高および支払コースにより相違します。

別表3(第98条関係) ATM利用手数料

融資金の額	ATM利用手数料の額(消費税込)
1万円以下	110円
1万円超	220円

附則(2025年12月改定) 【会員規約改定に伴う経過措置】

第1条(リボルビング払いの支払額の算定方法に関する経過措置)

会員規約の変更の効力が発生する日(以下「効力発生日」といいます。)より前に本人会員が入会している場合、当該本人会員およびその家族会員に係るリボルビング払いの支払額の算定方法は、変更後の会員規約(以下「変更後規約」といいます。)第58条に定めるところに従い支払額の算定方法等が変更されるまで、なお、効力発生日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。

第2条(ショッピング利用代金の支払方式の変更に関する経過措置)

変更前の会員規約(以下「旧規約」といいます。)に定めるところに従い入会した本人会員(以下「旧本人会員」といい、その家族会員を含め「旧会員」といいます。)が、当該旧会員の効力発生日より前のカード等の利用に基づくショッピング利用代金につき、効力発生日以降に支払方式を変更した場合には、当該ショッピング利用につき、ショッピング利用の日にさかのぼって変更後規約を適用するものとします。

第3条(分割払いのショッピング利用手数料の計算方法の変更に伴 う経過措置)

- 1.変更後規約第64条の規定は、旧会員のカード等の利用に基づく ショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるものの うち、効力発生日以降にカード等を利用したものに適用します。
- 2.旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって 支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日より前に利用 されたもの(ただし、効力発生日以降に利用日後最初の締切日が 到来するものを除きます。)にかかるショッピング利用手数料は、 次の各号に定めるとおりとします。
 - (1)ショッピング利用手数料の計算単位 柱書に定める要件を充足する個々のショッピング利用単位で 計算
 - (2)利用日以降効力発生日を含む手数料計算期間(旧規約第26 条第3項に定める手数料計算期間をいいます。以下本条および本附則第4条において同じ。)の末日までのショッピング利用手数料

旧規約第26条第3項に定めるところにより計算した金額

- (3) 手数料計算期間末日のうち効力発生日後最初に到来するものの翌日以降、最終の約定支払日までのショッピング利用手数料総額
 - 以下の計算式で定める金額(1円未満切り捨て)
 - ●移行時未請求残高×100円あたりの移行期特別手数料額÷ 100
- 3.旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって 支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日より前に利用 され、かつ効力発生日以降に利用日後最初の締切日が到来する

ものにかかるショッピング利用手数料は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1)ショッピング利用手数料の計算単位 柱書に定める要件を充足する個々のショッピング利用単位で 計算
- (2)ショッピング利用手数料総額以下の計算式で定める金額(1円未満切り捨て)
 - ●ショッピング利用代金×100円あたりの移行期特別手数料額÷100
- 4.本条および本附則第4条において、以下の語句は、それぞれ対応 する以下の意義を有するものとします。

移行時未請求残高	効力発生日を含む手数料計算期間の 末日における期限未到来のショッピ ング利用代金の最終残高
100円あたりの移行期特別 手数料額	当行が、以下のいずれも充足するよう別に定める金額をいいます。 ① 未請求残回数を指定された分割回数とみなして変更後規約第62条を適用した場合の100円あたりの手数料額の範囲であること。 ② ショッピング利用手数料の計算単位となる個々のショッピング利用にかかるショッピング利用代金に対し、旧規約第26条第3項に従い計算した場合のショッピング利用手数料の総額を上回らないこと。
未請求残回数	会員が指定した支払回数のうち、効 力発生日以降直近の締切日の時点で 未請求である回数

第4条(分割払いの支払日と支払額に関する経過措置)

- 1.旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式として分割払いを指定した場合(ただし、当該ショッピング利用代金に係る最初の締切日が、効力発生日後に到来するものを除きます。)には、本人会員は、効力発生日より前に到来する締切日に係る約定支払日には、旧規約第26条の定めるところに従い当該ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料を支払うものとし、効力発生日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日以降、毎月の約定支払日に、未請求残回数に達するまで、以下の計算式で定まる金額を支払うものとします。変更後規約第69条第2項の規定は、後段の場合に準用します。
 - ●移行時未請求残高÷未請求残回数+移行時未請求残高に対するショッピング利用手数料総額÷未請求残回数

2.旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式として分割払いを指定した場合であって、当該ショッピング利用代金に係る最初の締切日が効力発生日以降に到来するものであるときの支払日および支払金額については、変更後規約に定めるところによるものとします。

第5条(リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法に 関する経過措置)

旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式としてリボルビング払いを指定しまたは旧規約第26条の3の規定に従い支払方式をリボルビング払いに変更した場合には、変更後規約第65条第2項の規定は、効力発生日の後最初に到来する約定支払日の前月の締切日翌日にさかのぼって適用されるものとします。

第6条(カードローンの返済方式および返済額の算定方法に関する 経過措置)

- 1.旧本人会員のカードローンの返済方式および返済額の算定方法は、変更後規約第90条の規定にかかわらず、効力発生日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。
 - (注)変更後規約においては、旧規約におけるキャッシングサービスのうち、リボルビング払いのものを「カードローン」といい、旧規約におけるキャッシングサービスのうち、1回払いのものを「キャッシングサービス」といいます。
- 2.旧本人会員であって効力発生日より前にキャッシングリボ利用可能枠の設定を受け効力発生日時点でカードローン利用可能枠が設定されているもの(当該利用可能枠を0円で設定している者およびカードローン利用停止中である者を含みます。)のカードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更ができる範囲は、変更後規約第91条第1項の規定に加えて、次のものとします。
 - (1)残高スライド返済の以降の約定支払日における返済額を変更すること。
 - (2)残高スライド返済につき、ボーナス月加算残高スライド返済 に変更すること。
 - (3)ボーナス月加算残高スライド返済の場合の、平月における支払 コース、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。
 - (4)ボーナス月加算残高スライド返済につき、残高スライド返済 に変更すること。

第7条(カードローンの利息計算方法に関する経過措置)

旧会員が効力発生日より前に、キャッシングサービスの支払方式としてリボルビング払いを指定しまたは旧規約第32条の3の規定に従い支払方式をリボルビング払いに変更した場合には、変更後規約第97条第3項の規定は、効力発生日の後最初に到来する約定支払日の前月の締切日翌日にさかのぼって適用されるものとします。

第8条(残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経 過措置)

旧本人会員であって、効力発生日の直前において適用されまた

は本附則第6条第2項に従い変更されたカードローンの返済方式が残高スライド返済である場合には、当該本人会員は、約定支払日に以下の各号により定まる金額を支払うものとします。当該金額には、所定利息(変更後規約第100条第2項に定める所定利息をいいます。以下本条および本附則第9条において同じ。)が含まれるものとします。

- (1)当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額(以下本条および本附則第9条において「カードローン残高スライド返済元利金」といいます。))が、所定の支払コースのうちから定められた支払コースにより当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に応じて決定される金額と同額以上であるときには、カードローン残高スライド返済元利金
- (2) 当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額が、カードローン残高スライド返済元利金に満たない場合は当該カードローン融資金残高に所定利息を加算した金額

第9条(ボーナス月加算併用残高スライド返済であるカードローン の返済額に関する経過措置)

- 1.旧本人会員であって、効力発生日の直前において適用されまたは本 附則第6条第2項に従い変更されたカードローンの返済方式がボーナス月加算併用残高スライド返済である場合には、当該本人会員 は、約定支払日に以下の各号に定める金額を支払うものとします。
 - (1)平月には、本附則第8条の規定により算定された金額
 - (2)ボーナス月には、本附則第8条第1号の規定により算定された金額にボーナス月加算額を加算した金額
- 2.前項第2号の規定にかかわらず、当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額が、平月におけるカードローン残高スライド返済元利金にボーナス月加算額を加算した金額未満である場合には、前項に規定する本人会員は、当該カードローン融資金残高に所定利息を加算した金額を支払うものとします。

第10条(効力発生日より前のキャッシングサービス利用に関する 経過措置)

キャッシングリボ事前登録サービスの登録を受けている旧会員が、効力発生日より前に返済方式で1回払いを指定した場合には、当該キャッシングサービス利用に係る売上票を当行が受領し当行システムに売上登録をした日に応じ、以下のとおり取り扱うものとします。

発生日より前	変更前のキャッシングリボ事前登録サービスに 係る規定に定めるところに従い、キャッシング サービスのうちリボルビング払いを指定したも のとみなします。
売上登録日が効力 発生日以降	利用時に指定した返済方式が1回払いである キャッシングサービスを適用します。

割賦販売法第30条に定める情報提供書面(GOODYカード会員規約用) 第1 1回払いおよびリボルビング払いを除く支払方式に関する事項

1.支払期間、支払回数および手数料率

【会員規約第55条、第56条、第62条、第67条から第70条までおよび別表2】

一般カード

支払回数(回)	2	2	3	5	6	10
支払期間(ヵ月)	2	2	3	5	6	10
手数料率(実質年率)(%)	()	12.25	13.50	13.75	14.50
ショッピング利用代金(現金 価格)100円あたりの分割 払手数料の額(円)	0		2.04	3.40	4.08	6.80
支払回数(回)	12	15	18	20	24	ボーナ ス一括 払い
支払期間(ヵ月)	12	15	18	20	24	1~6
手数料率(実質年率)(%)	14.75		0			
ショッピング利用代金(現金 価格) 100円あたりの分割 払手数料の額(円)	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	0

ゴールドカード

支払回数(回)	2	2	3	5	6	10
支払期間(ヵ月)	2	2	3	5	6	10
手数料率(実質年率)(%)	()	9.75	10.75	11.00	11.50
ショッピング利用代金(現金 価格) 100円あたりの分割 払手数料の額(円)	0		1.62	2.70	3.24	5.40
支払回数(回)	12	15	18	20	24	ボーナ ス一括 払い
支払期間(ヵ月)	12	15	18	20	24	1~6
手数料率(実質年率)(%)	11.75		0			
ショッピング利用代金(現金 価格) 100円あたりの分割 払手数料の額(円)	6.48	8.10	9.72	10.80	12.96	0

プレミアゴールドカード

支払回数(回)	6	2	3	5	6	10
支払期間(ヵ月)	2	2	3	5	6	10
手数料率(実質年率)(%)	()	6.75	7.50	7.75	8.25
ショッピング利用代金(現金 価格)100円あたりの分割 払手数料の額(円)	0		1.14	1.90	2.28	3.80
支払回数(回)	12	15	18	20	24	ボーナ ス一括 払い
支払期間(ヵ月)	12	15	18	20	24	1~6
手数料率(実質年率)(%)	8.25		0			
ショッピング利用代金(現金 価格) 100円あたりの分割 払手数料の額(円)	4.56	5.70	6.84	7.60	9.12	0

- ●ボーナス併用分割払いの場合には、上記の手数料率とは異なる 場合があります。
- ●一部の加盟店では、指定できる支払回数が限られる場合があります。
- 2.支払総額の具体的算定例【会員規約第62条、第64条、第69条、 別表2】

現金価格10万円を一般カードで10回払いのご利用をいただいた場合 (1)分割払手数料 100000円×(680円÷100円)=6800円 100000円+6800円=106800円 (2) 支払総額

(3)分割支払金100.000円÷10回+6.800円÷10回=10.680円

第2 リボルビング払いに関する事項

1.弁済の時期【会員規約第104条】

支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金につ き、毎月15日に締め切り、当該締切日後最初に到来する約定支 払日にお支払いいただきます。約定支払日は毎月10日ですが、 当日が金融機関休業日である場合は翌営業日となります。

2.弁済金の額の算定方法

以下のいずれかの方式のうち、カード送付台紙に記載された方式 とします。

- (1)リボルビング払い(元利型残高スライド方式)【会員規約第71 条、第76条、第77条、別表1】
 - a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高に つき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高ス ライド方式の支払コース一覧表 | に記載された支払コース のうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該 約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高 に応じて決定される金額を支払うものとします。

- b aの金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a)ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
- c 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に 所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払 日に支払うべき弁済金(支払コースの金額)を下回る場合 には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支 払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が約定日に 支払うべき弁済金の額を超える場合には、当該ショッピン グ利用手数料全額を支払うものとします。
- (2)リボルビング払い(元金型残高スライド方式)【会員規約第72条、第76条、第77条、別表] 】
 - a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a)ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料「を加算した金額を支払うものとします。
 - b 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が 約定支払日に支払うべき元金額(支払コースの金額)を下 回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率および ショッピング利用手数料」中「(2a)ショッピング利用手数料 の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料で あって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用 手数料」を加算した金額を支払うものとします。

元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表*

ショッピング リボ残高** 支払 コース		10万円超 20万円 以下	20万円超 30万円 以下	30万円超 40万円 以下	40万円超 50万円 以下	50万円超 60万円 以下	60万円超 10万円 増す毎に
一般コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	5千円 ずつ加算
5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	27.	2万円		4万円	5万円	6万円	1万円
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	ずつ加算
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース			5万円			6万円	

- * 支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。
- **締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。
 - (3)リボルビング払い(元利型定額方式)【会員規約第59条、第73条、第76条、第77条】
 - a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額を支払うものとします。指定金額は、1千円以上10万円以下の範囲であらかじめ1千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更する場合に指定できる上限金額は、お持ちのカードまたは変更を申し出る方法によっては、上記と異なる場合があります。また、指定金額を変更する場合、その時点におけるショッピングリボ残高に照らしショッピングリボ手数料のみを支払うこととなる金額を指定することはできません。
 - b aの金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a)ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
 - c 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に 所定のショッピング利用手数料を加算した金額が指定金 額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとしま す。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料 の額が指定金額を超える場合には、当該ショッピング利用 手数料全額を支払うものとします。
 - (4)リボルビング払い(元金型定額方式)【会員規約第59条、第74条、第76条、第77条】
 - a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額に下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a)ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。指定金額は、1千円以上10万円以下の範囲であらかじめ1千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更した場合、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法によっては、上限額が上記と異なる場合があります。
 - b 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が 指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手 数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a)ショッピ ング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピン グ利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべき ショッピング利用手数料 | を加算した金額を支払うものとし

ます。

(5)特約元利型定額方式【「楽Pav | 特約第11条】

a 楽Pay登録期間中は、本人会員が3千円以上10万円以下の範囲で5千円単位(3千円以上1万円以下の範囲にあっては1千円単位)であらかじめ指定した金額を支払うものとします。ただし、指定できる金額の最低額は、金額指定時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできません。

当該金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b)ショッピング利用手数料の計算方法(楽Pay登録時)」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。

- b 上記aにかかわらず、約定支払日前月の締切日における特約ショッピングリボ残高に約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料を加算した金額が、指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の金額が指定金額より大きい場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。
- c 楽Pay登録期間とは、楽Pay登録がされた時点から楽Pa y登録が解除された時点までをいい、特約ショッピングリ ボ残高とは、楽Pay登録日までのショッピング利用に係る ショッピングリボ残高と3(2b)に定める本サービス利用代 金等残高の合計額をいいます(以下同じ。)。

(6)特約元金型定額方式【「楽Pay」特約第12条】

- a 楽Pay登録期間中は、本人会員が3千円以上10万円以下の範囲で5千円単位(3千円以上1万円以下の範囲にあっては1千円単位)であらかじめ指定した金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b)ショッピング利用手数料の計算方法(楽Pay登録時)」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。
- b 上記aにかかわらず、締切日時点の特約ショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b)ショッピング利用手数料の計算方法(楽Pay登録時)」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。
- (7)ボーナス併用リボルビング払いまたは特約ボーナス併用リボルビング払い【会員規約第75条、第76条、「楽Pay」特約第13条】

- a ボーナス月以外の月の約定支払日には、本人会員が指定した上記いずれかの支払額算定方法によって定まる額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に、ボーナス月加算額を加算して支払うものとします。
- b 上記aにかかわらず、ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高およびボーナス月の約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の合計額が、上記aにより定まるボーナス月の約定支払日に支払うべき金額を下回る場合には、当該ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料の額を加算した額を支払うものとします。
- c ボーナス月加算額は、1万円以上1万円単位で本人会員が 指定した金額とします。また、ボーナス月は、夏期(7月また は8月) および冬期(12月または1月)のそれぞれにつき、 本人会員が指定した月とします。
- 3.手数料率およびショッピング利用手数料
 - (1)手数料率【会員規約第62条、別表2】
 - 一般カード: 年15.00%(実質年率)
 - ゴールドカード: 年12.00%(実質年率)
 - プレミアゴールドカード: 年8.50%(実質年率)
 - (2a)ショッピング利用手数料の計算方法【会員規約第65条】
 - a 締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するもの とし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる金額 の合計額(1円未満の端数切捨て)とします。
 - ●所定ショッピングリボ残高(100円未満切捨て)×リボル ビング払いのショッピング利用手数料率÷365
 - b 上記所定ショッピングリボ残高とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額をいいます(以下同じ。)。
 - c カード等利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピング利用手数料は生じません。
 - (2b)ショッピング利用手数料の計算方法(楽Pay登録時)【「楽Pay」 特約第10条、第14条】
 - a 楽Pay登録期間中は、締切日翌日から翌月締切日までの期間でとに計算するものとし、当該計算期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額(1円未満の端数切捨て)とします。
 - ●所定本サービス利用代金等残高(100円未満切捨て)× リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365
 - b 上記aにかかわらず、本人会員が、楽Payサービス期間外の ショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いであ る債務を負担している場合には、以下の計算式で日々定ま

る金額の合計額(1円未満の端数切捨て)によるものとします。ただし、以下の計算式中の(楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高)に100円未満の額がある場合には当該100円未満の額は切り捨てるものとします。

- ●(楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高)×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365
- c 上記楽Payサービス期間とは、楽Pay登録の翌日から楽Pa v登録が解除される日までをいいます。

所定本サービス利用代金等残高とは、楽Payサービス期間をカード等の利用日とする、ショッピング利用時に指定された支払方式が1回払いもしくはリボルビング払いであるものまたは当社所定の方法で支払方式がリボルビング方式に変更されたものその他これらに類するものであって支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していないものを減じた金額をいいます。

- d 本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じません。
- (3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料【会員規約第76条、「楽Pay」特別規約第14条】 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約

定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前 月の締切日までの間の、上記(2a)または(2b)によって計算される金額とします。

4.弁済金の額の具体的算定例

(1)元利型残高スライド方式

お支払コース:一般コース

4月16日から5月15日までに一般カードで合計11万円ご利用された場合

	Α	В	С	D	Е	F	G
支払回数	締切日	締 切 日 時 点のショッ ピングリボ 残高(円)	弁済日	弁済金 (円)	うち元金	うちショッ	弁済後の ショッピン グリボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	5,000	3,624	1,376	96,376
3	7/15	96,376	8/10	5,000	3,777	1,223	92,599
4	8/15	92,599	9/10	5,000	3,783	1,217	88,816

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日(5月16日~6月9日)+100,000円×15%÷365日×6日(6月10日~6月15日)=1.376円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日(6月16日~7月9日)+96,300円**×15%÷365日×6日(7月10日~7月15日)

=1.223円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

96,300円**×15%÷365日×25日(7月16日~8月9日)+ 92,500円**×15%÷365日×6日(8月10日~8月15日)

=1,217円(1円未満端数切捨て)

**付利単位100円(100円未満を切捨てて手数料を計算)

(2)元金型残高スライド方式

お支払コース:一般コース

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	Α	В	С	D	Е	F	G
支払回数	締切日	締 切 日 時 点のショッ ピングリボ 残高(円)	弁済日	弁済金 (円)	うち元金	うちショッ	弁済後の ショッピン グリボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	6,376	5,000	1,376	95,000
3	7/15	95,000	8/10	6,220	5,000	1,220	90,000
4	8/15	90,000	9/10	6,197	5,000	1,197	85,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日(5月16日~6月9日)+ 100,000円×15%÷365日×6日(6月10日~6月15日)

=1,376円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日(6月16日~7月9日)+95,000円×15%÷365日×6日(7月10日~7月15日)

=1.220円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

95,000円×15%÷365日×25日(7月16日~8月9日)+90,000円×15%÷365日×6日(8月10日~8月15日)=1.197円(1円未満端数切捨て)

(3)元利型定額方式

毎月の支払額として指定された金額:10,000円

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	Α	В	С	D	Е	F	G
支払回数	締切日	締 切 日 時 点のショッ ピングリボ 残高(円)	弁済日	弁済金 (円)	うち元金	うちショッ	弁済後の ショッピン グリボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	8,624	1,376	91,376
3	7/15	91,376	8/10	10,000	8,789	1,211	82,587
4	8/15	82,587	9/10	10,000	8,859	1,141	73,728

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日(5月16日~6月9日)+ 100,000円×15%÷365日×6日(6月10日~6月15日)

=1.376円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日(6月16日~7月9日)+91,300円**×15%÷365日×6日(7月10日~7月15日)=1,211円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

91,300円**×15%÷365日×25日(7月16日~8月9日)+82,500円**×15%÷365日×6日(8月10日~8月15日)

=1,141円(1円未満端数切捨て)

**付利単位100円(100円未満を切捨てて手数料を計算)

(4) 元金型定額方式

毎月の支払額として指定された金額:10,000円

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	Α	В	С	D	Е	F	G
支	締切日	締切日時点のショッ	弁済日	弁済金 (円)			弁済後の ショッピン
支払回数		ピングリボ		(1.1)	充 当 額	ピング利用	グリボ残高
数		残高(円)			(円)	手数料充 当額(円)*	(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	11,376	10,000	1,376	90,000
3	7/15	90,000	8/10	11,208	10,000	1,208	80,000
4	8/15	80,000	9/10	11,121	10,000	1,121	70,000

^{*}ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日(5月16日~6月9日)+100,000円×15%÷365日×6日(6月10日~6月15日)=1.376円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日(6月16日~7月9日)+90,000円×15%÷365日×6日(7月10日~7月15日)

=1.208円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

90,000円×15%÷365日×25日(7月16日~8月9日)+80,000円×15%÷365日×6日(8月10日~8月15日)=1.121円(1円未満端数切捨て)

(5)ボーナス併用リボルビング払い(平月:元利型残高スライド方式) お支払コース: 一般コース

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	Α	В	С	D	Е	F	G
支払回数	締切日	締 切 日 時 点のショッ ピングリボ 残高(円)	弁済日	弁済金 (円)	うち元金	うちショッ	弁済後の ショッピン グリボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	5,000	3,624	1,376	96,376
3	7/15	96,376	8/10	35,000	33,777	1,223	62,599
4	8/15	62,599	9/10	5,000	3,857	1,143	58,742

^{*}ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日(5月16日~6月9日)+100,000円×15%÷365日×6日(6月10日~6月15日)=1.376円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日(6月16日~7月9日)+96,300円**×15%÷365日×6日(7月10日~7月15日)=1.223円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

96,300円**×15%÷365日×25日(7月16日~8月9日)+62,500円**×15%÷365日×6日(8月10日~8月15日)

=1.143円(1円未満端数切捨て)

**付利単位100円(100円未満を切捨てて手数料を計算)

(6)ボーナス併用リボルビング払い(平月:元金型残高スライド方式) お支払コース: 一般コース

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	Α	В	С	D	Е	F	G
支払回数	締切日	締 切 日 時 点 の ショッ ピングリボ 残高(円)	弁済日	弁済金 (円)	うち元金	うちショッ	弁済後の ショッピン グリボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	6,376	5,000	1,376	95,000
3	7/15	95,000	8/10	36,220	35,000	1,220	60,000
4	8/15	60,000	9/10	6,123	5,000	1,123	55,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日(5月16日~6月9日)+100,000円×15%÷365日×6日(6月10日~6月15日)

=1,376円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日(6月16日~7月9日)+95,000円×15%÷365日×6日(7月10日~7月15日)

=1.220円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

95,000円×15%÷365日×25日(7月16日~8月9日)+60,000円×15%÷365日×6日(8月10日~8月15日)

=1.123円(1円未満端数切捨て)

(7)ボーナス併用リボルビング払い(平月:元利型定額方式)

毎月の支払額として指定された金額: 10,000円ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	А	В	С	D	Е	F	G
支払回数	締切日	締 切 日 時 点のショッ ピングリボ 残高(円)	弁済日	弁済金 (円)	うち元金	うちショッ	弁済後の ショッピン グリボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	8,624	1,376	91,376
3	7/15	91,376	8/10	40,000	38,789	1,211	52,587
4	8/15	52,587	9/10	10,000	8,933	1,067	43,654

^{*}ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日(5月16日~6月9日)+100,000円×15%÷365日×6日(6月10日~6月15日)=1.376円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

- 100,000円×15%÷365日×24日(6月16日~7月9日)+91,300円**×15%÷365日×6日(7月10日~7月15日)
- =1.211円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

- 91,300円**×15%÷365日×25日(7月16日~8月9日)+52,500円**×15%÷365日×6日(8月10日~8月15日)
- =1,067円(1円未満端数切捨て)
- **付利単位100円(100円未満を切捨てて手数料を計算)
- (8)ボーナス併用リボルビング払い(平月:元金型定額方式) 毎月の支払額として指定された金額: 10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	А	В	С	D	Е	F	G
	締切日	締切日時	弁済日	弁済金	弁済金の	弁済金の	弁済後の
支		点のショッ		(円)	うち元金	うちショッ	ショッピン
支払回数		ピングリボ			充 当 額	ピング利用	グリボ残高
数		残高(円)			(円)	手数料充	(円)
						当額(円)*	(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	11,376	10,000	1,376	90,000
3	7/15	90,000	8/10	41,208	40,000	1,208	50,000
4	8/15	50,000	9/10	11,047	10,000	1,047	40,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日(5月16日~6月9日)+ 100,000円×15%÷365日×6日(6月10日~6月15日)

=1,376円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日(6月16日~7月9日)+90,000円×15%÷365日×6日(7月10日~7月15日)=1.208円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

90,000円×15%÷365日×25日(7月16日~8月9日)+50,000円×15%÷365日×6日(8月10日~8月15日)=1,047円(1円未満端数切捨て)

(9)特約元利型定額方式

4月10日楽Pav登録

指定金額10.000円

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	Α	В	С	D	Е	F	G
_	締切日	締切日時	弁済日	弁済金			弁済後の
文		点の特約		(円)			特約ショッ
台		ショッピン			充 当 額	ピング利用	ピングリボ
支払回数		グリボ残高			(円)	手数料充	残高(円)
		(円)				当額(円)*	(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,754	246	90,246
3	7/15	90,246	8/10	10,000	8,792	1,208	81,454
4	8/15	81,454	9/10	10,000	8,873	1,127	72,581

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払 日前日(6月9日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支 払日の前日(6月9日)までは手数料はかからず、6月10日から ショッピング利用手数料が発生します。

100.000円×15%÷365日×6日(6月10日~6月15日) =246円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100.000円×15%÷365日×24日(6月16日~7月9日)+ 90.200円**×15%÷365日×6日(7月10日~7月15日)

=1.208円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

90.200円**×15%÷365日×25日(7月16日~8月9日)+ 81.400円**×15%÷365日×6日(8月10日~8月15日)

=1.127円(1円未満端数切捨て)

**付利単位100円(100円未満を切捨てて手数料を計算)

(10)特約元金型定額方式

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円で利用された場合

	Α	В	С	D	Е	F	G
支払回数	締切日	締切日時 点の特約 ショッピン	弁済日	弁済金 (円)	うち元金	うちショッ	弁済後の 特約ショッ ピングリボ
数		グリボ残高 (円)			(円)	手数料充 当額(円)*	残高(円) (B−E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,246	10,000	246	90,000
3	7/15	90,000	8/10	11,208	10,000	1,208	80,000
4	8/15	80,000	9/10	11,121	10,000	1,121	70,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000円×15%÷365日×6日(6月10日~6月15日) =246円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日(6月16日~7月9日)+90,000円×15%÷365日×6日(7月10日~7月15日)=1.208円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

90,000円×15%÷365日×25日(7月16日~8月9日)+80,000円×15%÷365日×6日(8月10日~8月15日)=1.121円(1円未満端数切捨て)

(11)特約ボーナス併用リボルビング払い(平月:特約元利型定額方式) 4月10日楽Pav登録

指定金額10.000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	А	В	С	D	Е	F	G
	締切日	締切日時	弁済日	弁済金	弁済金の	弁済金の	弁済後の
支払回数		点の特約		(円)	うち元金	うちショッ	特約ショッ
台		ショッピン			充当額	ピング利用	ピングリボ
数		グリボ残高			(円)	手数料充	残高(円)
		(円)				当額(円)*	(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,754	246	90,246
3	7/15	90,246	8/10	40,000	38,792	1,208	51,454
4	8/15	51,454	9/10	10,000	8,947	1,053	42,507

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000円×15%÷365日×6日(6月10日~6月15日) =246円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100.000円×15%÷365日×24日(6月16日~7月9日)+ 90.200円**×15%÷365日×6日(7月10日~7月15日) =1.208円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

90.200円**×15%÷365日×25日(7月16日~8月9日)+ 51.400円**×15%÷365日×6日(8月10日~8月15日)

=1.053円(1円未満端数切捨て)

- **付利単位100円(100円未満を切捨てて手数料を計算)
- (12)特約ボーナス併用リボルビング払い(平月:特約元金型定額方式)

4月10日楽Pav登録

指定金額10.000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円で利用された場合

	Α	В	С	D	Е	F	G
支払回数	締切日	締 切 日 時 点 の 特 約 ショッピン グリボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	うち元金	うちショッ ピング利用 手数料充	弁済後の 特約ショッ ピングリボ 残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,246	10,000	246	90,000
3	7/15	90,000	8/10	41,208	40,000	1,208	50,000
4	8/15	50,000	9/10	11,047	10,000	1,047	40,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払 日の前日(6月9日)まではショッピング利用手数料はかかりま せん。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支 払日の前日(6月9日)までは手数料はかからず、6月10日から ショッピング利用手数料が発生します。

100.000円×15%÷365日×6日(6月10日~6月15日) =246円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100.000円×15%÷365日×24日(6月16日~7月9日)+ 90.000円×15%÷365日×6日(7月10日~7月15日) =1.208円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

90.000円×15%÷365日×25日(7月16日~8月9日)+ 50.000円×15%÷365円×6円(8月10円~8月15円)

=1.047円(1円未満端数切捨て)

第3 各支払方式に共通する事項

1.利用可能枠(極度額)に関する事項【会員規約第39条】

分割払い・リボ払い利用可能枠は、カード利用可能枠の内枠として、当社が審査の上定めます。利用可能枠は、カード送付台紙または割賦取引利用可能枠に関する通知書に記載されるほか、当社所定の会員専用サイトに表示されます。

2.年会費に関する事項【会員規約第22条】

年会費は、下表のとおりとし、入会日に応じて定まる月の約定支払日にお支払いいただきます。

支払済みの年会費は、カード会員契約が終了した場合でも返金されません。また、カードの利用停止中であっても、年会費の支払義務は免れないものとします。

(消費税込)

会員区分別の年会費		
	本人会員	
プレミアゴールド	11,000円(初年度無料)	
ゴールド	11,000円	
一般	1,375円(初年度無料)	
家族会員		
1 名さまは無料。 プレミアゴールド 2 名さま以上の場合、2 人目より 1 名さま つき 1,100円		
1 名さまは無料。 ゴールド 2名さま以上の場合、2 人目より 1 名さ つき 1,100 円		
一般 440円		

[※]お持ちのカードによっては、上記の年会費と異なる場合がございます。

[※]別に年会費の定めがある場合には、その内容が適用されます。

リボ払い専用カードサービス特約

2025年12月9日制定

第1条(本特約と会員規約の関係)

- 1.本特約は、会員規約第60条に対する特約として、リボ払い専用カードサービス(以下「本サービス」といいます。)について定めるものです。本特約は、会員規約と一体となって適用されるものとします。
- 2.会員規約と本特約に定めのある事項については、本特約に別段の定めがある場合を除き、本特約が優先的に適用されるものとし、本特約に定めのない事項については、本特約中明示的に会員規約の適用を排除している場合を除き、会員規約が適用または準用されるものとします。
- 3.会員規約に定められた語句で、本特約に定めのない語句は会員 規約に定められた意義を有するものとします。

第2条(本サービスの適用の効果)

- 1.会員規約第60条の規定にかかわらず、2025年12月9日時点で本人会員が本サービスの利用の登録を受けている場合には、当該本人会員およびその家族会員による本サービス対象ショッピング利用につき、当行は、会員が会員規約第55条第6号に定めるリボルビング払いを指定したものとして取り扱うものとします。
- 2.前項に定める本サービス対象ショッピング利用とは、ショッピング 利用時に支払方式として1回払いを指定しまたは会員規約第60 条(支払方式の指定)第3項により1回払いを指定したものとみな されたショッピング利用(当行が別に指定したものを除きます。) をいいます。

(注)現在、新たな本サービスの申し出は受け付けておりません。

第3条(本人会員による本サービス利用の終了)

本サービスの利用を終了する場合は、本人会員は、当行に対し、 当行所定の方法でその旨を申し出るものとします。当該申出を受けた場合、当行は、遅滞なく当該本人会員に係る本サービスの登録を解除するものとします。

第4条(当行による本サービスの適用終了)

当行は、会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、あらかじめ、本人会員に通知しまたはWEBサービスで用いる当該本人会員専用サイトへの掲出その他の本人会員が容易に知りうる状態に置くことにより、当該本人会員の本サービスの登録を解除し、本サービスの適用を終了することができるものとします。

- (1)会員規約に基づくカード等の分割払い・リボ払い利用可能枠 または割賦取引利用可能枠がO円となったとき。
- (2)会員規約第39条(分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での 利用)第1項に規定する未決済残高の合計額が分割払い・リボ

- 払い利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超 過する状態にあるとき。
- (3)会員規約第40条(割賦取引利用可能枠の範囲での利用)第 1項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠 を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあ るとき。
- (4)リボルビング払いの支払額の算定方法が元利型定額方式またはボーナス併用リボルビング払いの支払額の算定方法が元利型定額方式であって、会員規約第71条第2項、第73条第2項または第75条第3項が継続してまたは繰り返し適用される状態にあるとき。
- (5)当行に対する金銭債務の支払を拒みもしくは遅滞しまたはこれらのおそれがあるとき。
- (6) 本サービスの利用または支払の態様に照らし、当行の事務処 理またはシステム処理に著しい支障を生じさせ、当行が当該 利用方法を改めるよう求めてもこれに応じなかったとき。

第5条(本サービス登録解除の効果)

第3条または第4条の規定により本サービスの登録が解除された場合、当該解除日の翌日以降におけるショッピング利用代金につき、第2条の規定によるリボルビング払いとしての取扱いは行わないものとします。なお、本サービスの登録が解除された場合であっても、当該解除日までの第2条の規定によりリボルビング払いとして取り扱われたショッピング利用代金については、引き続きリボルビング払いとして取り扱われるものとします。

「楽Pay」特約

2025年12月9日制定

第1条(趣旨)

「楽Pay」特約(以下「本特約」といいます。)は、会員規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカードの楽Payサービスに関して必要な事項を定めることをその趣旨とします。

第2条(定義)

- 1.本特約において、別紙A「楽Pay」特約定義集各号に掲げる語句は、本特約中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとします。
- 2.本特約において、会員規約中に定められた語句は、本特約中に別 異に定められている場合を除き、会員規約に定められた意義を有 するものとします。

第3条(本特約と本契約の関係)

- 1.本特約は、会員規約と一体となって、楽Payサービスの登録、利用その他楽Payサービスに関する事項につき適用され、特約本人会員との間の本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または会員規約に定めるところに従い本特約が変更された場合には、変更後の本特約が会員規約と一体となって、特約本人会員との間の本契約の内容となります。
- 2.本特約中に定められた事項は、楽Payサービスに関し会員規約に 優先して適用されるものとします。

第4条(楽Payサービスへの登録等)

- 1.本人会員(本人会員となろうとする者を含みます。)は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が承諾することにより、特約本人会員となることができます。
- 2.当行が前項の申込を承諾したときには、当行は当該申込者につき楽Pay登録を行うものとします。

第5条(指定金額)

- 1.特約本人会員となろうとする者は、第4条第1項に定めるところにより登録を申し込むにあたり、指定金額を指定するものとします。
- 2.前項により指定できる金額は、3千円以上10万円以下の範囲とし、3千円以上1万円以下の範囲にあっては1千円単位、1万5千円以上10万円以下の範囲にあっては5千円単位の金額とします。
- 3.前項の規定にかかわらず、楽Pay登録期間中の本サービス利用 代金等に係るリボルビング払いの支払額算定方法が、第8条第2 項に定めるところにより特約元利型定額方式または特約ボーナ ス併用リボルビング払いであって平月における支払額の算定方 法が特約元利型定額方式となる場合には、指定できる金額の最 低額は、楽Pay登録時点のショッピングリボ残高に照らしショッピ ング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることは

できないものとします。

第6条(本サービス利用代金等)

本サービス利用代金等は、カード等の利用日が楽Payサービス 期間中である以下の各号の金銭債務をいいます。ただし、当行が 別に定める範囲のショッピング利用代金を除きます。

- (1)特約会員がカード等を利用したことによるショッピング利用代金であって、指定されまたは指定されたものとみなされた支払方式(以下本条において「指定支払方式」といいます。)が1回払いもしくはリボルビング払いであるもの
- (2)本契約の規定により特約本人会員がカード等利用代金等相 当額の支払義務を負担する場合であって、当該カード等利用 代金等相当額が、支払方式を1回払いまたはリボルビング払 いとするショッピングの利用により生じたもの
- (3)特約会員がカード等を利用しもしくは利用したものとみなされたショッピング利用代金または特約本人会員が支払義務を 負担するカード等利用代金等相当額につき、本契約の定めに 従い支払方式がリボルビング払いに変更されたもの
- (4)特約会員が利用した有償付帯サービスの利用代金または手数料であって、当行が別に定めるもの

第7条(リボルビング払いとしての取扱い)

楽Payサービス期間中のショッピング利用については、ショッピング利用時に支払方式を1回払いとして指定した場合(会員規約第60条(支払方式の指定)第2項または第3項により1回払いと扱われるものを含みます。)もリボルビング払いを指定したものとして取り扱われるものとし、特約会員は、会員規約第39条(分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用)および第40条(割賦取引利用可能枠の範囲での利用)の定めに従わなければならないものとします。

第8条(特約リボルビング払いの支払方式および支払額算定方法)

- 1.楽Pay登録期間中の特約ショッピングリボ残高は、すべて特約リボルビング払いとし、本特約に定めるところに従い、本特約に定める手数料とともに支払うものとします。
- 2.特約リボルビング払いの支払額の算定方法は、楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るリボルビング払いの支払額算定方法の別に応じて、次のとおりとします。

	楽 Pay 登録直前の時点における	特約リボルビング払いの支払額
	ショッピング利用代金に係るリボ	算定方法
	ルビング払いの支払額算定方法	
(1)	元利型残高スライド方式	特約元利型定額方式
	元利型定額方式	
(2)	元金型残高スライド方式	特約元金型定額方式
	元金型定額方式	
(3)	ボーナス併用リボルビング払い	特約ボーナス併用リボルビング払い

第9条(特約リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更)

- 1.特約本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、特約リボルビング払いの支払額の算定方法等を、以下のとおり変更することができるものとします。
 - (1)特約元利型定額方式または特約元金型定額方式を、それぞれ特約元金型定額方式または特約元利型定額方式に変更すること。
 - (2)特約元利型定額方式または特約元金型定額方式を、特約ボーナス併用リボルビング払いに変更すること。
 - (3)特約ボーナス併用リボルビング払いを、特約元利型定額方式 または特約元金型定額方式に変更すること。
 - (4)特約元利型定額方式または特約元金型定額方式の指定金額を変更すること。
 - (5)特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額 の算定方法もしくは指定金額またはボーナス月もしくはボー ナス月加算額を変更すること。
- 2.前項第2号または第5号の変更については、会員規約第59条 (支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第2項および第3項を準用します。
- 3.第1項第4号および第5号のうち指定金額の変更については、第5条(指定金額)第2項および第3項を準用します。この場合において第5条第3項に「第8条第2項に定めるところにより」とあるのは、「第8条第2項に定めるところによりまたは第9条第1項に従い」と、「楽Pay登録時点のショッピングリボ残高」とあるのは、「第1項に従い変更する時点の特約ショッピングリボ残高」と読み替えるものとします。
- 4.第1項の変更は、各月の約定支払日に対応して当行があらかじめ 定める日までに完了することにより、当該対応する約定支払日以 降変更されるものとします。

第10条(本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法)

- 1.本サービス利用代金等のショッピング利用手数料は、本サービス利用代金等残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはごれを切り捨てます。
 - ●所定本サービス利用代金等残高×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365
- 2.前項の所定本サービス利用代金等残高とは、その日の最終の本サービス利用代金等残高のうち支払を遅滞していないものから、本サービス利用代金等に係るカード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していない本サービス利用代金等の額を減じた金額(100円未満切捨て)をいいます。
- 3.本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日 以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日まで は、ショッピング利用手数料は生じないものとします。

第11条(特約元利型定額方式の支払額)

- 1.特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額算定方法が特約元利型定額方式であるときには、特約本人会員は、約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額に第14条(約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料)で定まるショッピング利用手数料を加算した額と指定金額のいずれか小さい額を支払うものとします。指定金額を支払う場合には、当該支払金額中に第14条で定まるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、第14条で定まるショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、特約本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第12条(特約元金型定額方式の支払額)

特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額算定方法が特約元金型定額方式であるときには、特約本人会員は、約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額と指定金額のいずれか小さい額に第14条で定まるショッピング利用手数料を加算した額を支払うものとします。

第13条(特約ボーナス併用リボルビング払いの支払額)

1.特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法は、以下の判定基準に該当した場合には、第1号にあっては当該該当した日以降、第2号または第3号にあっては第9条第4項に定める日以降、以下の表の平月における支払額の算定方法欄に規定されたところによるものとします。

	判定基準	平月における支払額の算定方法
(1)	第3号に該当する場合を除き、	楽 Pay 登録直前の時点におけ
	第8条第2項第3号に基づき、	るショッピング利用代金に係る
	特約リボルビング払いの支払方	ボーナス併用リボルビング払い
	式が特約ボーナス併用リボルビ	の平月における支払額の算定方
	ング払いとなった場合	法の別に応じて、第8条第2
		項第 1 号または第 2 号を準用
		して定まる方法
(2)	第3号に該当する場合を除き、	第9条第1項第2号に基づき
	第9条第1項第2号に基づき	特約ボーナス併用リボルビング
	特約リボルビング払いの支払額	払いに変更する直前の特約リボ
	の算定方法を特約ボーナス併用	ルビング払いの支払額の算定方
	リボルビング払いに変更した場	法
	合	
(3)	第9条第1項第5号に基づき	当該変更時に選択した平月におけ
	特約ボーナス併用リボルビング	る支払額の算定方法
	払いの平月における支払額の算	
	定方法を変更した場合	

2.特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額の算定方法が、 特約ボーナス併用リボルビング払いであるときには、本人会員 は、平月の約定支払日に、前項によって定まる平月における支払 額の算定方法の別に従い、第11条または第12条によって定ま る平月における支払額を支払い、ボーナス月の約定支払日にお いては、平月における支払額の算定方法および以下の各号の判 定基準欄に定める場合に応じ、それぞれの号のボーナス月支払 額欄に定められた金額を支払うものとします。

	平月における	判定基準	ボーナス月支払額
	支払額算定方法	13/221	
(1)	特約元利型定額	(指定金額+ボーナス月	指定金額+ボーナス月
	方式	加算額)<(当該ボー	加算額を加算した金額
		ナス月の約定支払日に	
		係る締切日における特	
		約ショッピングリボ残高	
		の額+第 14 条で定ま	
		るショッピング利用手数	
		料)	
(2)		(当該ボーナス月の約	当該ボーナス月の約定
		定支払日に係る締切日	支払日に係る締切日に
		における特約ショッピ	おける特約ショッピング
			リボ残高の額+第 14
			条で定まるショッピング
		ング利用手数料)≦(指	利用手数料
		定金額+ボーナス月加	
		算額)	
(3)	特約元金型定額	(指定金額+ボーナス月	指定金額+第 14 条で定
	方式	3831 800	まるショッピング利用手数
			料+ボーナス月加算額を
		る締切日における特約	加算した金額
		ショッピングリボ残高の	
		額	
(4)			当該ボーナス月の約定
		支払日に係る締切日に	
			おける特約ショッピン
			グリボ残高の額+第
			14条で定まるショッ
		算額)	ピング利用手数料

- 3.前項の規定にかかわらず、特約ボーナス併用リボルビング払いの 平月における支払額の算定方法が特約元利型定額方式である場合であって、ボーナス月の約定支払日に支払うべき第14条で定まるショッピング利用手数料の額が、指定金額およびボーナス月加算額の合計額を超える場合には、特約本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。
- 4.第1項および前項に定めるボーナス月およびボーナス月加算額は、楽Pay登録時点におけるボーナス併用リボルビング払いで指定されていたボーナス月およびボーナス月加算額と同一のものとします。ただし、第9条第1項第2号に基づき支払額の算定方法が特約ボーナス併用リボルビング払いに変更されまたは同項第

5号に基づきボーナス月もしくはボーナス月加算額が変更された場合には、同条第2項の規定により準用される会員規約第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第2項の規定により指定されまたは変更された後のものによります。

第14条(約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング 利用手数料)

- 1.第11条から第13条までに定める約定支払日に支払うべき金額 のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前 の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の第 10条で定まるショッピング利用手数料の額とします。
- 2.前項の規定にかかわらず、特約本人会員が、楽Payサービス期間 外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いであ る債務を負担している場合には、約定支払日に支払うべきショッ ピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日 から当該約定支払日の前月の締切日までの間の以下の計算式で 日々定まる額の合計額(1円未満切捨て)とします。ただし、以下 の計算式中の所定ショッピングリボ残高および所定本サービス利 用代金等残高の合計額は、100円未満を切り捨てて計算するも のとします。
 - ●(楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高)×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

第15条(特約リボルビング払いの臨時加算支払)

特約本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、特約リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1万円単位で増額することができるものとします。

第16条(事務処理の都合による締切日の変更)

会員規約第105条(事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更)第1項の場合には、第10条(本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法)第2項および第3項の締切日は、会員規約第105条第1項により後倒しされた締切日を意味するものとします。

第17条(約定支払日前の支払とショッピング利用手数料の計算)

特約本人会員が、会員規約第112条(約定支払日前の弁済およびその手続)に定めるところに従い、特約リボルビング払いの期限の利益を放棄して約定支払日前に支払をする場合のショッピング利用手数料は、会員規約第113条(約定支払日前の弁済ができる範囲)第4項の規定にかかわらず、本サービス利用代金等に係るものについては第10条の規定を準用して計算するものとします。

第18条(特約本人会員による楽Payサービス利用の終了)

- 1.楽Payサービスの利用を終了する場合は、特約本人会員は、当行に対し、当行所定の方法でその旨を申し出るものとします。
- 2.前項の申出を受けた場合、当行は、遅滞なく当該特約本人会員に 係る楽Pay登録を解除するものとします。

第19条(当行による楽Pavサービスの適用終了)

当行は、特約会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、あらかじめ、特約本人会員に通知しまたはWEBサービスで用いる当該特約本人会員専用サイトへの掲出その他の特約本人会員が容易に知りうる状態に置くことにより、当該特約会員の楽Pay登録を解除し、楽Payサービスの適用を終了することができるものとします。

- (1)本契約に基づくカード等の分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠がO円となったとき。
- (2)会員規約第39条(分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用)第2項に規定する未決済残高の合計額が分割払い・リボ払い利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (3)会員規約第40条(割賦取引利用可能枠の範囲での利用)第1項 に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超 過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (4)特約リボルビング払いの支払額の算定方法が特約元利型定額方式または特約ボーナス併用リボルビング払いのうち平月の支払額の算定方法が特約元利型定額方式である場合であって、第11条第2項または第13条第3項が継続してまたは繰り返し適用される状態にあるとき。
- (5)当行に対する金銭債務の支払を拒みもしくは遅滞しまたはこれらのおそれがあるとき。
- (6) 楽Payサービスの利用または支払の態様に照らし、当行の事務処理またはシステム処理に著しい支障を生じさせ、当行が 当該利用方法を改めるよう求めてもこれに応じなかったとき。

第20条(楽Payサービス登録解除の効果)

- 1.第18条または第19条の規定により楽Pay登録が解除された場合、当該解除日の翌日から、第7条の規定によるリボルビング払いとしての取扱いは行わないものとします。
- 2.前項に規定する場合、当該登録解除時点以後、第8条第1項の規定は適用されないものとし、特約本人会員は、特約ショッピングリボ残高につき、楽Payサービス登録解除時点における特約リボルビング払いの支払額の算定方法の別に応じ以下の表で定められるところ(ただし、元利型定額方式にあっては指定金額を毎月の支払金額とし、元金型定額方式にあっては指定金額を支払元金額とします。)により支払うものとします。この場合においてボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法については、第1号および第2号を準用します。

	楽 Pay 登録解除時点における	楽 Pay 登録解除後のショッピン
	特約リボルビング払いの支払額	グ利用に係るリボルビング払い
	算定方法	の支払額算定方法
(1)	特約元利型定額方式	元利型定額方式
(2)	特約元金型定額方式	元金型定額方式
(3)	特約ボーナス併用リボルビング払い	ボーナス併用リボルビング払い

3.楽Pay登録が解除された場合であっても、本サービス利用代金 等に係るショッピング利用手数料は、なお、第10条に定めるとこ ろに従い計算するものとします。第14条(約定支払日に支払う特 約リボルビング払いのショッピング利用手数料)、第16条(事務処 理の都合による締切日の変更)および第17条(約定支払日前の 支払とショッピング利用手数料の計算)の規定は、楽Pay登録が 解除された以降の本サービス利用代金等に係るショッピング利 用手数料の計算および支払につき準用します。

第21条(本特約の変更)

会員規約第126条第1項の規定は、本特約を変更する場合に準用します。

別紙A 「楽Pay」特約定義集

(1)	指定金額	本特約に従い特約本人会員によって指定され
		た金額であって、特約リボルビング払いの毎月
		の約定支払額を定めるために用いられるものを
		いいます。
(2)	特約会員	特約本人会員または特約本人会員に係る家族
		会員をいいます。
(3)	特約ショッピング	任意の時点における、楽 Pay 登録日までのショッ
	リボ残高	ピング利用により本人会員が負担するショッピン
		グリボ残高(楽 Pay 登録後に支払方式がボー
		ナス一括払いからリボルビング払いに変更され
		たことによるものを含みます。)と本サービス利
		用代金等の残高の合計額をいいます。
(4)	特約本人会員	楽 Pay サービスが適用される本人会員をいい
		ます。
(5)	特約リボルビング	毎月の約定支払日における支払額の算定方法
	払い	につき、本特約に定められた内容によるものと
		するリボルビング払いをいいます。
(6)	本サービス利用	,,,, e, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	代金等	債務のうち、ショッピング利用手数料の計算に
		つき本特約に定められた内容によるものとして
		本特約に定められた金銭債務をいいます。
(7)	楽 Pay サービス	特約ショッピングリボ残高につき特約リボルビン
		グ払いとするとともに、本サービス利用代金等
		につき本特約に定められた内容によりショッピン
		グ利用手数料を計算することとするサービスを
		いいます。
(8)	楽 Pay サービス	楽 Pay 登録日の翌日以降本特約の定めにより
	期間	楽 Pay 登録が解除される日の満了までをいい
		ます。
(9)	楽 Pay 登録	本人会員が特約本人会員であることを当行の
(:		システムに記録することをいいます。
(10)	楽 Pay 登録期間	楽 Pay 登録がされた時点から、本特約の定め
		に従い楽 Pay 登録が解除された時点までをい
		います。

個人情報の取扱いに関する同意条項

2025年12月9日制定

第1条(定義)

- 1.本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力(以下「支払能力等」といいます。)に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち株式会社足利銀行(以下「当行」といいます。)が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。
- 2.前項に定めるもののほか、本同意条項で用いる語句は、特に定めがあるものを除き、GOODYカードVisa·Mastercard会員規約に定義された語句と同一の意義を有するものとします。

第2条(取引を遂行する目的での個人情報の取扱い)

- 1.本人会員および本人会員となろうとする者(以下これらを総称して「本人会員等」といいます。)は、当行が、以下の第1号から第3号に掲げる契約またはその申込に係る与信判断および与信後の管理その他以下の第1号から第3号までの契約に基づき行われる取引(付帯サービスなど、当行が提供するサービスに係るものを含みます。)を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。
 - (1)本契約
 - (2)ショッピングもしくはキャッシングサービスの利用に係る契約 など本契約に基づく契約
 - (3)本人会員等と当行との間の本契約以外の契約
- 2.前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者(以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。)に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第4条に掲げる個人信用情報機関から提供を受けた個人情報、第7条に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。
 - (1)氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先(その所在地および電話番号等を含みます。)、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他会員等の属性に関する情報
 - (2)本人会員等の収入、資産ならびに負債の種類、内容および金額、生活維持費(居宅の所有関係その他生活維持費を判断するために必要となる情報を含みます。)その他の本人会員等

の支払能力等に関する情報

- (3)入会等の申込日、本契約の契約日、契約およびカードの種別、 取引の目的、利用可能枠および本契約に従い支払口座として 指定された預金口座に係る情報その他の本契約の申込、成 立および内容に関する情報
- (4)本契約に基づく契約の契約日、金額、支払方式、支払回数、利 用加盟店名および手数料率その他の本契約に基づく契約の 申込、成立および内容に関する情報
- (5)本契約または本契約に基づく契約により本人会員が負担する 債務の弁済日、弁済金額および弁済方法その他の本契約ま たは本契約の履行に関する情報
- (6)前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、 当行ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その 他の当行が適正な手段で取得した情報(個人関連情報を含 お)

第3条(取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用)

- 1.本人会員等は、当行が、本件個人情報(ただし、第2条第2項第2 号の情報を除きます。)につき、以下の目的のために取得、保有お よび利用することに同意します。
 - (1) 当行のクレジット関連事業における市場調査、商品開発
 - (2)当行のクレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による営業案内
 - (3)当行が加盟店等から受託して行う広告または宣伝のための 書面の送付および電話等による営業案内
- 2.当行のクレジット関連事業は、クレジットカードおよび融資等です。事業内容の詳細は、当行ウェブサイトまたは定款においてご確認いただけます。
- 3.当行が本契約に基づく当行の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。

第4条(個人信用情報機関)

1.当行の加盟個人信用情報機関は、以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信	〒100−8216	03-3214-	https://www.
用情報センター	東京都千代田区	5020	zenginkyo.or.jp/
	丸の内1-3-1		pcic/
株式会社シー・ア	〒160−8375	0120-810-	https://www.
イ·シー(CIC)	東京都新宿区西	414	cic.co.jp/
	新宿1-23-7		
	新宿ファースト		
	ウエスト15階		

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法および貸金業法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。

2.提携個人信用情報機関は、以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
株式会社日本信用	〒105−0011	0570-055-	https://www.
情報機構(JICC)	東京都港区芝公	955	jicc.co.jp/
	園2-4-1		
	芝パークビル		
	B館4階		

- ※株式会社日本信用情報機構(JICC)は、貸金業法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。
- 3.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業者名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

第5条(個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等)

- 1.本人会員等は、当行が以下の各号に定める目的のため、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に対して本人会員等の個人情報を照会し、これら個人信用情報機関に本人会員等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。
 - (1)本人会員等の支払能力等を調査し、当行と本人会員等との間 の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連す る契約の申込につき審査するため
 - (2)当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約 ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査とし て本人会員の支払能力等を調査するため
 - (3)当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約 ならびにこれらに関連する契約につき、本人会員の支払能力 等を調査し与信後の管理を行うため
- 2.前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報には、当該個人信用情報機関に加盟する与信事業者が、当該個人信用情報機関に登録した個人情報のほか、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報が含まれます。貸付自粛情報とは、本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないように求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報をいいます。
- 3.当行は、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関に 登録されている個人の支払能力等に関する情報につき、割賦販 売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成す るために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利 用いたしません。

第6条(個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意)

1.本人会員等は、当行が、本契約に関する客観的な取引事実に基づく本人会員等に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を加盟個人信用情報機関に提供し、加盟個人信用情報機関が下表に定める期間登録することに同意するものとします。

	個人信用情報機関別の登録される期間		
※☆→ゎ フ ル≠±□	株式会社シー・アイ・シー	全国銀行個人信用情	
登録される情報	(CIC)	報センター	
①本人を特定するた	登録情報②③④のいず	れかが登録されている	
めの情報	期間		
②本契約の申込に係	当行が個人信用情報	当行が個人信用情報	
る情報	機関に照会した日か	機関に照会した日か	
	ら6ヵ月間	ら1年を超えない期間	
③本契約または本契	契約期間中および契	契約期間中および契	
約に基づく契約に	約終了後5年以內	約終了日(完済日)より	
関する客観的取引		5年を超えない期間	
事実			
④本契約または本契	契約期間中および契	契約期間中および契	
約に基づく契約に	約終了後5年間	約終了日(完済日)より	
係る債務の支払を		5年を超えない期間	
延滞等した事実			

2.当行が加盟個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

(1)CICに対して

(1) = 1 = 1 = 2 = 2	
情報の項目	具体例
①本人を特定するための	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤
情報	務先電話番号、運転免許証等の本人確認書
	類の記号番号(ただし、個人番号および被保
	険者等記号番号等を除く。)等
②本契約の申込に係る情	照会日、申込に係る契約の種別(申込区分)、
報	契約予定額、支払予定回数等
③本契約または本契約に	契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品
基づく契約に係る客観	名およびその数量/回数/期間、支払回数等
的な取引事実	
④支払状況に関する情報	利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払
	日、完済日、延滞等

(2)全国銀行個人信用情報ヤンターに対して

情報の項目	具体例	
①本人情報	氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便	
	不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先	
	等	
②本契約の内容およびそ	借入金額、借入日、最終返済日、延滞、代位	
の返済状況	弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実	
③当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約また		
はその申込みの内容等		
④官報情報		
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨		
⑥本人申告情報	本人確認資料の紛失·盗難、貸付自粛等	

3.本人会員等は、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が、加盟個人信用情報機関から前項に定める個人情報の提供を受け、支払能力等の調査の目的の達成に必要な限度で利用することに同意します。

第7条(機微情報の取扱い)

- 1.当行は、会員等の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。
- 2.前項の機微情報とは、信用分野における個人情報保護に関するガイドラインまたは金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微情報をいいます。機微情報は、上記各ガイドラインで除外されている場合を除き、以下の各号の情報が該当します。
 - (1)本人の人種、信条、社会的身分、病歴など個人情報の保護に 関する法律(以下「保護法」といいます。)に定める要配慮個 人情報
 - (2)労働組合への加盟、門地、本籍地および性生活に関する情報 であって前号に該当しないもの
- 3.第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当行は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取扱うことができるものとします。ただし、第6号から第9号に掲げる場合であって、機微情報が前項第1号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で あって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務

の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- (5)学術研究機関等から学術研究目的で機微(センシティブ)情報を取得する必要がある場合(当該情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- (6)機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用または保管する場合
- (7)相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (8) 当行のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (9)機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本 人確認に用いる場合

第8条(個人情報の公的機関等への提供)

当行は、法令の規定により個人情報の提出を求められた場合には当該法令の定める範囲でこれに応ずることがあります。また、本人会員等は、当行が国もしくは地方公共団体またはこれらから委託を受けた者その他これらに類する者から求められ公共の利益をはかるために特に必要がある場合、当行が当該公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第9条(個人情報の株式会社めぶきカードへの提供)

会員等は、当行がGOODYカードVisa·Mastercard会員規約および保証委託契約に基づき本契約におけるカード取引の一切の債務保証を行う株式会社めぶきカード(以下「めぶきカード」といいます。)に対し、第2条第2項各号の個人情報を提供し、めぶきカードが本保証取引を含むめぶきカードとの取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。

第10条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1.会員等は、当行に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第14条に規定するお問い合わせ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。
- 2.会員等は、加盟個人信用情報機関の定めるところに従い、自己に 関する登録された個人情報を開示するよう求めることができま す。この場合の手続きその他の必要事項については、加盟個人信 用情報機関にご連絡ください。
- 3.当行の保有個人データまたは当行が加盟個人信用情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は、保護法に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除等に応じます。

第11条(本同意条項に不同意の場合)

1.本人会員等が本同意条項第2条第1項の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約もしくは本契約以外の信用供

- 与に係る契約の申込を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとします。
- 2.本人会員等が第5条第1項、第6条第1項および第3項ならびに 第8条の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契 約の申込を拒むてとができるものとします。
- 3.本人会員等は、本同意条項のうち、第2条第1項、第5条第1項、第6条第1項および第3項ならびに第8条に定める同意につき、撤回することはできません。
- 4.本人会員等が第3条第1項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、当行は、これを理由として本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、当行または当行の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。

第12条(第3条第1項の同意の撤回)

- 1.本人会員等が、当行所定の手続きにより第3条第1項の利用目的に対する同意を撤回した場合には、当行は、すみやかに当該本人会員等(当該本人会員等に家族会員等がある場合には、当該家族会員等を含みます。)に係る個人情報につき、第3条第1項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。
- 2.第3条第1項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、第14 条記載のお問い合わせ窓口にお問い合わせください。
- 3.第1項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、当 行は当該各号に定める限度で、第3条第1項各号の利用目的によ る個人情報の取扱いを行うことができるものとします。

(1)	弗 3 余弗 垻合方に正め	回息の撤回の中出を気付けに後、ヨ
	る目的での利用	該申出に対応して利用を中止する措
		置を完了するまでの問
(2)	第3条第1項第2号ま	広告または宣伝を目的とした書面が、
	たは第3号のうち、広告	カード送付状、ご利用明細書その他
	または宣伝のための書面	業務上必要な送付物に同封されて送
	の送付	付される場合
(3)	第3条第1項第2号のう	ご利用金額のご案内や事務上のご連
	ち、広告または宣伝のた	絡など、当行の業務に関し広告また
	めの書面等の送付	は宣伝以外の行為を主たる目的とし
		て送信される電子メールに付随的に
		広告または宣伝が行われる場合

第13条(本契約の不成立または終了した場合における個人情報の 利用)

- 1.本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第 2条、第5条および第6条に定める範囲で利用または提供されます。
- 2.本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当行は第2条に定める目的で会員等の個人

情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第5条および第6条に定める範囲で利用または提供されます。

第14条(お問い合わせ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問い合わせや提供・利用停止・その他のご意見の申出につきましては、店舗窓口または下記当行お客さま相談室にご連絡ください。

なお、当行では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。

株式会社足利銀行 お客さま相談室 TEL028-626-0323 受付時間9:00~17:00(銀行休業日を除く)

第15条(条項の変更)

本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

GOODYカード保証委託約款

第1章 一般条項

第1条(委託の範囲)

- 1.私がGOODYカード(以下「GOODY」といいます。)の申込みを行うにあたり、株式会社めぶきカード(以下「保証会社」といいます。)に委託する保証の範囲は、「GOODYカードVisa-Mastercard会員規約」または「GOODYカードJCB会員規約」および規約に付帯する特約、規定等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、私が株式会社足利銀行(以下「銀行」といいます。)に対し負担する利用代金、利息、手数料、損害金、その他クレジットカード取引から生じる一切の債務の全額とします。ただし、年会費は対象とならないものとします。なお、会員規約等の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されます。
- 2.前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行がGOODYを発行したときに成立するものとします。
- 3.第1項の保証内容は、会員規約等の各条項によるものとします。

第2条(原債務の弁済)

私は、保証会社の保証により会員規約等に基づいて銀行に負担する債務(以下「原債務」といいます。)については、本契約のほか、会員規約等の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を弁済します。

第3条(代位弁済)

- 1.私が会員規約等に違反したため、保証会社が銀行から保証債務 の履行を求められた場合、私に対して通知、催告なくして、保証債 務を履行されても異議ありません。
- 2.私は保証会社が求償権を行使する場合には、本約款の各条項の ほか、会員規約等の各条項を適用されても異議ありません。

第4条(求償権)

私は、保証会社の私に対する以下各号に定める求償権について 弁済の責に任じます。

(2)保証会社が弁済した翌日から完済日までの、年利14.5%の

- (1)第3条による保証会社の弁済額
- 割合(年365日の日割計算とします。)による遅延損害金ただし、GOODYカードVisa·Mastercardにおける第1号の金員のうち2回払い、ボーナス一括払い、分割払いおよびボーナス併用分割払いに係るショッピング利用代金の弁済額に対する遅延損害金については、当該弁済額に対し法定利率×365日÷366日(小数点3位以下切捨て)とする。

また、GOODYカードJCBにおける第1号の金員のうちショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払いおよび分割払元金(会員規約に基づき会員が分割払いを指定したショッピング利用代金をいう。)に係る弁済額に対する遅

延損害金については、分割払元金に対し法定利率(年365日の日割計算)を乗じた額を超えない金額とする。

(3)保証会社が債権保全あるいは実行のために要した費用(訴訟 費用および弁護士費用を含みます。)の総額

第5条(求償権の事前行使)

- 1.私が以下各号のいずれかに該当した場合、第3条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。
 - (1)弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を 失ったとき
 - (2)仮差押、差押もしくは競売の申立または破産手続開始、民事 再生手続開始等の申立てがあったとき
 - (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - (4) 支払いを停止したとき
 - (5)電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - (6)保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - (7)私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき
 - (8)削除
 - (9)会員規約等および本契約に違反したとき
 - (10)前各号のほかにその他債権保全のため必要と認められたとき
- 2.保証会社が、前項により求償権を行使する場合には、民法461条 による抗弁権を主張しません。借入金債務または償還債務につ いて担保がある場合にも同様とします。

第6条(業務委託)

私は、銀行または保証会社が本契約に定める事務等を三菱UFJ ニコス株式会社または株式会社ジェーシービーに業務委託する ことをあらかじめ承認するものとします。

第7条(中止·解約·終了)

- 1.原債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
- 2.私が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当した場合、または次のいずれかに該当した場合には、保証会社はこの保証を解約できるものとします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する こと
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係 を有すること

- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三 者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を 利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社 会的に非難されるべき関係を有すること
- 3.私が、自らまたは第三者を利用して次の各号の1つにでも該当する行為を行った場合には、保証会社はこの保証を解約することができるものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 4.前各項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、 直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には 負担をかけません。
- 5.私と銀行との間のGOODY取引契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は保証会社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異存ありません。

第8条(通知義務)

- 1.私が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。
- 2.私の財産、経営、業況、収入等について、保証会社から求められた ときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協 力いたします。
- 3.第1項の届出がないために、保証会社が私に対して届出の郵便物 宛先に送付する郵便物が延着しまたは到着しなかった場合には、 通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、やむを 得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第9条(成年後見人等の届出)

- 1.私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。私の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に保証会社へ届けるものとします。
- 2.私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督 人の選任がされ、任意後見契約の効力が発生した場合には、直ち に任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社 へ届けるものとします。
- 3.私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受け

ている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合に も、前項と同様に届けるものとします。

- 4.私またはその代理人は、前項の届出事項に取消または変更等が 生じた場合にも同様に届けるものとします。
- 5.前項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負わないものとします。

第10条(債権譲渡)

保証会社は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡 (信託を含みます。)することおよび保証会社が譲渡した債権を 再び譲り受けることができるものとします。この場合、私に対する 通知は省略できるものとします。

第11条(担保·保証人)

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を 求められたときは、遅滞なくこれに応じ、一切異議を述べないも のとします。

第12条(弁済の充当順序)

私の弁済額が、本契約から生じる保証会社に対する債務の全額 を消滅させるに足りない場合、保証会社が適当と認める順序、方 法により充当できるものとします。なお、私について保証会社に 対する複数の債務があるときも同様とします。

第13条(費用の負担)

次の各号に掲げる保証会社における費用の負担は、私が負担するものとします。

- (1)抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
- (2)担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用
- (3)私または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用 (訴訟費用および弁護士費用を含みます。)
- (4)私が自己の権利を保全するために保証会社に協力を依頼した場合に要した費用
- (5)この契約書ならびにその付帯書類(特約書、変更契約書等)にかかる印紙代

第14条(公正証書の作成)

私および保証人は、保証会社の請求があれば直ちにこの契約による一切の債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。そのために要した費用は、私および保証人が連帯して負担します。

第15条(合意管轄裁判所)

私は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、私の住所地または保証会社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

第2章 個人情報の取扱い条項

第16条(個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意)

1.私は、本約款に基づく保証委託契約(契約の申込みを含みます。

以下同じ。)を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

- (1)保証委託契約申込時や契約成立後に私が届出た、私の氏名、 性別、生年月日、住所、電話番号(ショートメッセージサービス の送信先番号を兼ねる)、Eメールアドレス、勤務先、家族構 成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人を特定す るための情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の 情報を含む。以下同じ。)
- (2)保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款 に基づく保証委託契約に関する事項
- (3)本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況
- (4)本約款に関する私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
- (5)私が提出した、確定申告書(写)等、所得を証明する書類の記 載事項
- (6)私または公的機関等から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- (7)犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認 に際し申告を受けた事項および本人確認書類の記載事項
- (8)官報に記載された情報等、公開されている情報
- 2.私は、保証会社が前項に基づき収集した個人情報を、保護措置を 講じた上で銀行に提供し、銀行が「GOODYカード会員規約」に基 づくクレジットカード取引の与信判断および与信後の管理のため に利用することに同意します。
- 3.保証会社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」といいます。)に照会し、私の個人情報が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- 4.私の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。
- 5.加盟信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は本約款末尾に記載されていることを確認します。また、保証会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異存ありません。
- 6.加盟信用情報機関が提携する提携信用情報機関の名称、住所、 問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の

概要は、本約款末尾に記載されていることを確認します。

- 7.加盟信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることに異存ありません。
- 8.私は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく保証委託契約を含む保証会社との取引の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。
- 9.私は、保証会社および加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。
 - (1)保証会社に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証 会社のお客様相談室に連絡するものとします。開示請求手続 き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細を知 ることができます。
 - (2)個人信用情報機関に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。
- 10.私は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条各項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。
- 11.私の個人情報に関する問い合わせや開示・訂正・削除の申し出、またはご意見の申し出等は、本約款末尾に記載している保証会社お客様相談室まで連絡するものとします。
- 12.本約款に基づく保証委託契約が不成立であっても、本申込みをした事実は、第1項第4項、および本約款末尾の表①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることがないことに異存ありません。

第3章 付則

第17条(準拠法)

本約款に基づく保証委託契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第18条(規定の変更)

- 1.保証会社は、この規定の各条項その他の条件を、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、足利銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【保証会社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ 電話番号、およびホームページアドレス】

株式会社シー・アイ・シー(CIC)

割賦販売法に基づく指定信用情報機関

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

0120-810-414

https://www.cic.co.jp

【保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間】

登録情報		登録期間
		株式会社シー・アイ・シー (CIC)
1	本契約に係る申込みをした 事実	当社が個人信用情報機関に照会した 日から6ヵ月間
2	本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
3	本契約に係る債務の支払い を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

- ※個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の 詳細は、ホームページをご覧ください。
- ※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。

【個人情報の問い合わせや開示・訂正・削除の窓口】

株式会社めぶきカード お客様相談室 〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-12

TEL029-227-7731

2025年12月9日改定

あしぎんカード規定

1.(カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。)について発行したあしぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄預金カード(以下これらを「カード」という。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1)当行および当行がオンライン現金自動入出金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」という。)の現金自動入出金機(以下「預金機」という。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」という。)に預入れをする場合。
- (2)当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」という。)の現金自動支払機(預金機を含む。以下「支払機」という。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3)当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振 込業務を提携した金融機関等(以下「カード振込提携先」とい い、「預入提携先」「支払提携先」「カード振込提携先」を合わせ て「提携先」という。)の自動振込機(振込を行うことができる 預金機を含む。以下「振込機」という。)を使用して振込資金を 預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4)その他当行所定の取引を行う場合。

2.(預金機による預金の預入れ)

- (1)預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。ただし、提携先の預金機使用の場合は、通帳のご利用はできません。
- (2)預金機による預入れは、預金機の機種により当行または提携先所定の種類の紙幣に限ります。 また、1回あたりの預入れは、当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3.(支払機による預金の払戻し)

- (1)支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携 先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提 携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻し は当行所定の金額の範囲内とします。
- (3)当行および提携先の支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記5.の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預

金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。) をこえるときは、その払戻しはできません。

4.(振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5.(各種手数料等)

- (1)当行および提携先の預金機・支払機を使用して預金の預入れ・ 払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機・支 払機利用に関する手数料(以下「利用手数料」という。)をいた だきます。
- (2)利用手数料は、預金の預入れ・払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の預金機・支払機利用にかかる料金は、当行から提携先に支払います。
- (3)当行の振込機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の預金口座からの払戻し時に通帳および払戻請求書なしでその払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

6.(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1)代理人(親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2)代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3)代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1)停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3)前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4)停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、

窓口営業時間内に限り、前記(2)・(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

8.(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、支払機、振込機、および当行の通帳記帳機で使用された場合または当行国内本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9.(カード・暗証番号の管理等)

- (1)当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3)カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に 提出してください。

10.(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11.(盗難カードによる払戻し等)

- (1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた 払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人 は当行に対して当該払戻しにかかる損害(利用手数料や利息 を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求すること ができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が 行われていること
 - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の 盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示 していること

- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを 当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過 失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

- B本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合
- C本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12.(カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

13.(カードの再発行等)

カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14.(預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生 した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の 預金機・支払機・振込機を使用した場合の提携先の責任について も同様とします。

15.(解約、カードの利用停止等)

(1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普

通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

- (2)カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第16条に定める規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別 途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

16.(譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17.(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合 口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。 なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には、当行所定の 振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

18.(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化 その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホーム ページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

〈お客さまへ(必ずお読みください)〉

下記の点に留意していただき、盗難などによる被害を未然 に防止されるよう、お願い申しあげます。

キャッシュカードの暗証番号について

- ●キャッシュカードの盗難による被害を防止するため、他 人に知られやすい番号を使用することはおやめください。 【他人に知られやすい番号の例】
 - ・生年月日、電話番号、住所の地番、車のナンバーなど、 他人にも容易に分かるもの
 - ・規則的な数字(「11111」、「1234」など)
- ●ロッカー・貴重品ボックス・携帯電話などには、キャッシュ カードと違う暗証番号をお使いください。
- ●当行 ATM ではお客さまご自身の操作により、その場で暗証番号の変更が可能です。暗証番号の定期的変更をお勧めいたします。

キャッシュカードの保管について

●盗難防止のため、キャッシュカードをお車の中などに保管されることは絶対におやめください。

あしぎんICキャッシュカード特約

1.特約の適用範囲等

- (1)ICキャッシュカード(以下「ICカード」といいます)とは、ICチップで取引ができるキャッシュカードをいい、この特約は、IC カードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、あしぎんカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはあしぎんカード規定が適用されるものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義 されるもののほかは、あしぎんカード規定の定義に従います。

2.ICチップ提供機能の利用範囲

ICチップ提供機能(従来のキャッシュカード機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。)は、この機能の利用が可能な現金自動支払機、現金自動入出金機、その他の端末(以下「ICカード対応支払機等」といいます。)を利用する場合に、提供されます。

3.ICキャッシュカードの利用

- (1)ICカードは、下記の現金自動支払機(以下「支払機」といいます。)および現金自動入出金機(以下「預金機」といいます。) で利用できます。
 - ・当行の支払機のうちICカードに対応している支払機
 - ・ICチップによる取引を提携している提携先(当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等)の支払機でICカードに対応している支払機
- (2)前項の場合、磁気ストライプが併載されているICカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機による取引の場合、ICカードに磁気ストライプが併載されているときは、磁気ストライプによる取引となります。

4.ICカード対応支払機等の故障時の取り扱い

ICカード対応支払機等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

5.ICチップ読取不能時の取り扱い等

- (1)ICチップの故障等によって、ICカード対応支払機等において ICチップを読み取ることができなくなった場合にはICチップ 提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続に したがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申 し出てください。
- (2)ICチップの故障等によって、ICカード対応支払機等において ICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生 じても、当行は責任を負いません。

(3)当行の都合により、当行所定の方法でICカードの再発行·再交付を行う場合があります。

6.規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化 その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホーム ページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

GOODYキャッシュ一体型カード特約

第1条(本特約の目的、提供範囲等)

- 1.本特約は、株式会社足利銀行(以下「当行」といいます。)または当行および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)が発行する「GOODYキャッシュー体型カード」(以下「本カード」といいます。)の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。
- 2.本カードのお申込みは、当行または当行およびJCB(当行および JCBを以下「両社」といいます。)が別に定める「GOODYカード 会員規約」(以下「会員規約」といいます。)および当行が別途定め るカード規定(ICキャッシュカード特約も含みます。以下同じ。)な らびに本特約を承認いただいた、個人の方のみとします。また、お 申込みは、当行から届出住所宛へ諸通知の発送や、諸連絡を行う ことをご了解いただける方に限らせていただきます。

第2条(本カードの発行・貸与)

- 1.本カードの所有権は、当行に帰属します。本カードの申込みに対し当行または両社が承認した場合に本カードは発行されるものとします。当行は承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします(以下本項に基づいて本カードの貸与を受けた者を「一体型会員」といいます。)。なお、本カードの表面に次の事項を記載します。
 - (1)会員氏名
 - (2)会員番号
 - (3)カードの有効期限
 - (4)銀行口座番号(指定預金口座)
- 2.前項の(1)の会員氏名は、本カードの申込書記載の一体型会員 氏名または申込書記載のカード表記用の氏名で表記させていた だきます。この氏名は当行にお届けの指定預金口座名義とは必 ずしも一致しませんのでご注意ください。なお、本カードのお申 込みについては、指定預金口座名義にかかわらず、屋号付の名称 や通称は受付できません。
- 3.第1条第2項の申込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能(あしぎんカード規定に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。)が対応する普通預金口座(総合口座取引の普通預金、決済用普通預金を含みます。以下同じ。)を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の指定預金口座として届出るものとし、第1項の(4)銀行口座番号として表示します。
- 4.本カードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本カードのお申込みが必要となります。

- 5. 一体型会員は、当行より本カードを貸与されたときは、直ちに 当該カード裏面の所定欄に自己の署名を行わなければなりま せん。
- 6. 一体型会員が本カード発行前に保有していた指定預金口座の キャッシュカード機能は、本カードのキャッシュカード機能を利用し た時点、もしくは当行が定める有効期限を経過した時点で無効と なります。
- 7.本カードは本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行に帰属しますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等して本カードの占有を第三者に移転することはできません。
- 8.当行または両社が本カードの発行を承認しない場合、あしぎんIC キャッシュカード(以下「ICカード」といいます。)を発行します。ただし、一般会員からゴールド会員またはプレミアゴールド会員への切替申込み、ゴールド会員からプレミアゴールド会員への切替申込みに対し、承認が受けられなかった場合は新たにICカードを発行せず、既に発行しているICカードを引き続きご利用いただくものとします。

第3条(有効期限)

- 1.本カードの有効期限は当行または両社が指定するものとし、本 カードに表示した年月の末日までとなります。なお、クレジットカー ド機能とキャッシュカード機能ともに共通の有効期限となります。
- 2.当行または両社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない一体型会員で、かつ、当行または両社が審査のうえ、引き続き 一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード (以下「更新カード」といいます。)を発行します。
- 3.前項に基づいて更新カードが発行された場合、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用したとき、もしくは当行が定める有効期限を経過した後は無効となります。
- 4.第2項の場合において当行または両社が更新カードの発行を承認しない場合、当行は第2条第8項により有効期限を更新したIC カードを発行できるものとします。

第4条(本カードの機能)

- 1. 一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および当行または両社が発行するクレジットカードとしての機能(会員規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。)を、各々のあしぎんカード規定・会員規約および本特約に従って利用することができます。
- 2. 一体型会員は、現金自動支払機、現金自動入出金機、その他端末 (以下「自動機」といいます。)において本カードを利用する場合 においては、本カード表面に記載されているカード挿入方向の表 示、自動機の画面表示に従って、キャッシュカード機能とクレジット カード機能との使い分けをするものとします。

- 3.前項の規定に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向や自動機の操作を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
- 4.本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第5条(本カードの使用不能)

- 1.万一本カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行または三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)もしくはJCB(三菱UFJニコスまたはJCBを以下「カード会社」といいます。)にご照会ください。
- 2.本カードの使用不能に伴って本カードの再発行が必要な場合には、一体型会員は当行の窓口で所定の手続をするものとします。

第6条(本カードの機能停止等)

- 1.当行または両社は、一体型会員と当行または両社との間の会員 規約、および一体型会員と当行との間のあしぎんカード規定が有 効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合 は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。ま た、これに伴う不利益、損害等については、当行または両社の故 意または過失による場合を除き、当行または両社はいずれも責任 を負わないものとします。
 - (1)本カードの再発行のため、一体型会員が、当行または両社に 本カードを返還した場合
 - (2) 本カードに関する諸変更手続きのため、当行または両社に本カードを送付または預けた場合
 - (3)自動機の利用時、暗証番号相違、自動機の故障等の理由により本カードが回収された場合
 - (4)一体型会員から当行またはカード会社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届出があった場合
- 2. 一体型会員が本特約または会員規約に違反し、また違反するおそれがあると当行またはカード会社が合理的な理由に基づき判断した場合には、当行または両社はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能の利用についても停止することができるものとします。

第7条(本カードの解約・会員資格の取消)

- 1.一体型会員は本カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては当行の窓口に当行所定の書面を提出してください。この場合、本カードは当行に返還してください。
- 2.本カードのクレジットカード機能については、会員規約に基づいて当行が会員資格を取消すことができます。この場合、当行は本

- カードのキャッシュカード機能にかかわる契約を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても当行は責任を負いませんのでご了承ください。
- 3.前項の他に、当行は一体型会員が本特約またはあしぎんカード 規定もしくは会員規約に違反したと認めた場合には、本カードの 利用契約を特に事前に通知することなく解約ができるものとしま す。

第8条(届出事項の変更)

- 1. 一体型会員が当行または両社に届出た住所、氏名、電話番号、勤務先、指定預金口座等について変更があった場合には、当行の所定の方法により遅滞なく届出るものとします。届出の前に生じた損害については当行または両社は責任を負いませんのでご了承ください。
- 2.前項の氏名変更および指定預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、第11条によるカード再発行が必要となります。
- 3.届出事項の変更によりカード再作成が必要となる場合、当行にカードを返還するものとします。ただし、当行が返還する必要がないと認めた場合、新しいカードが交付されるまでの間は本カードによるクレジットカード機能およびキャッシュカード機能の利用は継続できるものとします。これに伴って、万一損害などが発生した場合でも両者は責任を負いませんのでご了承ください。

第9条(紛失・盗難)

- 1. 一体型会員は、本カードを紛失、盗難その他の事由により喪失した場合には、会員規約およびあしぎんカード規定の定めるところに従って当行またはカード会社にすみやかに連絡するものとします。
- 2.前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の窓口で受付けるものとします。また、この届出の前に生じた損害については、カード規定に定める場合を除き当行は責任を負いませんのでご了承ください。
- 3.第1項の連絡を受けた場合には、当行またはカード会社はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続きに従って、クレジットカード機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。当行またはカード会社のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、万一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカードが利用できないことが生じても、当行またはカード会社は一切責任を負いませんのでご了承ください。

第10条(カード種類の変更)

1.本カードについて、クレジットカードサービスのみを解約すること およびキャッシュカードのみを解約することはできません。この場 合は、当行の所定の方法により単体型のクレジットカードもしくは キャッシュカードへの切替手続きを行ってください。

2.本カードをクレジットカードとキャッシュカードに分離する場合も、 前項と同様の手続きを行ってください。

第11条(カードの再発行)

当行または両社は、紛失・盗難・破損・汚損、またはカード種類の変更等の理由により一体型会員が当行または両社に対し本カードの再発行を求め、これに対し当行または両社が審査のうえ認めた場合には、本カードを再発行するものとします。この場合、一体型会員は当行または両社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行または両社が別途公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。ただし、当行が返還の必要がないと判断した場合は、この限りではありません。

第12条(カードの返還)

一体型会員は、次のいずれかの事由が生じた場合には、当行または両社の請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、当行または両社の故意または過失による場合を除き、当行または両社は責任を負わないものとします。

- (1)会員規約所定の事由により当行または両社が運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合(一体型会員が任意に退会した場合も含みます。)
- (2) 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する 普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能と なった場合
- (3) 一体型会員が当行に対し、本カードの利用を取りやめる旨の 申し出を行い、これを当行または両社が認めた場合

第13条(カードの回収)

第12条(1)の場合、当行またはカード会社は各々の判断で、一体型会員に事前の通知・催告等をすることなく、自動機や会員規約に記載の加盟店を通じて、本カードを回収できるものとします。

第14条(業務の委託)

- 1.当行は本カードの発行その他に関する業務をカード会社および株式会社めぶきカード(以下「めぶきカード」といいます。)に委託することができるものとします。
- 2.カード会社およびめぶきカードは、前項の業務につきカード会社 およびめぶきカードが指定する第三者に委託することができるも のとします。

第15条(情報の共有)

1. 一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において、必要な保護措置を講じた上で当行または両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

- (1)会員が、当行または両社に対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第8条第1項に基づいて当行または両社のいずれかに対して変更の届出があった場合には、当該届出情報
- (2)第6条第1項各号、同条第2項、第12条、第13条記載の事項
- (3)あしぎんカード規定または会員規約に違反した事実
- (4)その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断 にかかわる当該一体型会員の情報
- 2.当行または両社は前項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
- 3.第14条に基づき、当行が本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲でカード会社およびめぶきカードに対し、またはカード会社およびめぶきカードが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

第16条(本特約の優先適用)

本特約とカード会員規約またはあしぎんカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第17条(本特約の変更)

- 1.本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

2025年12月9日改定

あしぎんデビットカード取引規定

第1章 デビットカード取引

1.(適用範囲)

次の各号(①~③)のうちいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に対して、デビットカード(当行がカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち貯蓄預金および法人用カード以外の普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)のキャッシュカード。以下「カード」といいます。)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売又は役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の引落し(あしぎん総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下、本章において「デビットカード取引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。

- ①日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます。)所定の加盟店規約(以下本章において「規約」といいます。)を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人又は個人(以下「直接加盟店」といいます。)ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約 を締結した法人又は個人(以下「間接加盟店」といいます。)。た だし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカー ドが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人又は個人(以下「組合事業加盟店」といいます。)。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2.(利用方法等)

- (1)カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるか又は加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3)次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

- ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
- ②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限 度額を超え、又は最低限度額に満たない場合
- ③購入する商品又は提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品又は 役務等に該当する場合
- (4)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ①1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払 戻金額を含みます。)が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ②当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末 機に入力した場合
 - ③カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損 している場合
- (5)当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日又は時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3.(デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。

4.(預金の復元等)

- (1)デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人及び当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2)前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカード及び加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるか又は加盟店にカードを引き

渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端 末機から取消しの電文を送信することができないときは、引 落された預金の復元はできません。

- (3)第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4)デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5.(読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるあしぎんカード規定(以下「カード規定」といいます。)の適用については、次のとおり読み替えるものとします。

- (1)カード規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻し及び振込」とあるものは、「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込及びデビットカード取引」とします。
- (2)カード規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻し及び振込の 依頼をする場合」とあるものは、「預金の預入れ・払戻し・振込 の依頼及びデビットカード取引をする場合」とします。
- (3)カード規定第8条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるものは「デビットカード取引をした場合」とします。
- (4)カード規定第9条中「支払機又は振込機」とあるものは「端末機」と、「払戻し」及び「出金」とあるものは「引落し」とします。
- (5)カード規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるものは、 「端末機」とします。

第2章 キャッシュアウト取引

1.(適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者(以下「CO加盟店」といいます。)に対して、カードを提示して、当該加盟店が行なう商品の販売又は役務の提供等(以下本章において「売買取引」といいます。)及び当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引(以下「キャッシュアウト取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「対価支払債務」といいます。)を預金口座から預金の引落し(あしぎん総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下「COデビット取引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。

①機構所定のキャッシュアウト加盟店規約(以下本章において「規約」といいます。)を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人又は個人(以下「CO直接加盟店」といいます。)であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの

- ②規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人又は個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
- ③規約を承認のうえ機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人又は個人であっても、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの

2.(利用方法等)

- (1)カードをCOデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるか又はCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(CO加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)次の場合には、COデビット取引を行なうことはできません。
 - ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ②1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超え、又は最低限度額に満たない場合
- (3)次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。
 - ①当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末 機に入力した場合
 - ②1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ③カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損 している場合
 - ④そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当 行が認めていないカードの提示を受けた場合
 - ⑤COデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
- (4) 購入する商品又は提供を受ける役務等が、CO加盟店がCO デビット取引を行なうことができないものと定めた商品又は 役務等に該当する場合には、COデビット取引を行うことはで きません。
- (5) CO加盟店においてCO加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することができません。
- (6)当行がCOデビット取引を行なうことができないと定めている日又は時間帯は、COデビット取引を行なうことはできません。
- (7) CO加盟店によって、COデビット取引のために手数料を支払 う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払 債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

3.(COデビット取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「COデビット取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図及び当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。

4.(預金の復元等)

- (1) COデビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、COデビット契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引又はキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、CO加盟店以外の第三者(CO加盟店の特定承継人及び当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2)前項にかかわらず、COデビット取引を行なったCO加盟店に カード及びCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参 して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO 加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送 信し、当行が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日 中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をし ます。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するに あたっては、自らカードを端末機に読み取らせるか又はCO加 盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして端末機に読 み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信するこ とができないときは、引落された預金の復元はできません。 なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデビット取引 契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消す ることはできません(売買取引とキャッシュアウト取引を併せ て行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引契約を 解消することもできません)。
- (3)第1項又は前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。
- (4)第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引及びCO デビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみ を解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金 を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてく ださい。
- (5)COデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力した。

ためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5.(不正なキャッシュアウト取引の場合の補償)

偽造カードもしくは変造カード又は盗難カードを用いてなされた 不正なCOデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部 分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッ シュアウト取引に係る損害(取引金額、手数料及び利息)の額に相 当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行う ものとします。

6.(COデビット取引に係る情報の提供)

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預金口座からの二重引落及び超過引落、不正な取引等の事故等(以下「事故等」といいます。)が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構及び加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構及び加盟店銀行に提供する場合があります。

7.(カード規定の読替)

カードをCOデビット取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、次のとおり読み替えるものとします。

- (1)カード規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻し及び 振込」とあるものは、「代理人による預金の預入れ・払戻し・振 込及びCOデビット取引」とします。
- (2)カード規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻し及び振込の 依頼をする場合」とあるものは、「預金の預入れ・払戻し・振込 の依頼及びCOデビット取引をする場合」とします。
- (3)カード規定第8条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるものは「COデビット取引をした場合」とします。
- (4)カード規定第9条中「支払機又は振込機」とあるものは「端末機」と、「払戻し」及び「出金」とあるものは「引落し」とします。
- (5)カード規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるものは、 「端未機」とします。

第3章 公金納付

1.(適用範囲)

機構所定の公的加盟機関規約(以下本章において「規約」といいます。)を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関(以下本章において「加盟機関銀行」といいます。)と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人(以下「公的加盟機関」といいます。)に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務(以下「公的債務」といいます。)の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この

場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務(以下「補償債務」といいます。)を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し(あしぎん総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下本章において「デビットカード取引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

2.(準用規定等)

- (1)カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2)前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3)前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

第4章 その他

1.(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、カード規定、あしぎん総合口座取引規定、普通預金規定の各条項に従います。

2.(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化 その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホーム ページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

個人情報利用等に関する同意について

申込人および家族会員申込人(以下、併せて「申込人等」といいます。)は、株式会社足利銀行(以下「当行」といいます。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)に対して「GOODYカード」(以下「GOODY」といいます。)の申込みを、株式会社めぶきカード(以下「保証会社」といいます。)に対して保証委託の申込み(以下、併せて「本申込み」といいます。)を行うにあたり、当行、JCBおよび保証会社が申込人等に関する個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」といいます。)により定義される個人情報をいい、匿名加工情報、仮名加工情報、および個人関連情報を含みます。)の収集・保有・利用・提供・開示について個人情報に関する必要な保護措置を行ったうえで以下の条項(以下「本同意条項」といいます。)に則り取扱うことに同意します。

第1条(個人情報の収集・利用・保有の目的)

当行および保証会社は、個人情報保護法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、申込人等の個人情報を下記業務および利用目的の達成に必要な範囲で収集のうえ、利用・保有いたします。また、当行および保証会社は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しません。

(1)当行における個人情報の利用目的

【業務内容】

- ○預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ○公共債窓口販売業務、投資信託窓口販売業務、保険販売業務、 金融商品仲介業務、信託業務、社債業務、クレジットカード業務 等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付 随する業務
- ○その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する 業務(今後取扱いが認められる業務を含みます。)

【利用目的】

- ○当行および当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、個人情報を下記利用目的で利用いたします。
 - (1)各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスのお申 込みの受付における事実確認やサービス申込に対する受 諾の判断等のため
 - (2)犯罪収益移転防止法等の法令に基づくご本人さまの確認 等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確 認のため
 - (3)預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお 取引における管理のため

- (4)お客さまに対し、取引結果、残高等の報告を行うため
- (5)融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- (6)適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの 提供にかかる妥当性の判断のため
- (7) 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関 に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第 三者に提供するため
- (8)他の事業者等から個人情報の取扱いを伴う業務を委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (9)本申込みに係る契約(以下「本契約」といいます。)その他のお客さまとの契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (10)市場調査およびデータ分析やアンケートの実施等による 金融商品やサービスの研究や開発のため
- (11)ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する 各種ご提案のため
- (12) 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (13)各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (14) 手形・小切手および電子記録債権等の円滑な流通の確保のため
- (15)取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・ 嗜好等に応じた商品・サービスに関する広告提示のため
- (16)取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供するため
- (17) その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ○銀行法施行規則第13条の6の6により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ○銀行法施行規則第13条の6の7により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第一者提供いたしません。
- ○特定個人情報等については、法令で定められた利用目的の範囲内でのみ使用いたします。

【委託】

○当行は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報、 特定個人情報等の取扱いの全部または一部を委託する場合が あります。

【提供の任意性】

○お客さまの当行への個人情報、特定個人情報等の提供は、法 令等に基づく場合を除き、お客さまの意思による任意のもので あるとみなします。ただし、お客さまが上記の「利用目的」(11) 以外の利用目的にご同意できない場合には、本申込みをお断りする場合があります。

○上記「利用目的」(11)のダイレクトメールの発送等をご希望されないお客さまは窓口にその旨お申し付けください。

【第三者提供】

- ○当行は、お客さまの個人情報(ただし、仮名加工情報を除きます。)を第三者に提供する必要が生じた場合、法令等に基づく場合を除き、お客さまの同意を得たうえで、利用目的の達成に必要な範囲内において第三者に提供します。また、法令等の定める場合を除き、仮名加工情報および特定個人情報等を第三者に提供することはいたしません。なお、個人情報をお客さまの同意に基づき外国にある第三者へ提供する場合には、以下の情報をお客さまに提供します(同意を得る時点において移転先が特定できない場合等で事後的に特定できた場合、お客さまの求めに応じて情報提供をいたします。)
 - ・当該外国の名称
 - ・適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における 個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - ・当該第三者が講する個人情報の保護のための措置に関する情報

【共同利用】

当行関連会社・財団との共同利用

当行は、下記のとおり個人情報保護法第27条第5項第3号に基づき個人データの共同利用を行っております。

①共同利用する者の範囲

当行は、平成28年10月1日をもって、株式交換により、株式会社めぶきフィナンシャルグループの完全子会社になりました。同日以降の共同利用者の範囲は、以下のとおりです。

・当行ならびに当行の親会社である株式会社めぶきフィナンシャルグループ、同社の有価証券報告書等に記載されている連結対象子会社および株式会社めぶきフィナンシャルグループの連結対象子会社の全額拠出により設立された関連財団

②共同利用する個人データの項目

住所、氏名、生年月日、電話番号(メールアドレスを含みます。)、 勤務先、預金種目、口座番号、取引先番号、家族情報、取引情報、財務情報

③利用する目的

- ・お客さまの多種多様なニーズに対応した総合的な金融 サービスの提供のため
- ・共同利用者である当行および株式会社めぶきフィナン シャルグループ全体(連結子会社を含みます。)の資産 健全化を目的としたリスク管理のため
- ・共同利用者である当行および株式会社めぶきフィナン

シャルグループ、その連結子会社との取引状況に応じた手 数料や金利の優遇のため

- ・その他、お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため
- ④個人データの管理責任者

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号 株式会社足利銀行 代表者氏名は「足利銀行ホームページ」の「トップページ」-「個人情報保護宣言」にて掲載しております。

(https://www.ashikagabank.co.jp/policy/privacy.html)

【開示等の手続き】

- ○当行は、次に掲げる開示等のご請求を受けた場合には、本人確認のうえ、法令等に基づき適切かつ迅速に対応します。
 - (1)当行が保有する保有個人データ、特定個人情報等の利用 目的の通知
 - (2) 当行が保有する保有個人データの開示および回答
 - (3)当行が保有する個人データに係る第三者提供記録の開示 および回答
 - (4)当行が保有する保有個人データ、特定個人情報等が誤っている場合の訂正、追加または削除
 - (5) 当行が保有する保有個人データの利用の停止および消去
 - (6)当行が保有する保有個人データの利用の第三者提供の停止

上記手続きに関するお問い合わせは、本同意書末尾記載のお客さま相談室までご連絡ください。なお、個人信用情報機関に対して開示等を求める場合には、当行ではなく、本同意書末尾記載の各個人信用情報機関にご連絡ください。

- (2)保証会社における個人情報の利用目的
 - ①申込人等は、保証会社に対する本申込みにあたり、保証会社が個人情報保護法に基づき、申込人等の資格確認、保証の審査、契約締結、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、保証事業における市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、保証・審査基準の見直し、その他申込人等とのお取引を適切かつ円滑にするための利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。
 - ②保証会社は、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。また、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - ③保証会社は、保証事業に際して個人情報を当行又は加入する 個人信用情報機関に提供する場合等、適切に業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供することがあります。

第2条(第三者提供)

- (1)当行による第三者提供
 - ○申込人等は、本申込みにかかる情報を含む契約者の下記の情報が保証会社における本申込みの受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、当行より保証会社へ提供されることを同意します。
 - ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報
 - ②当行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日 等本申込に関する情報
 - ③当行における預金残高情報、他の借入金の残高情報、返済状況等、契約者の当行における取引情報(過去のものを含みます。)
 - (4)延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
 - ⑤申込人等の現況等、当行が保証会社に対して代位弁済 を請求するにあたり必要な情報
 - ○個人信用情報機関に対する個人情報の第三者提供については、第4条に記載のとおりです。

(2)保証会社による第三者提供

- ○本申込みにかかる情報を含む申込人等に関する以下の情報が、当行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了確認のほか、本契約および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案その他契約者との取引が円滑に履行されるために保証会社より当行に提供されることに同意します。
 - ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報 等、本契約書等本契約にあたり提出する書面に記載の 全ての情報
 - ②保証会社での保証審査の結果に関する情報
 - ③保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
 - ④保証会社における保証残高情報、他の取引に関する情報等、当行における取引管理に必要な情報
 - ⑤当行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

- ⑥代位弁済完了後の返済状況等に関する情報
- ○個人信用情報機関に対する個人情報の第三者提供については、第4条に記載のとおりです。

(3) 債権譲渡

本申込みのローン等の債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。申込人等は、その際、本申込みに基づく申込人等の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供されることに同意します。

第3条(管理・回収業務の委託)

当行および保証会社は、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年10月16日法律第126号)第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に対して本申込みにかかる債権の回収を委託する場合は、申込人等の個人情報を同社における債権管理・回収のために必要な範囲で相互に提供・利用いたします。

第4条(個人信用情報機関への登録・利用等)

- (1)申込人等は、当行または保証会社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関(これらの名称等は、次条に規定します。第11条から第19条を除き、以下総称して「個人信用情報機関等」といいます。)に申込人等の個人情報(個人信用情報機関等の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、個人信用情報機関等によって登録されている本人申告情報、破産等の官報情報を含みます。)が登録されている場合には、当該個人信用情報を当行および保証会社が与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6ならびに第13条の6の7等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。以下同じ。)のために利用することに同意します。
- (2)申込人等は、自らの本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報(その履歴を含みます。)が当行または保証会社が加盟する個人信用情報機関等に本同意書末尾記載の表に定める期間登録され、また個人信用情報機関等の会員企業によって自己の与信取引上の判断のために利用することに同意します。
- (3)申込人等は、前項の個人情報がその正確性・最新性維持・苦情処理・前項の個人信用情報機関等による会員企業に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、当該個人信用情報機関等およびその会員企業によって相互に提供または利用されることに同意します。

第5条(個人信用情報機関等およびその会員企業の名称等)

当行または保証会社が加盟する個人信用情報機関と同機関と提携する個人信用情報機関の名称等は、本同意書末尾記載の表の

通りです。当該機関の規約等および会員企業名については、本同意書末尾記載の各個人情報信用機関等のホームページ等をご参照ください。なお、個人信用情報機関等に登録されている情報の開示は、各個人信用情報機関等で行います(当行ではできません。)。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関等に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

第6条(削除)

第7条(削除)

第8条(本同意条項に不同意の場合)

当行および保証会社は、申込人等が本申込みに必要な記載事項 (契約書面で契約者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本申込みをお断りする場合があります。

第9条(本契約が不成立の場合)

お客さまが本申込みをした事実は、本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、第4条(2)に基づき、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条(条項の変更)

本同意条項は、法令が定める手続きにより、必要な範囲で変更できるものとします。

以下は、クレジットカードのお申込みにあたっての同意について

(Visa、Mastercardのお申込みにあたっては第11条から第14条、JCBのお申込みにあたっては第15条から第19条)

【定義】

- 1.本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力(以下「支払能力等」といいます。)に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち当行が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。
- 2.前項に定めるもののほか、本同意条項で用いる語句は、特に定めがあるものを除き、GOODYカード会員規約に定義された語句と同一の意義を有するものとします。

第11条(取引を遂行する目的での個人情報の取扱い)

1.本人会員および本人会員となろうとする者(以下これらを総称して「本人会員等」といいます。)は、当行が、以下の第1号から第3号に掲げる契約またはその申込に係る与信判断および与信後の管理その他以下の第1号から第3号までの契約に基づき行われる取引(付帯サービスなど、当行が提供するサービスに係るものを含みます。)を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。

(1)本契約

- (2)ショッピングもしくはキャッシングサービスの利用に係る契約 など本契約に基づく契約
- (3)本人会員等と当行との間の本契約以外の契約
- 2.前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者(以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。)に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって本同意書末尾記載の「個人信用情報機関」から提供を受けた個人情報、第11条の5に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。
 - (1)氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先(その所在地および電話番号等を含みます。)、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他会員等の属性に関する情報
 - (2)本人会員等の収入、資産ならびに負債の種類、内容および金額、生活維持費(居宅の所有関係その他生活維持費を判断するために必要となる情報を含みます。)その他の本人会員等の支払能力等に関する情報
 - (3)入会等の申込日、本契約の契約日、契約およびカードの種別、 取引の目的、利用可能枠および本契約に従い支払口座として 指定された預金口座に係る情報その他の本契約の申込、成 立および内容に関する情報
 - (4)本契約に基づく契約の契約日、金額、支払方式、支払回数、利 用加盟店名および手数料率その他の本契約に基づく契約の 申込、成立および内容に関する情報
 - (5)本契約または本契約に基づく契約により本人会員が負担する 債務の弁済日、弁済金額および弁済方法その他の本契約ま たは本契約の履行に関する情報
 - (6)前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当行ウェブサイト利用による情報、公開されている情報 その他の当行が適正な手段で取得した情報(個人関連情報を含む)

第11条の2(取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報 の利用)

- 1.本人会員等は、当行が、本件個人情報(ただし、第11条第2項第 2号の情報を除きます。)につき、以下の目的のために取得、保有 および利用することに同意します。
 - (1)当行のクレジット関連事業における市場調査、商品開発
 - (2)当行のクレジット関連事業における広告または宣伝のための 書面等の送付および電話等による営業案内
 - (3)当行が加盟店等から受託して行う広告または宣伝のための 書面の送付および電話等による営業案内

- 2.当行のクレジット関連事業は、クレジットカードおよび融資等です。事業内容の詳細は、当行ウェブサイトまたは定款においてご確認いただけます。
- 3.当行が本契約に基づく当行の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。

第11条の3(個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等)

- 1.本人会員等は、当行が以下の各号に定める目的のため、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に対して本人会員等の個人情報を照会し、これら個人信用情報機関に本人会員等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。
 - (1)本人会員等の支払能力等を調査し、当行と本人会員等との間 の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連す る契約の申込につき審査するため
 - (2)当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約 ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査とし て本人会員の支払能力等を調査するため
 - (3)当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約 ならびにこれらに関連する契約につき、本人会員の支払能力 等を調査し与信後の管理を行うため
- 2.前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報には、当該個人信用情報機関に加盟する与信事業者が、当該個人信用情報機関に登録した個人情報のほか、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報が含まれます。貸付自粛情報とは、本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないように求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報をいいます。
- 3.当行は、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関に 登録されている個人の支払能力等に関する情報につき、割賦販 売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成す るために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利 用いたしません。

第11条の4(個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意)

- 1.本人会員等は、当行が、本契約に関する客観的な取引事実に基づ く本人会員等に係る本同意書末尾記載の表「登録情報」欄の個 人情報を加盟個人信用情報機関に提供し、加盟個人信用情報機 関が本同意書末尾記載の表に定める期間登録することに同意す るものとします。
- 2.当行が加盟個人信用情報機関に登録する情報は、本同意書末尾記載の表のとおりです。
- 3.本人会員等は、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報

機関の加盟会員が、加盟個人信用情報機関から前項に定める個人情報の提供を受け、支払能力等の調査の目的の達成に必要な限度で利用するごとに同意します。

第11条の5(機微情報の取扱い)

- 1.当行は、会員等の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。
- 2.前項の機微情報とは、信用分野における個人情報保護に関する ガイドラインまたは金融分野における個人情報保護に関するガイ ドラインに定める機微情報をいいます。機微情報は、上記各ガイ ドラインで除外されている場合を除き、以下の各号の情報が該 当します。
 - (1)本人の人種、信条、社会的身分、病歴など個人情報保護法に 定める要配慮個人情報
 - (2) 労働組合への加盟、門地、本籍地および性生活に関する情報であって前号に該当しないもの
- 3.第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当行は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取扱うことができるものとします。ただし、第6号から第9号に掲げる場合であって、機微情報が前項第1号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で あって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5)学術研究機関等から学術研究目的で機微(センシティブ)情報を取得する必要がある場合(当該情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
 - (6)機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用または保管する場合
 - (7)相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - (8)当行のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - (9)機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本 人確認に用いる場合

第11条の6(個人情報の公的機関への提供)

当行は、法令の規定により個人情報の提出を求められた場合に

は当該法令の定める範囲でこれに応することがあります。また、本人会員等は、当行が国もしくは地方公共団体またはこれらから 委託を受けた者その他これらに類する者から求められ公共の利益をはかるために特に必要がある場合、当行が当該公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第11条の7(個人情報の保証会社への提供)

会員等は、当行が会員規約および保証委託契約に基づき本契約におけるカード取引の一切の債務保証を行う保証会社に対し、第11条第2項各号の個人情報を提供し、保証会社が本保証取引を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。

第12条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1.会員等は、当行に対し、個人情報保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第14条に規定するお問い合わせ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。
- 2.会員等は、加盟個人信用情報機関の定めるところに従い、自己に 関する登録された個人情報を開示するよう求めることができま す。この場合の手続きその他の必要事項については、加盟個人信 用情報機関にご連絡ください。
- 3.当行の保有個人データまたは当行が加盟個人信用情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は、個人情報保護法に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除等に応じます。

第13条(本同意条項に不同意の場合)

- 1.本人会員等が本同意条項第2条第1項の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとします。
- 2.本人会員等が第11条の3第1項、第11条の4第1項および第3 項ならびに第11条の6の条項に同意しない場合には、当行は、本 人会員等の本契約の申込を拒むことができるものとします。
- 3.本人会員等は、本同意条項のうち、第11条第1項、第11条の3 第1項、第11条の4第1項および第3項ならびに第11条の6に 定める同意につき、撤回することはできません。
- 4.本人会員等が第11条の2第1項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、当行は、これを理由として本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、当行または当行の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。

第13条の2(第11条の2第1項の同意の撤回)

1.本人会員等が、当行所定の手続きにより第11条の2第1項の利用目的に対する同意を撤回した場合には、当行は、すみやかに当

該本人会員等(当該本人会員等に家族会員等がある場合には、当 該家族会員等を含みます。)に係る個人情報につき、第11条の2 第1項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。

- 2.第11条の2第1項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、 第14条記載のお問い合わせ窓口にお問い合わせください。
- 3.第1項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、当 行は当該各号に定める限度で、第11条の2第1項各号の利用目 的による個人情報の取扱いを行うことができるものとします。
 - (1)第11条の2第1項各号に定める目的での利用 同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を 中止する措置を完了するまでの間
 - (2)第11条の2第1項第2号または第3号のうち、広告または宣伝のための書面の送付 広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合
 - (3)第11条の2第1項第2号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付 ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当行の業務に関 し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される 電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合

第14条(お問合わせ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問い合わせや提供・利用 停止・その他のご意見の申出につきましては、店舗窓口または下 記当行お客さま相談室にご連絡ください。

なお、当行では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。

株式会社足利銀行 お客さま相談室

TEL028-626-0323

受付時間9:00~17:00(銀行休業日を除く)

第14条の2(本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用)

- 1.本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第 11条、第11条の3および第11条の4に定める範囲で利用また は提供されます。
- 2.本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当行は第11条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第11条の3および第11条の4に定める範囲で利用または提供されます。

第14条の3(条項の変更)

第11条から第14条の3に定める同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

第15条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

1.会員等は、当行およびJCB(以下文脈に応じて「両社」といいます。)が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで

以下のとおり取り扱うことに同意します。

- (1)本契約(本申込みを含みます。以下同じ。)を含む当行もしくは JCBまたは両社との取引に関する与信判断および与信後の管 理のために、以下の①~⑨の個人情報を収集、利用すること。
 - ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージ サービスの送信先番号を含みます。)、勤務先、職業、カード の利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時およ び入会後に届け出た事項。
 - ②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等 と両社の契約内容に関する事項。
 - ③会員のカードの利用内容、支払状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
 - ④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・ 家族構成等、当行またはJCBが収集したクレジット利用・支 払履歴。
 - ⑤犯罪収益移転防止法で定める本人確認書類等の記載事項ま たは会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
 - ⑥当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①~③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)。
 - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」といいます。)。
 - ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」といいます。)。
- (2)以下の目的のために、前号①~④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は、本同意書末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。
 - ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
 - ②当行もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当行もしくはJCBまたは両社の事業(当行またはJCBの定款記載の事業をいい、以下「両社事業」といいます。) における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査お

よび会員等の親族との取引上の判断を含みます。)。

- ③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
- ④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当行、若しくはJCBまたはこれらの加盟店その他の営業案内、および貸付けの契約に関する勧誘。
- ⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3)本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①~⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- (4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用 の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンラ イン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取 引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)89の個人情報 を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該 非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可 能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会 **昌らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求め** たり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したり する場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)® ⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供 し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領しま す。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も 当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き 換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該 事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービス における分析のためにも当該情報を使用します。詳細につい ては、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに 関する案内にて確認できます。
- 2.会員等は、当行、JCBおよびJCBが運営するカード取引システム(以下「JCBカード取引システム」といいます。)に参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①~④の個人情報(第6条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除きます。)を共同利用することに同意します。(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は、次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は、JCBとなります。
- 3.会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」といいます。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①~③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本同

意書末尾に記載のとおりです。)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は、JCBとなります。

- 4.会員等は、本申込みにおいて保証会社に保証を委託する場合は、第1項(1)①~④の個人情報を、保証会社においては本項(1)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBにおいては本項(2)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBならびに保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。
 - (1)保証会社の利用目的
 - ①本申込みの受付、保証の審査および保証の決定
 - ②会員等の委託に係る保証取引(以下「本件保証取引」といいます。)に関する与信判断および与信後の管理
 - ③加盟する個人信用情報機関への提供および適正かつ適法 と認められる範囲での第三者の提供
 - ④本件保証取引上の権利行使および義務の履行
 - ⑤法令等によって認められる権利行使および義務の履行
 - ⑥本件保証取引上必要な会員等への連絡および郵便物等の送付
 - (2) 当行およびJCBの利用目的
 - ①当行もしくはJCBまたは両社との取引に関する与信判断 および与信後の管理
 - ②本条第1項(2)①~③の目的

第16条(個人信用情報機関の利用および登録)

- 1.本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」といいます。)は、当行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」といいます。)に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下のとおり同意します。
 - (1)両社が自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。以下本条において同じ。)のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」といいます。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます。)に照会し、本会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じ。)が登録されている場合はこれを利用すること。
 - (2)本同意書末尾の加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員等の個人情報(その履歴を含みます。)が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に

係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断のためにこれ を利用されること。

- (3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。
- 2.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本同意 書末尾に記載の個人信用情報機関とします。各機関の加盟資格、 加盟会員名等は、各機関のホームページに掲載されております。 なお、当行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合 は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第17条(個人情報の開示、訂正、削除)

1.会員等は、当行、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCB の提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

なお、開示請求は、以下に連絡するものとします。

- (1) 当行に対する開示請求:本同意書末尾に記載の当行相談窓口へ
- (2)JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求:本同意書末尾に記載のJCB相談窓口へ
- (3)加盟個人信用情報機関に対する開示請求:本同意書末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ
- 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第18条(個人情報の取扱いに関する不同意)

両社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本同意書に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第15条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。(本条に関する申し出は、本同意書末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

第19条(契約不成立時および退会後の個人情報の利用)

1.両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第15条に定める目的(ただし、第15条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除きます。)および第16条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2.退会の申し出または会員資格の喪失後も、第15条に定める目的 (ただし、第15条第1項(2)③に定める市場調査を目的とした アンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当 行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除きます。)および開示 請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間 個人情報を保有し、利用します。

2025年12月9日改定

【お問い合わせ・相談窓口】

- 1.商品などについてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2.本同意書についてのお問い合わせ、ご相談については、下記の当行クレジットセンターまで、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については当行本支店店舗窓口または下記にご連絡ください。

(本同意書についてのお問い合わせ、ご相談受付窓口)

株式会社足利銀行 クレジットセンター

〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田1-7-5

TEL028-648-8300

受付時間9:00~17:00(銀行休業日を除く)

(個人情報の開示等の手続きについてのお問い合わせ窓口)

株式会社足利銀行 お客さま相談室

〒320-8610 栃木県宇都宮市桜4-1-25

TFI 028-626-0323

受付時間9:00~17:00(銀行休業日を除く)

(個人情報の取扱いに関する質問及び苦情の受付窓口)

株式会社足利銀行 お客さま相談室

〒320-8610 栃木県宇都宮市桜4-1-25

TEL028-626-0323

受付時間9:00~17:00(銀行休業日を除く)

(第15条第2項および第3項の共同利用についてのお問い合わせ窓口)

株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22

青山ライズスクエア

TEL0120-668-500

〈共同利用会社〉

本同意書に定めるJCBの共同利用会社は、以下のとおりです。

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2

高田馬場TSビル

利用目的:旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザベーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営

する「J-Basketサービス」等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20

青山ライズフォート

利用目的:保険サービス等の提供

〈加盟個人信用情報機関〉

本同意書に定める加盟個人信用情報機関は、以下のとおりです。

名 称 全国銀行個人信用情報センター

所 在 地 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号 03-3214-5020

ホームページ(URL) https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センター(KSC)は、主に金融機関と その関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。

所 在 地 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号 0120-810-414

ホームページ(URL) https://www.cic.co.ip/

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法および貸金業 法に基づく指定信用情報機関です。

名 称 株式会社日本信用情報機構(JICC) 所 在 地 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館4階

雷話番号 0570-055-955

ホームページ(URL) https://www.iicc.co.ip/

※株式会社日本信用情報機構(JICC)は、貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

※カード発行会社のうち、一部加盟していない会社があります。

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをで覧ください。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター
全国銀行個人信用情報センター	CIC, JICC

【当行が加盟する個人信用情報機関】

	登録期間			
登録情報	全国銀行個人信用 情報センター	株式会社日本信用 情報機構	株式会社 シー・アイ・シー	
氏名、生年月日、 性別、住所(本人 への郵便物不着 の有無を含む)、 電話番号、勤務先 等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間	
借入金額、借入 日、最終返済日等 の本契約の内容 およびその返済 状況(延滞、代位 弁済、強制回収手 続、解約、完済等 の事実を含む)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中およ び契約終了後5年 以内。 但し、債権譲渡の 事実に係る情報 は当該事実の発 生日から1年以 内	契約期間中および契約終了後5年 以内。 但し、債務支払を 延滞した事実については契約期間 中および契約終 了日から5年間	
個人信用情報 機関を利用した 日および本契約 またはその申込 の内容等	当該利用日から 1年を超えない 期間	当該照会日から 6か月以内	当該利用日から 6か月間	
官報情報	破産手続開始決 定等を受けた日 から7年を超えな い期間			
登録情報に関する苦情を受け、調 査中である旨	当該調査中の 期間	当該調査中の 期間	当該調査中の 期間	
本人確認資料の 紛失、盗難、貸付 自粛等の本人申 告情報	本人から申告の あった日から5年 を超えない期間	登録日から5年以内	登録日から5年 以内	

【保証会社が加盟する個人信用情報機関】

The second secon			
登録情報	登録期間		
豆或利用和	株式会社シー・アイ・シー (CIC)		
本契約に係る申込みをした事実	当機関に照会した日から6か月間		
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内		
本契約に係る債務の支払いを 延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間		

【個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関】

個人信用情報機関	提携する個人信用情報機関
●全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	●株式会社シー・アイ・シー ●株式会社日本信用情報機構
●株式会社シー・アイ・シー (CIC) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 ▼ 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	●全国銀行個人信用情報センター ●株式会社日本信用情報機構
●株式会社日本信用情報機構 (JICC) 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館4階 TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	●全国銀行個人信用情報センター ●株式会社シー・アイ・シー

※会員規約等に同意いただけない場合は、退会の手続きを とらせていただきますので、カードをご持参のうえ、取引 店までご来店ください。